

官報

号外 昭和五十一年五月十八日

第七十七回 衆議院會議録 第二十号

昭和五十一年五月十八日(火曜日)

議事日程 第十七号

昭和五十一年五月十八日

午後一時開議

第一 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 (承諾を求めの件)
昭和四十八年度一般会計予備費使用総額調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和四十八年度特別会計予備費使用総額調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和四十八年度特別会計予算総額調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)
昭和四十九年度一般会計予備費使用総額調書及び各省各庁所管使用調書
昭和四十九年度特別会計予備費使用総額調書及び各省各庁所管使用調書
昭和四十九年度特別会計予算総額調書及び各省各庁所管経費増額調書
昭和五十一年度特別会計予備費使用総額調書及び各省各庁所管使用調書
昭和五十一年度特別会計予算総額調書及び各省各庁所管経費増額調書

昭和五十一年五月十八日 衆議院會議録第二十号

昭和五十一年五月十八日 衆議院會議録第二十号

第三 (承諾を求めの件)
昭和五十一年度一般会計予備費使用総額調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
昭和五十一年度特別会計予備費使用総額調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
昭和五十一年度特別会計予算総額調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

第四 昭和四十九年度一般会計国庫債務負担行為総調書

第五 昭和五十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)

第六 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

議員辭職の件

日程第一 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 (承諾を求めの件)
昭和四十八年度一般会計予備費使用総額調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和四十八年度特別会計予備費使用総額調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和四十八年度特別会計予算総額調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)
昭和四十九年度一般会計予備費使用総額調書及び各省各庁所管使用調書
昭和四十九年度特別会計予備費使用総額調書及び各省各庁所管使用調書
昭和四十九年度特別会計予算総額調書及び各省各庁所管経費増額調書
昭和五十一年度特別会計予備費使用総額調書及び各省各庁所管使用調書
昭和五十一年度特別会計予算総額調書及び各省各庁所管経費増額調書

第三 (承諾を求めの件)
昭和五十一年度一般会計予備費使用総額調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
昭和五十一年度特別会計予備費使用総額調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
昭和五十一年度特別会計予算総額調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

第四 昭和四十九年度一般会計国庫債務負担行為総調書

第五 昭和五十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)

第六 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
民法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和五十一年五月十八日 衆議院會議録第二十号

議員辭職の件 消防法の一部を改正する法律案 (その2) (承諾を求めぬの件) 外十一件

昭和四十八年度一般會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書

六六〇

午後一時五十分開議

○議長(前尾繁三郎君) これより會議を開きます。

議員辭職の件

○議長(前尾繁三郎君) 議員安里積千代君から辭表が提出されております。これにつきお諮りいたしたいと思ひます。

まず、その辭表を朗讀いたさせます。

〔參事朗讀〕

辭職願

今般施行の沖繩県知事選挙立候補のため議員を辭職いたしたく、御許可をお願いいたします。

昭和五十一年五月十八日

衆議院議員 安里積千代

衆議院議長 前尾繁三郎殿

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

安里積千代君の辭職を許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、辭職を許可するに決しました。

日程第一 消防法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一、消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長小山村二君。

消防法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔小山村二君登壇〕

○小山村二君 ただいま議題となりました消防法

の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における屋外タンク貯蔵所の事故の実態にかんがみ、屋外タンク貯蔵所の規制を強化するため、市町村長等の委託に基づいて屋外タンク貯蔵所が技術上の基準に適合するかどうかについて審査すること等を目的とする危険物保安技術協会を設置するほか、危険物施設の保安に関する検査その他の検査の充実を図ろうとするものであります。

本案は、四月一日日本委員会に付託され、五月十一日福田自治大臣から提案理由の説明を聴取し、慎重に審査を行いました。

同月十四日質疑を終了し、討論の申し出もなく、採決を行いましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、日本共産党、革新共同、公明党及び民社党の五党共同提案により、危険物規制行政の迅速かつ円滑な執行、危険物施設に係る技術上の基準の整備、危険物保安技術協会の有能な検査員の確保及び消防防災に関する研究の強力な推進等を内容とする附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

第二日

昭和四十八年度一般會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和四十八年度特別會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和四十八年度特別會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和四十八年度特別會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和四十八年度特別會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和四十八年度特別會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和四十八年度特別會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和四十八年度特別會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和四十八年度特別會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和四十八年度特別會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(承諾を求めぬの件)

第三日

昭和五十年年度一般會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
昭和五十年年度特別會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
昭和五十年年度特別會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
昭和五十年年度特別會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
昭和五十年年度特別會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
昭和五十年年度特別會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
昭和五十年年度特別會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
昭和五十年年度特別會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
昭和五十年年度特別會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
昭和五十年年度特別會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(承諾を求めぬの件)

日程第四 昭和四十九年度一般會計國庫債務負担行為總調書
日程第五 昭和五十年年度一般會計國庫債務負担行為總調書(その1)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第二、昭和四十八年度一般會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)外六件(承諾を求めぬの件)、日程第三、昭和五十年年度一般會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)外二件(承諾を求めぬの件)、日程第四、昭和四十九年度一般會計國庫債務負担行為總調書、日程第五、昭和五十年年度一般會計國庫債務負担行為總調書(その1)、

右十二件を一括して議題といたします。
委員長の報告を求めます。決算委員長村山達雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔村山達雄君登壇〕

○村山達雄君 ただいま議題となりました各件について、決算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、予備費等の各件について御説明いたします。

これらの各件は、財政法の規定に基づき、予備費の使用等について、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

そのうち、昭和四十八年度分は、昭和四十九年一月から三月までの間において使用が決定されたもので、一般會計予備費は、国民健康保険事業に対する國庫負担金の不足を補うために必要な経費等三十二件で、その金額は四百六十八億四千万円であり、特別會計予備費は、外国為替資金特別會計における外国為替等売買差損の補てんに必要な経費等十七特別會計の十八件で、その金額は三百七十四億四千万円であります。

昭和四十九年度分は、昭和四十九年四月から昭和五十年三月までの間において使用が決定されたもので、一般會計予備費は、河川等災害復旧事業等に必要経費等七十八件で、その金額は八百二十億四千万円であり、特別會計予備費は、食糧管理特別會計の国内米管理勘定における国内米の買入れに必要経費等十九特別會計の三十件で、その金額は二千三百九十九億四千万円であります。

昭和五十年年度分は、昭和五十年四月から十二月までの間において使用が決定されたもので、一般會計予備費は、河川等災害復旧事業に必要な経費等二十六件で、その金額は二百三億四千万円であり、特別會計予備費は、食糧管理特別會計の国内米管理勘定における国内米の買入れに必要な経

費等五特別会計の八件で、その金額は二千八百七十億円余であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

委員会におきましては、昨年十二月二十七日に昭和四十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)外三件、昭和四十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、本年二月十日に昭和五十年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)外二件の付託を受け、昨十七日大蔵省当局より説明を聴取、引き続き質疑を行った後、直ちに討論に入りまして、自由民主党を代表して萩原幸雄君は承諾に賛成、日本社会党を代表して原茂君は承諾に反対、日本共産党・革新共同を代表して庄司幸助君は、昭和四十八年度特別会計予算総則第九条に基づく経費増額調書及び経費増額調書、昭和四十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)は承諾に賛成、その他の各件は承諾に反対、公明党を代表して浅井美幸君は承諾に反対の意見を述べられ、次いで採決の結果、各件は、いずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決いたしました。

次に、国庫債務負担行為総調書の二件について御説明いたします。

二件は、財政法の規定に基づき国会に報告されたもので、その内容は、河川等災害復旧事業費補助などにつき、国の債務を負担することとしたものであります。

委員会におきましては、昨年十二月二十七日に昭和四十九年度一般会計国庫債務負担行為総調書、本年二月十日に昭和五十年年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)の付託を受け、昨十七日大蔵省当局より説明を聴取、引き続き質疑を行った後、討論もなく、直ちに採決を行った結果、二件は、いずれも全会一致をもって異議がないと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〇議長(前尾繁三郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第二の七件中、昭和四十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)、昭和四十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)、昭和四十八年度特別会計予算総則第十條に基づく経費増額調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)、昭和四十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書と、昭和四十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書と、昭和四十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書と、昭和四十九年度特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額調書及び各省各庁所管経費増額調書の五件を一括して採決いたします。

五件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、五件とも委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第二のうち、昭和四十八年度特別会計予算総則第九条に基づく経費増額調書及び経費増額調書及び昭和四十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書の二件を一括して採決いたします。

二件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、二件とも委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第三の三件中、昭和五十年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)及び昭和五十年年度特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)の二件を一括して採決いたします。

二件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、二件とも委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第三のうち、昭和五十年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)及び昭和五十年年度特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)の二件を一括して採決いたします。

二件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

二件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、二件とも委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第三のうち、昭和五十年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第四及び第五の二件を一括して採決いたします。

二件は委員長報告のいずれも異議がないと決したものであります。二件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、二件とも委員長報告のとおり決しました。

日程第六 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

〇議長(前尾繁三郎君) 日程第六、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、日程第七、健康保険法等の一部を改正する法律案、日程第八、予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長熊谷義雄君。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔熊谷義雄君登壇〕

〇熊谷義雄君 ただいま議題となりました三法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、厚生年金保険、船員保険及び国民年金の給付改善を行うとともに、児童扶養手当、特別児童扶養手当等について改善を行い、国民の老後保障の充実強化等を図ろうとするものであります。

その主な内容は、厚生年金保険法においては、第一に、改正後、新たに老齢年金を受ける者の標準的な年金額を月額約九万円に引き上げることとし、定額部分については、単価の引き上げ及び被保険者期間の上限の延長、報酬比例部分については、過去の標準報酬の再評価を行うほか、加給年金並びに障害年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げること、

第二に、在職老齢年金の支給制限を緩和すること、

第三に、障害年金及び遺族年金について、通算措置を行うこととするほか、通算老齢年金の受給資格期間を満たした者が死亡した場合に、その遺族に通算遺族年金を支給すること、

第四に、遺族年金について寡婦加算制度を創設し、有子の寡婦及び六十歳以上の高齢寡婦に一定額を遺族年金に加算すること、

厚生年金 六六一

昭和五十一年五月十八日 衆議院会議録第二十号

昭和四十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2) (承諾を求めるの件) 外十一件 厚生年金

保険法等の一部を改正する法律案外二案

昭和五十一年五月十八日 衆議院會議録第二十号

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案外二案
与に關する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名稱及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給

六六二

第五に、障害年金の廃疾認定日を初診日から一年六カ月を経過した日に短縮するとともに、事後重症制度を設けること、

第六に、標準報酬を三万円から三十二万円の三十六等級に改めるとともに、保険料率を千分の十八引き上げること

船員保険法においては、厚生年金保険法の改正に準じた改正を行うこととあります。

国民年金法においては、

第一に、提出制国民年金の年金額を引き上げ、二十五年加入の場合の年金額を月額三万二千五百円とし、現に支給されている十年年金の額を月額二万五千円に、五年年金の額を月額一万五千円にそれぞれ引き上げるほか、障害年金の最低保障額及び母子年金等の額を引き上げること、

第二に、障害年金及び遺児年金について、厚生年金保険の改正と同様に、通算制度を創設するとともに、障害年金の廃疾認定日を早めること、

第三に、保険料の額を昭和五十二年四月分より月額二千二百円に改定し、以後、段階的に引き上げるとともに、国庫負担を提出時から給付時負担に切りかえることとあります。

福祉年金については、老齢福祉年金の額を月額一万三千五百円に引き上げ、障害福祉年金、母子福祉年金等の額をそれぞれ引き上げるとともに、母子福祉年金等の支給要件を緩和することとあります。

また、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当の額をそれぞれ引き上げること等とあります。

本案は、去る四月二十三日付託となり、昨日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、自由民主党より、保険料率の引き下げ及び在職老齢年金の支給区分の改善についての修正案、日本共産党・革新共同より、保険料に係る改正規定を削る修正案がそれぞれ提出され、採決の結果、日本共産党・革新共同提出の修正案は否決され、本案

は、自由民主党提出の修正案とより修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

次に、健康保険法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近の経済情勢の変動等にかんがみ、標準報酬及び一部負担金の改定並びに分擔費等の給付の改善を行うとともに、任意継続被保険者制度の拡充等を図ろうとするもので、その主な内容は、健康保険法においては、

第一に、分擔費及び埋葬料等の現金給付の改善を行うこと、

第二に、標準報酬の上限を二十万円から三十二万円に、下限を二万円から三万円に改定すること、

第三に、初診時一部負担金の額を二百円から六百元に、入院時一部負担金の額を一日当たり六十円から二百円に改定するとともに、入院時一部負担金の支払うべき期間を一カ月から六カ月とする

こと、

第四に、任意継続被保険者制度を高齡退職者等にも利用しやすいものとするため、制度の拡充を図ることとあります。

船員保険法におきましては、疾病部門について健康保険法に準じた改正を行うこと等とあります。

また、社会保険診療報酬支払基金法においては、基金の業務の範囲を改めること等とあります。

本案は、去る五月六日本会議において趣旨の説明が行われ、同日委員会に付託となり、昨日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、一部負担金に関する改正規定等について修正案が提出され、採決の結果、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

次に、予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における伝染病の発生状況、医学、医療の進歩、生活環境の改善等にかんがみ、

予防接種の対象疾病、実施方法を改めるとともに、予防接種を受けたことにより、疾病にかかり、廃疾となり、または死亡した場合には、厚生大臣の認定により、市町村長は、医療費及び医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料を支給することとし、給付の費用については、市町村及び都道府県がそれぞれ四分の一、国が二分の一を負担すること、

また、結核予防法による予防接種事故についても、予防接種法の例により給付を行うこと、

なお、本改正案の施行前に予防接種を受けたことにより、施行日以後に疾病にかかり、もしくは廃疾となつてゐる場合または死亡した場合には、予防接種法に準ずる給付を行うこととあります。

本案は、五月十一日付託となり、昨日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 三案を一括して採決いたします。

日程第六及び第七の委員長の報告はいずれも修正、第八の委員長の報告は可決であります。三案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、三案とも委員長報告のとおり決しました。

日程第九 在外公館の名稱及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第九、在外公館の名稱及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員理事木野晴夫君。

在外公館の名稱及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔木野晴夫君登壇〕

○木野晴夫君 ただいま議題となりました在外公館の名稱及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の主な内容は、

第一に、戦争等による特別事態が発生している地に所在する特定の在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を定めること、

第二に、スリナム、カーボ・ヴェルデ、サントメ・プリンシペ及びモザンビークに日本国大使館を、ウジジュン・パンダン及びホラム・シャールに日本国総領事館を設置するとともに、在勤手当の額を定めること、

第三に、既設の在外公館について在勤基本手当の基準額及び研修員手当の額を改定することとあります。

本案は、一月三十一日本委員会に付託され、三月二日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重に審査を行い、五月十七日質疑を終了いたしましたところ、竹中委員より、施行期日に関する修正案が提出され、趣旨説明の後、討論もなく、採決の

結果、全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○三塚博君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、民法等の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 三塚博君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

民法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 民法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長報告を求めます。法務委員長大竹太郎君。

民法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔大竹太郎君登壇〕

○大竹太郎君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、妻の地位の實質的向上を図るため、離

婚復氏の制度及び婚姻事件に関する裁判管轄等を改善するとともに、国民のプライバシー保護の観点から、戸籍公開の制度等を改善するため、民法、人事訴訟手続法及び戸籍法を改正しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一は、離婚によって婚姻前の氏に復した者は、離婚の日から三カ月以内に届け出をすることによって、婚姻中の氏を称することができるとするものであります。

第二は、離婚等婚姻事件の訴えの現状にかんがみ、当事者の便宜等を図るため、裁判管轄を合理化するものであります。

第三は、戸籍及び除籍の閲覧の制度を廃止するとともに、戸籍の謄抄本の請求は、一定の場合を除き、その理由を明らかにするものとし、請求が不当な目的によるときは、市町村長はその請求を拒むことができることとするものであります。

また、除籍の謄抄本の請求は、一定の場合を除き、相続関係を証明する等の必要があるときに限り、することができるとするものであります。

第四は、不正な方法で戸籍等の謄抄本の交付を受けた者に対し、過料を科することとするものであります。

第五は、嫡出子の出生届、裁判に基づく戸籍の届け出及び死亡届について、届け出人の範囲を拡大することとするものであります。

本案は、去る十一日提案理由の説明を聴取し、慎重審査を行い、本日質疑を終了、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十六分散会

出席閣僚大臣

法務大臣	稻葉 修君
外務大臣	宮澤 喜一君
大蔵大臣	大平 正芳君
厚生大臣	田中 正巳君
自治大臣	福田 一君

○明詔を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る十四日、本院は原子力委員会委員に向坊隆君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十四日、本院は土地鑑定委員会委員に師岡健四郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十四日、本院は労働保険審査会委員に長谷川操君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十四日、本院は宇宙開発委員会委員に吉識雅夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十四日、本院は旧軍港市国有財産処理審議会委員に齋藤逸朗君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(通知書受領)

一、去る十四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

刑事訴訟法の一部を改正する法律

恩給法等の一部を改正する法律

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律

金属鉱業事業団法の一部を改正する法律

林業改善資金助成法

漁業再建整備特別措置法

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律

漁船船主責任保険臨時措置法

地方交付税法等の一部を改正する法律

地方財政法等の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る十四日、内閣から次の報告書を受領した。

首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく昭和五十年年度首都圏整備に関する年次報告

社会保障制度審議会設置法第九条の規定に基づく昭和五十年年度社会保障制度審議会報告書

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

大石 千八君

林 大幹君

受田 新吉君

菅野和太郎君

木村 武雄君

安里積千代君

地方行政委員

辞任

木村武千代君

補欠

野田 毅君

昭和五十一年五月十八日 衆議院會議録第二十号 朗読を省略した議長の報告

六六四

島田 安夫君

栗山 ひで君

商工委員

補欠

外務委員

補欠

塩川正十郎君

橋本登美三郎君

法務委員

山崎 始男君

横山 利秋君

小川 平二君

齊藤滋与史君

正示啓次郎君

橋本登美三郎君

渡海元三郎君

菅野和太郎君

外務委員

山崎 始男君

横山 利秋君

小川 平二君

齊藤滋与史君

正示啓次郎君

橋本登美三郎君

渡海元三郎君

菅野和太郎君

大蔵委員

山崎 始男君

横山 利秋君

小川 平二君

齊藤滋与史君

正示啓次郎君

橋本登美三郎君

渡海元三郎君

菅野和太郎君

文教委員

山崎 始男君

横山 利秋君

小川 平二君

齊藤滋与史君

正示啓次郎君

橋本登美三郎君

渡海元三郎君

菅野和太郎君

社会労働委員

山崎 始男君

横山 利秋君

小川 平二君

齊藤滋与史君

正示啓次郎君

橋本登美三郎君

渡海元三郎君

菅野和太郎君

農林水産委員

山崎 始男君

横山 利秋君

小川 平二君

齊藤滋与史君

正示啓次郎君

橋本登美三郎君

渡海元三郎君

菅野和太郎君

辞任

山崎 始男君

横山 利秋君

小川 平二君

齊藤滋与史君

正示啓次郎君

橋本登美三郎君

渡海元三郎君

菅野和太郎君

辞任

山崎 始男君

横山 利秋君

小川 平二君

齊藤滋与史君

正示啓次郎君

橋本登美三郎君

渡海元三郎君

菅野和太郎君

辞任

山崎 始男君

横山 利秋君

小川 平二君

齊藤滋与史君

正示啓次郎君

橋本登美三郎君

渡海元三郎君

菅野和太郎君

辞任

山崎 始男君

横山 利秋君

小川 平二君

齊藤滋与史君

正示啓次郎君

橋本登美三郎君

渡海元三郎君

菅野和太郎君

辞任

山崎 始男君

横山 利秋君

小川 平二君

齊藤滋与史君

正示啓次郎君

橋本登美三郎君

渡海元三郎君

菅野和太郎君

辞任

山崎 始男君

横山 利秋君

小川 平二君

齊藤滋与史君

正示啓次郎君

橋本登美三郎君

渡海元三郎君

菅野和太郎君

辞任

山崎 始男君

横山 利秋君

小川 平二君

齊藤滋与史君

正示啓次郎君

橋本登美三郎君

渡海元三郎君

菅野和太郎君

一、昨十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員
 辞任 松永 光君 補欠 木村 武雄君
 松永 誠一君 横山 利秋君
 木村 武雄君 松永 光君

建設委員
 辞任 高橋 千寿君 補欠 木村 俊夫君
 木村 俊夫君 高橋 千寿君

通信委員
 辞任 中尾 宏君 補欠 中尾 隆君
 中尾 隆君 中尾 宏君

農林水産委員
 辞任 山崎 始男君 補欠 山崎 始男君
 山崎 始男君 山崎 始男君

社会労働委員
 辞任 山崎 始男君 補欠 山崎 始男君
 山崎 始男君 山崎 始男君

大蔵委員
 辞任 山崎 始男君 補欠 山崎 始男君
 山崎 始男君 山崎 始男君

文教委員
 辞任 山崎 始男君 補欠 山崎 始男君
 山崎 始男君 山崎 始男君

外務委員
 辞任 山崎 始男君 補欠 山崎 始男君
 山崎 始男君 山崎 始男君

予算委員
 辞任 山崎 始男君 補欠 山崎 始男君
 山崎 始男君 山崎 始男君

決算委員
 辞任 山崎 始男君 補欠 山崎 始男君
 山崎 始男君 山崎 始男君

特別委員長互選
 一、去る十四日、ロッキード問題に関する調査特別委員会において、委員長互選の結果、次のとおり当選した。

委員長 田中伊三次君

理事互選
 一、去る十四日、ロッキード問題に関する調査特別委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

上村千一郎君 内海 英男君
 大橋 武夫君 亀岡 高夫君
 小山 長規君 佐藤 文生君
 坂本三十三次君 菅波 茂君
 瀬戸山三男君 田中伊三次君
 谷垣 專一君 古屋 亨君
 松永 光君 箕輪 登君
 山村新治郎君 渡部 恒三君
 稲葉 誠一君 大出 俊君
 齊藤 正男君 田中 武夫君
 橋崎弥之助君 松浦 利尚君
 横路 孝弘君 庄司 幸助君
 松本 善明君 三浦 久君
 坂井 弘一君 鈴木 康雄君
 河村 勝君 永末 英一君

理事

大橋 武夫君 龜岡 高夫君
谷垣 專一君 松永 光君
山村新治郎君 田中 武夫君
横路 孝弘君 松本 善明君
坂井 弘一君

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、去る十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
公害対策並びに環境保全特別委員

辞任 補欠

中山 正暉君 竹内 黎一君
萩原 幸雄君 谷川 和穂君
橋本龍太郎君 木野 晴夫君
木野 晴夫君 橋本龍太郎君
竹内 黎一君 中山 正暉君
谷川 和穂君 萩原 幸雄君

交通安全対策特別委員 補欠

足立 篤郎君 中村 弘海君

一、昨十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
交通安全対策特別委員

辞任 補欠

中村 弘海君 足立 篤郎君
沖繩及び北方問題に関する特別委員 補欠

辞任 補欠

安里積千代君 小平 忠君

(議案提出)

一、去る十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。
政治亡命者保護法案(横山利秋君外七名提出)

一、昨十七日、議員から提出した議案は次のとおりである。
民法等の一部を改正する法律案(青柳盛雄君外四名提出)

(条約受領)

一、去る十四日、参議院から受領した条約は次の

とおりである。

第五次国際不協定の締結について承認を求め
るの件

千九百七十五年の国際コリア協定の締結につ
いて承認を求めるの件

アジアルオセアニア郵便条約の締結につい
て承認を求めるの件

(議案受領)

一、去る十四日、参議院から受領した内閣提出案
は次のとおりである。
身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用
の促進に関する特別措置法の一部を改正する法
律案

一、去る十四日、参議院から受領した同院継続審
査案は次のとおりである。
学校教育法の一部を改正する法律案

一、去る十四日、予備審査のため参議院から送付
された次の議案を受領した。
母性保障基本法案

一、去る十五日、予備審査のため参議院から送付
された次の議案を受領した。
公衆浴場法の一部を改正する法律案

(条約付託)

一、去る十四日、委員会に付託された条約は次の
とおりである。
第五次国際不協定の締結について承認を求め
るの件(条約第五号)(参議院送付)

千九百七十五年の国際コリア協定の締結につ
いて承認を求めるの件(条約第八号)(参議院送付)

アジアルオセアニア郵便条約の締結につい
て承認を求めるの件(条約第九号)(参議院送付)

(議案付託)

一、去る十四日、委員会に付託された議案は次の
とおりである。
学校教育法の一部を改正する法律案(第七十五
回国会開法第五号)(参議院送付)

文教委員会 付託

身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用
の促進に関する特別措置法の一部を改正する法
律案(内閣提出第六四号)(参議院送付)

一、去る十四日、予備審査のため参議院から送付
された議案は次の委員会に付託された。
母性保障基本法案(中沢伊登子君提出、参法第
一七号)(予)

一、去る十五日、予備審査のため参議院から送付
された議案は次の委員会に付託された。
公衆浴場法の一部を改正する法律案(田中寿美
子君外十名提出、参法第一八号)(予)

一、昨十七日、委員会に付託された議案は次のと
おりである。
政治亡命者保護法案(横山利秋君外七名提出、
衆法第二二号) 法務委員会 付託

(条約送付)

一、去る十四日、参議院に送付した条約は次のと
おりである。
日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航
海条約の締結について承認を求めるの件

経済協力開発機構金融支援基金を設立する協定
の締結について承認を求めるの件

米州開発銀行を設立する協定の締結について承
認を求めるの件

(議案送付)

一、去る十四日、参議院に送付した内閣提出案は
次のとおりである。
昭和四十二年以後における地方公務員等共済
組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一
部を改正する法律案

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債
発行限度に関する特例法案

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案
住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

振動規制法案

一、昨十七日、予備審査のため次の本院議員提出
案を参議院に送付した。
政治亡命者保護法案(横山利秋君外七名提出)

(議案通知書受領)

一、去る十四日、参議院において次の内閣提出案
を可決した旨の通知書を受領した。
刑事訴訟法の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案
昭和四十二年以後における国家公務員共済組
合等からの年金の額の改定に関する法律等の一
部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等
共済組合法に規定する共済組合が支給する年金
の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等
共済組合法の一部を改正する法律案

金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案
林業改善資金助成法案

漁業再建整備特別措置法案
中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案

漁船船主責任保険臨時措置法案
地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方財政法等の一部を改正する法律案
(質問書提出)

一、去る十四日、議員から提出した質問主意書は
次のとおりである。
鉄道便による小荷物配達に関する質問主意書
(石母田達君提出)

東亜燃料工業株式会社清水工場の増設計画に関
する質問主意書(栗田翠君提出)

PCB入り旧ノーカーボン紙の回収に関する質
問主意書(栗田翠君提出)

公衆浴場の確保に関する質問主意書(紺野与次
郎君提出)

北九州市若戸大橋の無料化と交通渋滞の解消問
題に関する質問主意書(田代文久君提出)

名古屋鉄道の利用者及び障害者等に対するサー
ビス改善に関する質問主意書(田中美智子君提
出)

昭和五十一年五月十八日 衆議院會議録第二十号

消防法の一部を改正する法律案及び同報告書

六六六

身障者の在宅投票制度の改善に関する質問主意書(中川利三郎君提出)
障害者・児の福祉対策に関する質問主意書(中島武敏君提出)
高速五号線(二期)の建設に伴う環境対策に関する質問主意書(中島武敏君提出)
大阪国際空港周辺整備事業に関する質問主意書(村上弘君外一名提出)
公害健康被害補償法による指定地域に関する質問主意書(松本善明君提出)
丹後織物と競合する物品の韓国等からの輸入規制に関する質問主意書(寺前巖君提出)
(答弁通知書受領)

一、去る十四日、内閣から、衆議院議員金瀬俊雄君提出次期対潜哨戒機PXL等の選定経過と関係省庁の係り合いに関する質問に対して、質問事項が多岐にわたり、答弁の内容について、関係省庁間の調整に日時を要するため、昭和五十一年五月二十二日までを答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

消防法の一部を改正する法律案

右

昭和三十二年四月一日

内閣総理大臣 三木 武夫

消防法の一部を改正する法律
消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

消防法目次中「第三章 危険物」を「第三章 危険物保安技術協会」に改める。
第十一条の三を第十一條の五とする。
第十一條の二第二項中「前条第七項」を「第十一條第七項」に改め、同条を第十一條の四とする。

第十一條の次に次の二条を加える。

第十一條の二 政令で定める製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更については、前条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る工事で政令で定めるものについては、同条第五項の完成検査を受ける前に、政令で定める工事の工程ごとに、当該製造所、貯蔵所又は取扱所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるもの(以下この条、次条及び第十六條の四において「特定事項」という。)が第十條第四項の技術上の基準に適合しているかどうかについて、市町村長等が行う検査を受けなければならない。

第一項に規定する者は、同項の検査において第十條第四項の技術上の基準に適合していると認められた特定事項に係る製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更の工事につき、前条第五項の完成検査を受けるときは、当該特定事項については、同項の完成検査を受けることを要しない。

第十一條の三 市町村長等は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる事項を危険物保安技術協会(第十四條の三第三項において「協会」という。)に委託することができる。

一 第十一條第二項の場合において、同条第一項の規定による許可の申請に係る貯蔵所が政令で定める屋外タンク貯蔵所(屋外にあるタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいう。以下同じ。)であるとき。当該屋外タンク貯蔵所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものが第十條第四項の

技術上の基準に適合するかどうかの審査

二 前条第一項の場合において、同項の貯蔵所が政令で定める屋外タンク貯蔵所であるとき。

当該屋外タンク貯蔵所に係る特定事項のうち政令で定めるものが第十條第四項の技術上の基準に適合するかどうかの審査

第十二條第二項中「権限を有する者に対し、」の下に「同項の」を加える。

第十二條の二中「左の」を「次の」に改め、同条第三号中第十一條の三を「第十一條の五」に改め、同条第六号中「第十四條の三」を「第十四條の三第一項又は第二項」に改める。

第十二條の四第二項中「第十一條の三」を「第十一條の五」に改める。

第十四條の三を次のように改める。

第十四條の三 政令で定める屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の所有者、管理者又は占有者は、政令で定める時期ごとに、当該屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものが第十條第四項の技術上の基準に従って維持されているかどうかについて、市町村長等が行う保安に関する検査を受けなければならない。

政令で定める屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、当該屋外タンク貯蔵所について、不等沈下その他の政令で定める事由が生じた場合には、当該屋外タンク貯蔵所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものが第十條第四項の技術上の基準に従って維持されているかどうかについて、市町村長等が行う保安に関する検査を受けなければならない。

第一項(屋外タンク貯蔵所に係る部分に限る。)又は前項の場合には、市町村長等は、これらの規定に規定する屋外タンク貯蔵所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものが第十條第四項の技術上の基準に従って維持されているかどうかの審査を協会に委託することができる。

きる。

第十六條の四中「危険物取扱者試験」を「製造所、貯蔵所若しくは取扱所に係る特定事項の検査、危険物取扱者試験に、「書換」を「書換え」に、「移送取扱所」を「屋外タンク貯蔵所若しくは移送取扱所」に改める。

第十六條の七中「廃止」の下に「又は市町村の廃置分合若しくは境界変更があつたこと」を加え、「市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合における」を削り、「から第十一條の三まで」を「第十一條の二、第十一條の四、第十一條の五」に改め、「第十一條の六の下に、第十二條の七第二項」を、「第十四條の三の下に、第十六條の三第三項」を加え、「においては、変更前の行政庁がした許可その他の処分又は受理した届出は、変更後の行政庁がした許可その他の処分又は受理した届出とみなす」を「における変更前の行政庁がした許可その他の処分又は受理した届出の効力その他この章の規定の適用に係る特例については、政令で定める」に改める。

第十六條の九中「及び」を「又は」に、「運搬、請替その他の取扱」を「取扱又は運搬」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 危険物保安技術協会

第一節 総則

第十六條の十 危険物保安技術協会は、第十一條の三又は第十四條の三第三項の規定による市町村長等の委託に基づく屋外タンク貯蔵所に係る審査を行い、あわせて危険物の貯蔵、取扱又は運搬(航空機、船舶、鉄道又は軌道によるものを除く。以下この章において同じ。)の安全に関する試験、調査及び技術援助等を行い、もつて危険物の貯蔵、取扱又は運搬に関する保安の確保を図ることを目的とする。

第十六條の十一 危険物保安技術協会(以下この章において「協会」という。)は、法人とする。

第十六條の十二 協会は、一を限り、設立されるものとする。

第十六条の十三 協会は、その名称中に危険物保安技術協会という文字を用いなければならない。

協会でない者は、その名称中に危険物保安技術協会という文字を用いてはならない。

第十六条の十四 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

第十六条の十五 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、協会について準用する。

第二節 設立

第十六条の十六 協会の設立するには、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事、市長の全国的連合組織の推薦する市長、町村長の全国的連合組織の推薦する町村長及び危険物の貯蔵、取扱いはば運搬に関する保安について学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

第十六条の十七 発起人は、定款及び事業計画書を自治大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

前項の事業計画書に記載すべき事項は、自治省令で定める。

第十六条の十八 自治大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条第一項の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであるり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認めら

れること。

四 前号に定めるもののほか、事業の運営が健全に行われ、危険物の貯蔵、取扱いはば運搬に関する保安の確保に資することが確実であると認められること。

第十六条の十九 自治大臣は、前条の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、協会の理事長又は監事となるべき者を指名する。

前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、協会の成立の時に於いて、第十六条の二十五第一項の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第十六条の二十 前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第十六条の二十一 理事長となるべき者は、前条の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三節 管理

第十六条の二十二 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所のある所在地

四 役員に関する事項

五 業務及びその執行に関する事項

六 財務及び会計に関する事項

七 定款の変更に関する事項

第十六条の二十四 理事長は、協会を代表し、その業務を総理する。

理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して協会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

監事は、協会の業務を監査する。

監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は自治大臣に意見を提出することができる。

第十六条の二十五 理事長及び監事は、自治大臣が任命する。

理事は、自治大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

第十六条の二十六 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

役員は、再任されることが出来る。

第十六条の二十七 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)。

二 製造所、貯蔵所若しくは取扱所の所有者、管理者若しくは占有者若しくは製造所、貯蔵所若しくは取扱所の工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

第十六条の二十八 自治大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

自治大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、自治大臣の認可を受けなければならない。

第十六条の二十九 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、自治大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第十六条の三十 協会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

第十六条の三十一 協会の職員は、理事長が任命する。

第十六条の三十二 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第十六条の三十三 協会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 業務

第十六条の三十四 協会は、第十六条の十の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 第十一条の三又は第十四条の三第三項の規定による市町村長等の委託に基づく屋外タンク貯蔵所に係る審査を行うこと。

二 危険物の貯蔵、取扱いはば運搬の安全に関する試験、調査、技術援助並びに情報の収集及び提供を行うこと。

三 危険物の貯蔵、取扱いはば運搬の安全に関する教育を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、第十六条の十

の四十九第一項に、「同項の規定をこれらの規定に、「協会」を「危険物保安技術協会又は日本消防検定協会」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第四十六条中「五万円」を「十万円」に改める。

第四十六条の二中「協会」を「危険物保安技術協会又は日本消防検定協会」に改め、同条第二号中「第二十一条の二十一第一項」を「第十六条の十四第一項又は第二十一条の二十一第一項」に改め、同条第三号中「第二十一条の三十六」を「第十六条の三十四第一項又は第二十一条の三十六」に、「行なつた」を「行つた」に改め、同条第五号中「第二十一条の四十八第二項」を「第十六条の四十七又は第二十一条の四十八第二項」に改める。

第四十六条の三中「第二十一条の二十二」を「第十六条の十三第三項又は第二十一条の二十二」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十一条の二から第十一条の五までに係る改正規定、第十二条の二、第十二条の四第二項、第十四条の三、第十六条の四、第十六条の七並びに第四十四条第三号の二及び第六号の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の消防法(以下「新法」という。)第十一条の二及び第十一条の三の規定は、前条ただし書に定める日(以下「一部施行日」という。)以後に、新法第十一条第一項の規定による許可の申請があつた製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更について適用する。

第三条 新法第十六条の七の規定は、一部施行日以後に、消防本部若しくは消防署の設置若しくは廃止又は市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合について適用し、一部施行日前に、消防本部若しくは消防署の設置若しくは廃止又は市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際現にその名称中に危険物保安技術協会という文字を用いている者は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第五条 危険物保安技術協会(以下「協会」という。)の最初の事業年度は、新法第十六条の四十の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

2 協会の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、新法第十六条の四十一中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

(地方税法の一部改正)
第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「製品安全協会」の下に、「危険物保安技術協会」を加える。

(所得税法の一部改正)
第七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

定協会の項中(昭和二十三年法律第八十六号)を削る。

(法人税法の一部改正)

第八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中

行政書士会

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)

を

危険物保安技術協会

消防法

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)

に改める。

(石油コンビナート等災害防止法の一部改正)

第九条 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第一号を次のように改める。

一 第五号第一項又は第七号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
第四十九条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

(消防組織法の一部改正)

第十条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第四十条第十八号中「日本消防検定協会」を「危険物保安技術協会及び日本消防検定協会」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第十一条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十四号の二中「日本消防検定協会」を「危険物保安技術協会及び日本消防検定協会」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行後に消防法第十一条第一項又は石油コンビナート等災害防止法第五条第一項若しくは第七号第一項の規定に違反してされたこれらの規定に規定する設置、新設又は変更で当該設置、新設又は変更のための工事がこの法律の施行前に開始されたものに対する罰則の適用につ

いては、なお従前の例による。

理 由

最近における屋外タンク貯蔵所の事故の実態にかんがみ、屋外タンク貯蔵所の規制を強化するため、市町村長等の委託に基づいて屋外タンク貯蔵所が技術上の基準に適合するかどうかについて審査すること等を目的とする危険物保安技術協会を設置するほか、危険物施設の保安に関する検査その他の検査の充実を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

消防法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における屋外タンク貯蔵所の事故の実態にかんがみ、屋外タンク貯蔵所の規制を強化するため、市町村長等の委託に基づいて屋外タンク貯蔵所が技術上の基準に適合するかどうかについて審査すること等を目的とする危険物保安技術協会を設置するほか、危険物施設の保安に関する検査その他の検査の充実を図ろうとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 危険物の規制に関する事項

1 完成検査前の検査

特定の製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置又はその位置、構造及び設備の変更の許可を受けた者は、特定の工事について

別表第一第一号の表中

行政書士会

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)

を

危険物保安技術協会

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)

に改め、同表日本消防検

行政書士会

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)

昭和五十一年五月十八日 衆議院會議録第二十号

消防法の一部を改正する法律案及び同報告書

六七〇

は、完成検査を受ける前に、その工事の工程ごとに、当該製造所、貯蔵所又は取扱所に係る構造及び設備のうち特定の事項について、市町村長等が行う検査を受けなければ完成検査を受けることができないものとする。

2 保安に関する検査

一定規模以上の屋外タンク貯蔵所の所有者等は、定期に又は不等沈下等が生じた場合に、市町村長等が行う保安に関する検査を受けなければならないものとする。

3 委託

(1) 市町村長等は、一定規模以上の屋外タンク貯蔵所に係る許可の申請があつた場合は、許可の申請に係る構造及び設備のうち特定の事項又は完成検査前の検査に係る事項のうち特定の事項が第十條第四項の技術上の基準に適合するかどうかの審査を危険物保安技術協会に委託することができるものとする。

(2) 市町村長等は、一定規模以上の屋外タンク貯蔵所に係る保安に関する検査を行う場合には、当該検査に係る事項のうち特定の事項が第十條第四項の技術上の基準に適合するかどうかの審査を危険物保安技術協会に委託することができるものとする。

(二) 危険物保安技術協会

1 目的

危険物保安技術協会は、市町村長等の委託を受けて屋外タンク貯蔵所に係る審査を行い、あわせて危険物の貯蔵、取扱いは運搬の安全に関する試験、調査及び技術援助等を行い、もつて、危険物の貯蔵、取扱いは運搬に関する保安の確保を図ることを目的とする。

2 法人格

危険物保安技術協会（以下「協会」という。）は、一を限り設立される法人とするものとする。

3 設立

協会を設立するには、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事、市長の全国的連合組織の推薦する市長、町村長の全国的連合組織の推薦する町村長及び危険物の貯蔵、取扱いは運搬に関する保安について学識経験のある者十五人以上が発起人となり、定款及び事業計画書を自治大臣に提出して設立の認可を申請しなければならないものとする。

4 定款

協会は、定款に目的等所要の事項を規定しなければならないものとする。

5 役員

協会に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置くものとする。

6 業務

協会は、1の目的を達成するため、主として、次の業務を行うものとする。

(1) 市町村長等の委託を受けて屋外タンク貯蔵所に係る審査に関する事務を行う。
(2) 危険物の貯蔵、取扱いは運搬の安全に関する試験、調査、技術援助並びに情報の収集及び提供を行う。
(3) 危険物の貯蔵、取扱いは運搬の安全に関する教育を行う。

7 審査事務規程

協会は、市町村長等の委託を受けて行う屋外タンク貯蔵所に係る審査に関する事務の実施に関する規程を定め、自治大臣の認可を受けなければならないものとする。

8 検査員

協会は、市町村長等の委託を受けて屋外タンク貯蔵所に係る審査を行うときは、政令で定める資格を有する者を実施させなければならないものとする。

ればならないものとする。

9 その他

その他、協会の業務方法書、財務及び会計、報告等について定めるものとする。

(三) その他

1 (一)の1の完成検査前の検査又は(二)の2の保安検査を受けようとする者は、一定の手数料を納めなければならないものとする。
2 罰金額の引上げその他罰則についての整備を図る。
3 その他所要の規定の整備を図る。

(四) 施行期日等

1 施行期日
この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、(一)の危険物の規制に関する事項については、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

2 経過措置

完成検査前の検査、市町村長等の協会への委託等について所要の経過措置を定めるものとする。

3 その他

地方税法その他の関係法律について所要の改正を行うものとする。

二 議案の可決理由

最近における屋外タンク貯蔵所の事故の実態にかんがみ、屋外タンク貯蔵所の規制を強化するため、危険物保安技術協会を設置するほか、危険物施設の保安に関する検査等を充実しようとする本案は妥当と認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

昭和五十一年五月十四日

地方行政委員長 小山 省二

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

消防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、最近における屋外タンク貯蔵所等危険物施設における事故の実態にかんがみ、危険物施設に係る技術上の基準の整備及び消防力の充実強化を図るため、次の事項について特段の措置を講ずべきである。

一 石油コンビナート等災害防止法を速やかに施行し、関係法令の適切な運用とあいまって防災体制の整備を図ること。

二 危険物保安技術協会の業務の執行に当たつては、地方公共団体の長が行う危険物規制行政の迅速かつ円滑な執行が図られるよう配慮すること。

三 屋外タンク貯蔵所の技術的審査の公正が期せられるようにするため、危険物保安技術協会の人員、特に、有能な検査員の確保に努めるとともに、協会に対し十分な監督を行うこと。

四 危険物施設の許可等の手数料及び危険物保安技術協会の受託料の額の決定に当たつては、地方公共団体の新たな財政負担とならないようにすること。また、危険物保安技術協会の経営的基盤を確保するため、国は適切な配慮をすること。

五 石油タンク等に係る災害を防止するため、屋外タンク貯蔵所の基礎、タンク本体等に関する技術上の基準の整備を図ること。

六 近時における災害の多様化、大規模化並びに地震災害に即応する防災技術の高度化を図るため、消防防災に関する研究を一段と強力に推進すること。
右決議する。

昭和四十八年度一般会計予備費使用総調査
及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾
を求めるの件)に関する報告書

本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、昭和四十八年度一般会計予備費のうち、昭和四十九年一月五日から同年三月二十九日までの間において決定された四六八億一、九三六万三千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、その内訳は、国民健康保険事業に対する国庫負担金の不足を補うために必要な経費、福祉年金等受給者に対する緊急生活資金給付金等に必要な経費、公立学校施設整備事業の建築単価の特例加算に必要な経費等三十二件である。

なお、同年度一般会計予備費の予算額は六五〇億円で、このうち、昭和四十八年六月十二日から同年十二月十四日までの間において決定された一八一億六、三二二万五千円の使用については、第七十二回国会において、すでに承諾済みである。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和五十一年五月十七日

決算委員長 村山 達雄
衆議院議長 前尾繁三郎殿

昭和四十八年度特別会計予備費使用総調査
及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾
を求めるの件)に関する報告書

本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、昭和四十八年度特別会計予備費のうち、昭和四十九年二月十五日から同年三月二十七日までの間において決定された三七四億七、〇二二万二千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、その内訳は、外国為替資金特別会計における外国為替等売買差損の補てんに必要な経費、郵便貯金特別会計における仲裁裁定の実施等に伴う郵政事業特別会計へ繰入れに必要な経費、漁船再保険及漁業共済保険特別会計漁船普通保険勘定における再保険金等の不足を補うために必要な経費、国有林野事業特別会計国有林野事業勘定における仲裁裁定の実施に伴う職員基本給に必要な経費等十七特別会計の十八件である。

なお、同年度特別会計予備費の予算総額は一兆〇、八四三億六、一〇〇万四千円で、このうち、昭和四十八年八月二十四日から同年十一月二日までの間において決定された一、七五一億九、八三八万一千円の使用については、第七十二回国会において、すでに承諾済みである。

二 本件の議決理由
本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和五十一年五月十七日

決算委員長 村山 達雄
衆議院議長 前尾繁三郎殿

昭和四十八年度特別会計予算総則第九条に
基づく経費増額総調査及び経費増額調査
(承諾を求めるの件)に関する報告書

本件の趣旨

本件は、昭和四十八年度特別会計予算総則第九条の規定に基づき、昭和四十九年三月二十六日に決定した郵政事業特別会計における業績賞与に必要な経費四三億五、二二六万円の増額につき、予備費使用の例によつて国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和五十一年五月十七日

決算委員長 村山 達雄
衆議院議長 前尾繁三郎殿

昭和四十八年度特別会計予算総則第十条に
基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経
費増額調査(その2)(承諾を求めるの件)に
関する報告書

本件の趣旨

本件は、昭和四十八年度特別会計予算総則第十條の規定に基づき、昭和四十九年二月十五日から同年三月二十六日までの間において決定した一、三三三億八、九一〇万円の経費増額につき、予備費使用の例によつて国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、その内訳は、郵便貯金特別会計における支払利子に必要な経費、郵政事業特別会計における収入印紙収入繰入及買戻金に必要な経費等六特別会計の九件である。

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和五十一年五月十七日

決算委員長 村山 達雄
衆議院議長 前尾繁三郎殿

昭和四十九年度一般会計予備費使用総調査
及び各省各庁所管使用調査(承諾を求める
の件)に関する報告書

本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、昭和四十九年度一般会計予備費の予算額一、四一〇億円のうち、昭和四十九年四月十二日から昭和五十年三月二十九日までの間において決定された八二〇億七、七九五万八千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、その内訳は、河川等災害復旧事業等に必要な経費、国民健康保険事業に対する国庫負担金の不足を補うために必要な経費、老人医療費補助金に必要な経費、畜産経営特別資金融通対策に必要な経費等七十八件である。

二 本件の議決理由
本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和五十一年五月十七日

決算委員長 村山 達雄
衆議院議長 前尾繁三郎殿

昭和四十九年度特別会計予備費使用総調査
及び各省各庁所管使用調査(承諾を求める
の件)に関する報告書

本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、昭和四十九年度特別会計予備費の予算総額一兆二、九二三億五、四七一万九千円のうち、昭和四十九年八月十六日から昭和五十年三月二十八日までの間において決定された二、三九九億六、四六五万四千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、その内訳は、食糧管理特別会計国内米管理勘定における国内米の買入れに必要な経費、労働保険特別会計失業勘定における失業保険給付金の不足を補うために必要な経費、郵便貯金特別会計における支払利子に必要な経費等十九特別会計の三十件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和五十一年五月十七日

決算委員長 村山 達雄
衆議院議長 前尾繁三郎殿

昭和五十一年五月十八日 衆議院會議録第二十号

昭和四十九年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額調査書及び各省各庁所管経費増額調査書(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、昭和四十九年度特別会計予算総則第十一条の規定に基づき、昭和四十九年八月三十日から昭和五十年三月二十八日までの間において決定した一、二八九億〇、九八四万四千円の経費増額につき、予備費使用の例によつて国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、その内訳は、労働保険特別会計徴収勘定における労働保険料の他勘定への繰入れに必要な経費、郵便貯金特別会計における支払利子に必要な経費等十特別会計の二十三件である。

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和五十一年五月十七日

決算委員長 村山 達雄
衆議院議長 前尾繁三郎殿

昭和五十一年度一般会計予備費使用総調査書及び各省各庁所管使用調査書(その一)(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六條の規定に基づき、昭和五十一年度一般会計予備費の予算額二、〇〇〇億円のうち、昭和五十年四月十八日から同年十二月二十六日までの間において決定された二、〇三億八、〇三万五千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、その内訳は、河川等災害復旧事業に必要な経費、

昭和五十一年度一般会計予備費使用総調査書及び各省各庁所管使用調査書(その一)(承諾を求めるの件)外二件に関する報告書 昭和四十九年度一般会計国庫債務負担行為(その一)に関する報告書 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書 六七一

児童扶養手当給付費の不足を補うために必要な経費、サリドマイド被害者に対する損害賠償に必要な経費等二十六件である。

二 本件の議決理由

本件は、財政法第三十六條の規定に基づき、昭和五十一年度特別会計予備費使用総調査書及び各省各庁所管使用調査書(その一)(承諾を求めるの件)に関する報告書

昭和五十一年五月十七日

決算委員長 村山 達雄
衆議院議長 前尾繁三郎殿

昭和五十一年度特別会計予備費使用総調査書及び各省各庁所管使用調査書(その一)(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六條の規定に基づき、昭和五十一年度特別会計予備費の予算総額二兆〇、六八二億〇、一四万九千円のうち、昭和五十一年五月二十三日から同年十二月二十六日までの間において決定された二、八七〇億六、八七一万円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、その内訳は、食糧管理特別会計国内米管理勘定における国内米の買入れに必要な経費及び自主流通米流通促進奨励金の交付に必要な経費等五特別会計の八件である。

二 本件の議決理由

本件は、財政法第三十六條の規定に基づき、昭和五十一年度一般会計予備費の予算額二、〇〇〇億円のうち、昭和五十年四月十八日から同年十二月二十六日までの間において決定された二、〇三億八、〇三万五千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、その内訳は、河川等災害復旧事業に必要な経費、

三 本件の議決理由

本件は、財政法第三十六條の規定に基づき、昭和五十一年度一般会計予備費の予算額二、〇〇〇億円のうち、昭和五十年四月十八日から同年十二月二十六日までの間において決定された二、〇三億八、〇三万五千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、その内訳は、河川等災害復旧事業に必要な経費、

四 本件の議決理由

本件は、財政法第三十六條の規定に基づき、昭和五十一年度一般会計予備費の予算額二、〇〇〇億円のうち、昭和五十年四月十八日から同年十二月二十六日までの間において決定された二、〇三億八、〇三万五千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、その内訳は、河川等災害復旧事業に必要な経費、

五 本件の議決理由

本件は、財政法第三十六條の規定に基づき、昭和五十一年度一般会計予備費の予算額二、〇〇〇億円のうち、昭和五十年四月十八日から同年十二月二十六日までの間において決定された二、〇三億八、〇三万五千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、その内訳は、河川等災害復旧事業に必要な経費、

昭和五十一年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額調査書及び各省各庁所管経費増額調査書(その一)(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、昭和五十一年度特別会計予算総則第十一条の規定に基づき、経費の増額について予備費使用の例によつて国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、その内容は、昭和五十年八月八日から同年十二月十二日までの間に、治水特別会計治水勘定における河川事業及び砂防事業等の調整に必要な経費、道路整備特別会計における道路事業、街路事業及び道路事業調査の調整等に必要な経費等六特別会計の十件について四三億六、二二六万五千円の増額をしたものである。

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和五十一年五月十七日

決算委員長 村山 達雄
衆議院議長 前尾繁三郎殿

昭和四十九年度一般会計国庫債務負担行為総調査書に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第十五條の規定に基づき、報告されたもので、同条第二項による昭和四十九年度一般会計国庫債務負担行為限度額八〇〇億円のうち、昭和五十年二月二十五日、昭和四十九年発生河川等災害復旧事業費補助等四件について一九七億三、五一八万円の範囲内で債務負担行為をすることとしたものである。

二 本件の議決理由
本件の債務負担行為は、緊急の必要があつたものと認め、異議がないと議決すべきものと議決した次第である。

三 本件の議決理由

昭和五十一年五月十七日

決算委員長 村山 達雄
衆議院議長 前尾繁三郎殿

昭和五十一年度一般会計国庫債務負担行為総調査書(その一)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第十五條の規定に基づき、報告されたもので、同条第二項による昭和五十年一般会計国庫債務負担行為限度額八〇〇億円のうち、昭和五十年九月十九日、昭和五十年発生直轄道路災害復旧費について一億七、二五九万二千円の範囲内で債務負担行為をすることとしたものである。

二 本件の議決理由

本件の債務負担行為は、緊急の必要があつたものと認め、異議がないと議決すべきものと議決した次第である。

三 本件の議決理由

昭和五十一年五月十七日

四 本件の議決理由

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
国会に提出する。

昭和五十一年二月十七日

内閣総理大臣 三木 武夫

厚生年金保険法等の一部を改正する法律

(厚生年金保険法の一部改正)

第一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条の表を次のように改める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報 酬 月 額
第一級	三〇、〇〇〇円	三一、五〇〇円未満
第二級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上 三四、五〇〇円未満
第三級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上 三七、五〇〇円未満
第四級	三九、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上 四〇、五〇〇円未満
第五級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上 四三、五〇〇円未満
第六級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上 四六、五〇〇円未満
第七級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上 五〇、〇〇〇円未満
第八級	五二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上 五四、〇〇〇円未満
第九級	五六、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上 五八、〇〇〇円未満
第一〇級	六〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上 六二、〇〇〇円未満
第一一級	六四、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上 六六、〇〇〇円未満
第一二級	六八、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上 七〇、〇〇〇円未満
第一三級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上 七四、〇〇〇円未満
第一四級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上 七八、〇〇〇円未満
第一五級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上 八三、〇〇〇円未満
第一六級	八六、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上 八九、〇〇〇円未満
第一七級	九二、〇〇〇円	八九、〇〇〇円以上 九五、〇〇〇円未満
第一八級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第一九級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第二〇級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第二一級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満

第二二級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第二三級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第二四級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第二五級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第二六級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第二七級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第二八級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第二九級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第三〇級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上 二一〇、〇〇〇円未満
第三一級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上 二二〇、〇〇〇円未満
第三二級	二四〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満
第三三級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満
第三四級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満
第三五級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上 三二〇、〇〇〇円未満
第三六級	三二〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円以上

第三十四条第一項第一号中「千円」を「千六百五十円」に改め、同条第三項中「三百六十」を「四百二十」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第五項中「二万八千八百円」を「七万七千円」に、「九千六百円」を「二万四千円」に改める。

第三十五条中「裁定する場合」の下に「又は保険給付の額を改定する場合」を加え、「五十銭」を「五十円」に、「一円」を「百円」に改める。

第三十八条第二項中「加給年金額」の下に「及び第六十二条の二の規定により加算する額」を加え、「行なわれない」を「行わない」に改める。

第三十九条の次に次の一条を加える。

第三十九条の二 年金たる保険給付の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以

後の分として当該年金たる保険給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権(以下「返還金債権」という。)に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき年金たる保険給付があるときは、厚生省令で定めるところにより、当該年金たる保険給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

第四十二条第三項中「第十八級」を「第二十級」に改める。

第四十六条第一項中「第十一級から第十四級まで」を「第十二級から第十六級まで」に、「第十五級から第十八級まで」を「第十七級から第二十級まで」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、六十五歳以上の被保険者であつ

昭和五十一年五月十八日 衆議院會議録第二十号

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

六七四

て、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものに支給する老齢年金については、この限りでない。

第四十六條第三項及び第四十六條の三第二項中「第十八級を第二十級」に改める。

第四十六條の七第一項中「第十一級から第十四級まで」を「第十二級から第十六級まで」に、「第十五級から第十八級まで」を「第十七級から第二十級まで」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、六十五歳以上の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものに支給する通算老齢年金については、この限りでない。

第四十六條の七第二項中「第十八級」を「第二十級」に改める。

第四十九條第二項中「さらに」を「更に」に、「第五十四條」を「第五十四條第一項」に改める。

第五十條第一項第三号及び第六十條第二項中「二十四万円」を「二十九万六千円」に改める。

第六十二條の次に次の一条を加える。

第六十二條の二 遺族年金の受給権者である妻が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十條の遺族年金の額に当該各号に定める額を加算する。ただし、その者が当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について恩給法による扶助料その他遺族年金に相当する給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができないときは、この限りでない。

一 当該遺族年金の加給年金額の計算の基礎となつてゐる子があるとき 三万六千円（その子が二人以上あるときは六万六千円）

二 六十歳以上であるとき（前号に該当するときは除く。） 二万四千円

2 前項の加算を開始すべき事由、同項の加算の額を変更すべき事由又は同項の加算を廃止すべき事由が生じた場合における年金の額の改定は、それぞれ当該事由が生じた月の翌月

から行ふ。

第八十條第一項中「左の」を「次の」に、「第四十六條第一項又は第四十六條の七第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されてゐる」を「被保険者である間に支給される」に改める。

第八十一條第五項第一号中「千分の七十六」を「千分の九十四」に、「千分の五十」を「千分の六十四」に改め、同項第二号中「千分の五十八」を「千分の七十六」に、「千分の三十六」を「千分の五十」に改め、同項第三号中「千分の八十八」を「千分の百六」に、「千分の五十」を「千分の六十四」に改め、同項第四号中「千分の七十六」を「千分の九十四」に改める。

第三十七條第二項中「第四十六條第一項又は第四十六條の七第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されてゐる」を「被保険者である間に支給される」に、「行なう」を「行う」に改める。

附則第十二條第三項中「第十八級」を「第二十級」に改める。

附則第十六條第二項中「第五十九條の二」を「第五十三條、第五十四條第二項、第五十九條の二及び第六十二條の二」に改め、「加給年金額の下に」及び「第六十二條の二の規定により加算する額を加へ、」を「二十八万八千円から当該従前の例による年金たる保険給付の額（従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く。）を控除して得た額」を「七万二千円」と、第五十三條及び第五十四條第二項中「別表第一」とあるのは「旧別表第一」に改める。

附則第二十八條の三第二項中「第十八級」を「第二十級」に改める。

（船員保険法の一部改正）

第二條 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三條ノ七第二項中「掲グル額ニ相当スル額」の下に、「第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依

リ加給すべき金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々」を加へ、同条第四項中「額トス」ヲ除ク」を「額」ヲ、第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給すべき金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々除ク」に、「同条第三号」を「第五十條第三号」に改める。

第二十四條ノ二中「五十銭」を「五十円」に、「一円」を「百円」に改める。

第二十四條ノ三の次に次の一条を加える。

第二十四條ノ四 年金タル保険給付ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ死亡シタルニ因リ其ノ年金タル保険給付ヲ受クル権利ガ消滅シタルニ拘ラズ其ノ死亡ノ日ノ属スル月ノ翌月以後ノ分トシテ当該年金タル保険給付ノ過誤払ガ行ハレタル場合ニ於テ当該過誤払ニ依リ返還金ニ係ル債権（以下返還金債権ト稱ス）ニ係ル債務ノ弁済ヲ為スベキ者ニ支払フベキ年金タル保険給付アルトキハ命令ヲ以テ定ムル所ニ依リ当該年金タル保険給付ノ支払金ノ金額ヲ当該過誤払ニ依リ返還金債権ノ金額ニ充當スルコトヲ得

第三十四條第四項中「第十六級」を「第十八級」に改める。

第三十五條第一号中「二十四万円」を「二十九万六千円」に、「二万六千円」を「二万六千四百円」に、「十二万円」を「二十九万七千円」に改める。

第三十六條第一項中「二万八千八百円」を「七万二千円」に、「九千六百円」を「二万四千円」に、「二万九千二百円」を「四万八千円」に改める。

第三十八條第一項中「第九級乃至第十二級」を「第十級乃至第十四級」に、「第十三級乃至第十六級」を「第十五級乃至第十八級」に改め、同項に次のただし書を加える。

但シ六十五歳以上ノ被保険者ニシテ其ノ標準報酬ノ等級第一級乃至第十八級ナルモノニ支給スル老齢年金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十八條第三項及び第三十九條ノ二第二項

中「第十六級」を「第十八級」に改める。

第三十九條ノ五第一項中「第九級乃至第十二級」を「第十級乃至第十四級」に、「第十三級乃至第十六級」を「第十五級乃至第十八級」に改め、同項に次のただし書を加える。

但シ六十五歳以上ノ被保険者ニシテ其ノ標準報酬ノ等級第一級乃至第十八級ナルモノニ支給スル通算老齢年金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十九條ノ五第二項中「第十六級」を「第十八級」に改める。

第四十一條第一項第一号中「十三万円」を「十九万八千円」に改め、同条第二項中「二十四万円」を「二十九万六千円」に改める。

第四十一條ノ二第二項中「二万八千八百円」を「七万二千円」に、「九千六百円」を「二万四千円」に、「二万九千二百円」を「四万八千円」に改める。

第五十條ノ二第二項第二号中「三万円」を「四万九千五百円」に改め、同項第三号中「六万円」を「九万九千円」に改め、同条第三項中「二十四万円」を「二十九万六千円」に改める。

第五十條ノ三の次に次の一条を加える。

第五十條ノ三ノ二 遺族年金ノ支給ヲ受クル妻ガ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ当該各号ニ定ムル金額（第五十條第三号ニ該当シタルニ因リ支給すべき遺族年金ニ在リテハ当該各号ニ定ムル額ノ二分ノ一ニ相当スル金額）ヲ第五十條ノ二各号ノ遺族年金ノ額ニ加給ス但シ其ノ者ガ同一ノ事由ニ因リ恩給法ニ依リ扶助料其ノ他遺族年金ニ相当スル給付ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノノ支給ヲ受クベキトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 前条ノ規定ニ依リ加給すべき金額ノ計算ノ基礎ト為リタル子アルトキ 三万六千円（其ノ子二人以上アルトキハ六万六千円）

二 六十歳以上ナルトキ（前号ニ該当スルトキヲ除ク） 二万四千円

第五十八條第一項中「第三十八條第一項ノ規

定ニ依リ其ノ額ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル老齡年金、第三十九条ノ五第一項ノ規定ニ依リ其ノ額ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル通算老齡年金を「被保険者タル間ニ支給セララル老齡年金又ハ通算老齡年金」に改める。

第五十九条第五項第一号中「千分ノ百七十三」を「千分ノ百八十七」に改め、同項第二号中「千分ノ百六十二」を「千分ノ百七十六」に改め、同項第四号中「千分ノ九十五」を「千分ノ百九」に改める。

第六十条第一項第一号中「千分ノ八十二」を「千分ノ八十九」に改め、同項第二号中「千分ノ七十六・五」を「千分ノ八十三・五」に改める。

別表第三ノ二中「九、六〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に、「一、九、二〇〇円」を「四八、〇〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「五二、八〇〇円」に改める。

(船員保険法の一部を改正する法律の一部改正)
第三条 船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条第三項中「千円」を「千六百五十円」に改め、同条第四項第一号中「千円」を「千六百五十円」に、「三十六万円」を「六十九万三千円」に、「こえる」を「超える」に改める。

附則第十七条第二項中「第十六級」を「第十八級」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
第四条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十條中「この法律による改正後の」を削り、「(額トス)ヲ除ク」を「(額)ヲ、第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々除ク」に、「同条第三号」を「第五十條第三号」に、「二十九万七千六百円」ヨリ当該従前ノ例ニ依ル年金タル保険給付

ノ額(加給金又ハ増額金ノ額ヲ除ク)ヲ控除シタル額を「八万六千四百円」に改める。
(国民年金法の一部改正)

第五条 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「裁定する場合」の下に「又は年金給付ノ額を改定する場合」を加え、「一円未満の端数が生じたときは、これを「一円」を「五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円」に改める。

第二十七條第一項中「八百円」を「千三百円」に改める。

第三十三條第一項ただし書及び第三十八條中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改める。

第三十九條第一項中「九千六百円」を「二万四千円」に改める。

第四十三條中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改める。

第四十四條第一項中「九千六百円」を「二万四千円」に改める。

第四十九條第一項中「次の要件に該当する」を「死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの被保険者期間につき第二十六條に規定する要件に該当していた」に改め、「第二十八條の規定により」を削り、各号を削る。

第五十二條の四第一項の表中

一七、〇〇〇円	を	三年以上二五
二一、〇〇〇円	を	一年以上二
二二、〇〇〇円	を	〇年未満

に改め、同条第二項中「第八十七條の二第一項」を「死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における第八十七條の二第一項」に、「同項に定める

額と、死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における当該保険料納付済期間に応じてそれぞれ同項の表の下欄に定める額の二つの一に相当する額とを合算した額」を「同項に定める額に八千五百円を加算した額」に改める。

第五十八條中「二十一万六千円」を「二十四万三千六百円」に、「十四万四千円」を「十六万二千円」に改める。

第六十二條中「十八万七千二百円」を「二十一万二千二百円」に改める。

第六十三條第一項中「九千六百円」を「二万四千円」に改める。

第七十七條第一項ただし書中「十四万四千円」を「十六万二千円」に改める。

第七十七條第一項第一号中「三百円」を「五百円」に改める。

第七十八條第二項及び第七十九條の二第四項中「十四万四千円」を「十六万二千円」に改める。

第八十五條第一項第一号を次のように改める。

一 当該年度において給付に要する費用(第七十七條第一項又は第二項の規定によつてその額が計算される老齡年金の給付に要する費用並びに第二号、第四号及び次項に規定する費用を除く)の総額の三分の一に相当する額

第八十五條第一項第二号中「(次号ハに掲げる額に相当する部分の給付に要する費用を除く)」を削り、イ及びロを次のように改める。

イ 当該保険料納付済期間と当該保険料免除期間とを合算した期間の月数を三で除して得た数

ロ 当該保険料納付済期間の月数と当該保

険料免除期間の月数を三で除して得た数とを合算した数

第八十五條第一項第三号イ中「掲げる額」の下に「の三分の一に相当する額」を加え、同号ロ中「四分の三」を「二分の一」に改め、同号ハ中「乗じて得た額」の下に「四分の三に相当する額」を加え、同項第四号中「老齡福祉年金」を「第七十七條第一項又は第二項の規定によつてその額が計算される老齡年金及び老齡福祉年金」に、「第五十二條の四第一項及び第七十七條第一項」及び第五十二條の四第一項に改める。

第八十七條第三項中「千四百円」を「二千二百円」に改める。

第九十三條第五項中「前納された保険料に係る第八十五條第一項の規定による国庫負担額の算定方法を削る。

(国民年金法の一部を改正する法律の一部改正)
第六條 国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十六條第二項中「十五万六千円」を「十八万八千円」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
第七條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項中「三十六万円」を「五十八万五千円」に、「二十八万八千円」を「四十六万八千円」に改め、同条第二項中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改め、同条第三項中「二万八千八百円」を「七万二千円」に、「九千六百円」を「二万四千円」に改める。

附則第五條第一項の表を次のように改める。

昭和三十三年三月以前	六・三九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	六・二五

昭和五十一年五月十八日 衆議院會議録第二十号 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

六七六

昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	六・一七
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	五・一〇
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	四・七二
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	四・二六
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	三・九一
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	三・六〇
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	三・一四
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	二・八九
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	二・八一
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	二・四九
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	一・九〇
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	一・六五
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	一・一七

附則第五条第二項中「昭和四十八年十一月一日を、昭和五十一年八月一日」に、「二万円」を「三万円」に改める。
附則第六条の二を削る。
附則第八条第二項中「二十九万七千六百円」を

「四十八万二千四百円」に改め、同条第四項中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改め、同条第五項中「二万四千円」を「三万六千円」に改める。
附則第十条第一項の表を次のように改める。

昭和三十三年三月以前	六・二四
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	五・九六
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	五・七九
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	五・四〇
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	四・五七
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	四・〇六
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	三・六六
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	三・三二

昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	三・一四
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	二・七四
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	二・六一
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	二・二九
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	一・八三
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	一・六五
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	一・一八

附則第十条第二項中「昭和四十八年十一月一日」を「昭和五十一年八月一日」に、「二万四千円」を「三万六千円」に改め、同条第三項中「昭和四十六年九月三十日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。
附則第十二条第二項中「八百円」を「千三百円」に、「千二百円」を「千九百五十円」に改める。

第十七条 削除
附則第二十条第二項中「十五万六千円」を「十八万円」に改める。
附則第二十二條第一項中「昭和四十七年度」を「昭和五十年度」に、「こえ」を「超え」に改める。
附則第二十二條の二を削る。
附則別表を削る。
(児童扶養手当法の一部改正)

附則第十四条を次のように改める。
第十四条 国民年金法第八十五条第一項の規定による国庫の負担については、当分の間、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額並びに当該年度において国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号）附則第十六条第一項又は厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）附則第二十条第一項の規定により支給する老齢年金の給付に要する費用の総額の十二分の一に相当する額及び当該年度において同法附則第十二条第二項の規定によつてその額が計算される年金の給付に要する費用のうち六百五十円に当該年金の額の計算の基礎となつた保険料納付済期間の月数を乗じて得た額に相当する部分の給付に要する費用の総額の六分の一に相当する額」とする。

第八條 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。
第五條中「二万五千六百円」を「二万七千六百円」に、「一万六千四百円」を「一万九千六百円」に改める。
第九條中「第四条に定める支給要件に該当する者」を「受給資格者」に、「当該支給要件に該当する者」を「当該受給資格者」に改める。
(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第九條 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。
第四條中「二万二千元」を「一万三千五百円」に、「二万八千元」を「二万三百円」に改める。
第十八條中「四千元」を「五千元」に改める。
(厚生年金保険法の一部改正)

第十條 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

昭和五十一年五月十八日 衆議院會議録第二十号

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

六七八

職務外ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ
發シタル疾病ニ因リ廢疾ト為リタル者ガ障害
年金又ハ障害手当金ノ支給ヲ受クルニハ其ノ
疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付医
師又ハ齒科医師ノ診療ヲ受ケタル日ノ属スル
月前ニ於ケル其ノ者ノ通算年金通則法第四
第一項各号ニ掲グル期間ヲ合算シタル期間ガ
六月以上ナルコトヲ要ス

第四十條に次の一項を加える。

通算年金通則法第六條第一項及第三項、第七
條並ニ第九條第一項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之
ヲ準用ス

第三章第九節の節名中「遺族年金」の下に「
通算遺族年金」を加える。

第三章第九節中第五十條の前に次の款名を付
する。

第一款 遺族年金

第五十條第四号及び第五号中「被保険者タリ
シ期間」を「通算年金通則法第四條第一項各号ニ
掲グル期間ヲ合算シタル期間」に改め、同條に
次の一項を加える。

通算年金通則法第六條第一項及第三項、第七
條並ニ第九條第一項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之
ヲ準用ス

第五十條ノ二第一項第一号中「前條第一号」を
「前條第一項第一号」に改め、同項第二号中「前
條第二号」を「前條第一項第二号」に改め、同項
第三号中「前條第三号」を「前條第一項第三号」に
改め、同項第四号中「前條第四号」を「前條第一
項第四号」に改める。

第五十條ノ三「第五十條第二号」を「第五十
條第一項第二号」に、「同條第三号」を「同項第三
号」に改める。

第五十條ノ三ノ二中「第五十條第三号」を「第
五十條第一項第三号」に改める。

第五十條ノ六第一号中「第五十條第四号」を
「第五十條第一項第四号」に改め、同條第二号中
「第五十條第五号」を「第五十條第一項第五号」

に改め、同條第三号中「第五十條第六号」を「第
五十條第一項第六号」に改める。

第五十條ノ七の次に次の一條を加える。

第五十條ノ七ノ二 遺族年金(第五十條第一項
第一号又ハ第三号ニ該當シタルニ因リ支給ス
ベキ遺族年金ヲ除ク)ハ其ノ支給ヲ受クベキ
者ガ同一ノ事由ニ因リ法律ニ依リ組織セラレ
タル共済組合ガ支給スル遺族年金ノ支給ヲ受
クベキトキハ其ノ間其ノ支給ヲ停止ス但シ當
該共済組合ガ支給スル遺族年金ガ政令ヲ以テ
定ムルモノナル場合ニ於テ遺族年金ノ額ガ當
該共済組合ガ支給スル遺族年金ノ額ヲ超ユル
トキハ其ノ支給ヲ受クベキ者ノ請求ニ依リ其
ノ超ユル額ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ハ之
ヲ為サズ

第五十條ノ八中「第五十條第二号」を「第五十
條第一項第二号」に改める。

第三章第九節中第五十條ノ九の前に次の一款
及び款名を加える。

第二款 通算遺族年金

第五十條ノ八ノ二 被保険者タリシ期間一年以
上ナル者ニシテ第三十九條ノ二第一項第一号
イ乃至ニ何レカニ該當スルモノ(第三十四
條第一項各号ノ一ニ該當スル者ヲ除ク)ガ死
亡シタルトキハ其ノ者ノ遺族ニ通算遺族年金
ヲ支給ス

第五十條ノ八ノ三 通算遺族年金ノ額ハ第三十
九條ノ三ノ例ニ依リ計算シタル額ノ二分ノ一
ニ相當スル金額トス

第五十條ノ八ノ四 通算遺族年金ハ其ノ支給ヲ
受クベキ者ガ同一ノ事由ニ因リ法律ニ依リ組
織セラレタル共済組合ガ支給スル遺族年金ニ
シテ政令ヲ以テ定ムルモノ又ハ厚生年金保險
法(昭和二十九年法律第百十五号)ニ依ル遺族
年金ヲ受クルトキハ其ノ間其ノ支給ヲ停止ス

第五十條ノ八ノ五 第五十條ノ四、第五十條ノ
五及第五十條ノ七並ニ通算年金通則法第四條
乃至第十條ノ規定ハ通算遺族年金ニ付之ヲ準

用ス

第三十條第一項第二号中「死亡」を支給事由とす
る給付の下に「(通算遺族年金を除く。)」を加え
る。

第七十條第二項第五号中「死亡」を支給事由とす
る給付の下に「(通算遺族年金を除く。)」を加え
る。

第七十條第二項第五号中「死亡」を支給事由とす
る給付の下に「(通算遺族年金を除く。)」を加え
る。

第三款 葬祭料

第五十一條第二項中「又ハ葬祭料」を「通算
遺族年金又ハ葬祭料」に改め、「又ハ遺族年金」
の下に「若ハ通算遺族年金」を加える。

第五十二條中「遺族年金」の下に「通算遺族
年金」を加える。

第五十七條中「又ハ遺族年金」を「遺族年金
又ハ通算遺族年金」に改める。

第十二條 国民年金法の一部を次のように改正す
る。

第七十條第二項第五号中「死亡」を支給事由とす
る給付の下に「(通算遺族年金を除く。)」を加え
る。

第七十條第二項第五号中「死亡」を支給事由とす
る給付の下に「(通算遺族年金を除く。)」を加え
る。

第七十條第二項第五号中「死亡」を支給事由とす
る給付の下に「(通算遺族年金を除く。)」を加え
る。

第七十條第二項第五号中「死亡」を支給事由とす
る給付の下に「(通算遺族年金を除く。)」を加え
る。

第七十條第二項第五号中「死亡」を支給事由とす
る給付の下に「(通算遺族年金を除く。)」を加え
る。

第七十條第二項第五号中「死亡」を支給事由とす
る給付の下に「(通算遺族年金を除く。)」を加え
る。

第七十條第二項第五号中「死亡」を支給事由とす
る給付の下に「(通算遺族年金を除く。)」を加え
る。

第七十條第二項第五号中「死亡」を支給事由とす
る給付の下に「(通算遺族年金を除く。)」を加え
る。

一項の次に次の一項を加える。

2 初診日の属する月の前月までの間に保険料
納付済期間及び保険料免除期間がない者に支
給する障害年金の額は、前項の規定にかかわ
らず、三十九万六千円とする。

第三十六條第一項中「傷病」を「傷病による廃
疾」に改め、同條第二項を第三項とし、第一
項の次に次の一項を加える。

2 障害年金は、その受給権者が当該傷病によ
る廃疾について、第七十條第二項第四号に規定
する給付を受けることができるときは、その
間、その支給を停止する。ただし、障害年金
の額が当該給付の額を超えるときは、その超
える額に相當する部分については、この限り
でない。

第四十一條第二項中「相當する部分」の下に
「(當該公的年金給付の額が母子年金の額の三分
の一に相當する額に満たないときは、當該公的
年金給付の額に相當する部分)」を加える。

第四十二條第一号ハを次のように改める。

ハ 死亡日の属する月前における直近の基
準月の前月までの通算年金通則法第四條
第一項各号に掲げる期間を合算した期間
が一年以上であり、かつ、同月までの一
年間のうちに保険料納付済期間以外の被
保険者期間がないこと。

第四十二條に次の一項を加える。

2 通算年金通則法第六條第一項及び第三項、
第七十條並に第九條第一項の規定は、前項の
場合に準用する。

第五十六條第一項中「廃疾認定日の前日」を
「初診日の前日」に改め、同項第一号中「廃疾認
定日」を「初診日」に改め、同條第二項中「さらに」
を「更に」に、「傷病に係る廃疾認定日」を「初診
日」に、「その廃疾認定日」を「新たに発した傷病
に係る廃疾認定日」に改める。

第五十六條の二第一項中「廃疾認定日の前日」
を「初診日の前日」に、「はじめて」を「初めて」に

を「初診日の前日」に、「はじめて」を「初めて」に

を「初診日の前日」に、「はじめて」を「初めて」に

改め、同条第二項中「さらに」を「更に」に、「廃疾認定日の前日」を「初診日の前日」に、「その廃疾認定日」を「新たに発した傷病に係る廃疾認定日」に、「新たに発した傷病に係る初診日」を「その初診日」に、「はじめて」を「初めて」に改める。

第七十六条中「第三十条」を「第三十条第一項及び第二項」に、「第四十二条及び」を「第四十二条第一項並びに」に、「こえる」を「超える」に、「こえ」を「超え」に、「こえない」を「超えない」に、「あらわした」を「表した」に改める。

第七十九条の二第七項中「第三十六条第二項」を「第三十六条第三項」に改める。

第七十九条の三第一項中「廃疾認定日において七十歳未満」を「初診日において七十歳未満」に、「廃疾認定日の前日」を「初診日の前日」に改め、同条第二項中「さらに」を「更に」に、「傷病に係る廃疾認定日」を「傷病に係る初診日」に、「廃疾認定日の前日」を「初診日の前日」に、「新たに発した傷病に係る初診日」を「その初診日」に、「その廃疾認定日において」を「新たに発した傷病に係る廃疾認定日において」に改め、同条第三項中「廃疾認定日の前日」を「初診日の前日」に、「はじめて」を「初めて」に改め、同条第四項中「さらに」を「更に」に、「廃疾認定日の前日」を「初診日の前日」に、「その廃疾認定日」を「新たに発した傷病に係る廃疾認定日」に、「新たに発した傷病に係る初診日」を「その初診日」に、「はじめて」を「初めて」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)

第十三条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項を次のように改める。

2 前項第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たしている者であつて、それぞれ当該各号に規定する年齢に達していないものは、疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)により別表第一に定める程度の廃疾の状態にあるとき

(その傷病が治らない場合その症状が固定し治療の効果が期待できない状態にある場合を除く。)にあつては、その傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)から起算して一年六月を経過した日以後においてその傷病により同表に定める程度の廃疾の状態にあるときは、同項の老齢年金の支給を請求することができる。ただし、その者がその請求の日において被保険者であるときは、この限りでない。

第四十二条第四項中「前項」を「前二項」に改める。

第四十三条第五項中「前条第四項の規定によつて」を「前条第三項の規定によつて」に改める。

第四十六条第二項中「規定によつて」を「請求によつて」に改め、同条第三項中「第四十二条第四項の規定によつて」を「第四十二条第三項の規定によつて」に改める。

第四十六条の七第二項中「第四十六条の三第三項の規定によつて」を「第四十六条の三第二項の規定によつて」に改める。

第四十七条第一項中「その傷病につきはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日」を「その傷病に係る初診日」に、「三年」を「一年六月」に、「その傷病がなおつた場合においては、そのなおつた日」を「その傷病が治つた日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。以下同じ。)」があるときは、その日とし、以下「廃疾認定日」という。に改め、同条第二項を次のように改める。

2 被保険者であつた間に疾病にかかり、又は負傷した者であつて、廃疾認定日において別表第一に定める程度の廃疾の状態になつたものが、初診日から起算して五年を経過する日までの間において、その傷病により同表に定める程度の廃疾の状態に該当するに至つたときは、その者は、その期間内に前項の障害年金の支給を請求することができる。

第四十七条第三項中「当該傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日」を「当該傷病に係る初診日」に改め、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の請求があつたときは、第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害年金を支給する。

第五十四条の二第二項中「疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による廃疾につき第四十七条の規定により廃疾の程度を定めるべき日において、当該傷病について、」を「傷病による廃疾について、」に改め、同条第二項中「疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病」を「傷病」に、「当該傷病につき」を「当該傷病による廃疾について」に改め、同条第三項及び第四項中「疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病」を「傷病」に改める。

第五十五条第一項中「その傷病につきはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して三年を経過する日までの間にその傷病がなおつた場合においては、そのなおつた日」を「その傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日までの間におけるその傷病の治つた日」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第四十七条第三項及び第四項」を「第四十七条第四項及び第五項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十八条第一項第三号中「疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につきはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日」を「傷病に係る初診日」に、「三年」を「五年」に改め、「(その期間内に健康保険の療養の給付を受けた場合においては、はじめてその療養の給付を受けた日から起算して三年を経過する日)」を削る。

第六十八条の二中「疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病」を「傷病」に改める。

(船員保険法の一部改正)

第十四条 船員保険法の一部を次のように改正す

る。

第三十条ノ二中「職務上ノ事由ニ因ル」を削る。

第三十四条第三項を次のように改める。

第一項各号ノ一ニ該当スル者ニシテ五十五歳未満ナルモノハ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因リ別表第四欄ニ定ムル程度ノ廃疾ノ状態ニ在ルトキ(其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ガ治療セザル場合ニ在リテハ其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付医師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日より起算シ一年六月ヲ経過シタル日以後ニ於テ其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因リ同表下欄ニ定ムル程度ノ廃疾ノ状態ニ在ルトキ)ハ同項ノ老齢年金ノ支給ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ者ガ其ノ請求ノ日ニ於テ被保険者タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十四条第五項中「前項」を「前二項」に改め、同条第六項中「第四十条第四項」を「第四十条第五項」に改める。

第三十八条第二項中「規定ニ依リ」を「請求ニ依リ」に改め、同条第三項中「第三十四条第五項ノ規定ニ依リ」を「第三十四条第四項ノ請求ニ依リ」に改める。

第三十八条ノ二第二項中「第三十四条第五項ノ規定ニ依リ」を「第三十四条第四項ノ請求ニ依リ」に改める。

第三十九条ノ五第二項中「第三十九条ノ二第三項ノ規定ニ依リ」を「第三十九条ノ二第二項ノ請求ニ依リ」に改める。

第四十条第一項中「療養ノ給付ヲ受ケタル日(療養ノ給付ヲ受ケザル場合ニ在リテハ医師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日)」を「医師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日」に、「三年」を「一年六月」に改め、同条第三項中「療養ノ給付ヲ受ケタル日(療養ノ給付ヲ受ケザル場合ニ在リテハ医師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日)」を「医師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日」に、「」を削る。

「医師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日」に、

昭和五十一年五月十八日 衆議院會議録第二十号

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

六八〇

「三年」を「五年」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

被保険者タリシ間ニ発シタル職務外ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付医師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日より起算シ一年六月ヲ経過シタル日ニ於テ別表第四下欄ニ定ムル程度ノ廃疾ノ状態ニ在ラザル者ガ其ノ診療ヲ受ケタル日より起算シ五年ヲ経過スル日迄ノ間ニ於テ其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因リ同表下欄ニ定ムル程度ノ廃疾ノ状態ニ該当スルニ至リタルトキハ其ノ程度ニ応ジ其ノ者ニ障害年金ヲ支給スルコトヲ得

第四十四条ノ二第一項中「第四十条第一項ノ規定ニ依リ廃疾ノ程度ヲ定ムベキ場合ニ於テ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付」を削り、「同条」を「第四十条」に改め、同条第二項中「疾病ニ付」を「疾病ニ因リ廃疾ニ付」に改める。

第四十五条第二項中「第四十条第三項」を「第四十条第四項」に改める。

第五十条第一項第五号中「療養ノ給付ヲ受ケタル日（療養ノ給付ヲ受ケザル場合ニ在リテハ医師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日）」を「医師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日」に、「三年」を「五年」に改める。

（国民年金法の一部改正）

第十五条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「三年を経過した日」を「一年六月を経過した日」に改める。

第十六条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第十八条の三中「第六十四条の三第一項及び第二項」を「第六十四条の三第一項」に、「並びに」を「及び」に改める。

第六十一条第一項中「義務教育終了前（十五歳

に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続き中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合には、その在学する間を含む。以下同じ。）」を「十八歳未満」に改める。

第六十三条第二項中「第三十九条第二項」の下に「及び第三項を加え、同条第三項を削る。」第六十四条第一項中「第四十条第一項」を「第四十条」に改め、後段を削り、同条第二項を削る。

第六十四条の三第一項中「準母子状態」を「第四十一条の二第一項に規定する準母子状態」に、「第四十一条の二第一項」を「同項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十六条第四項中「義務教育終了後」を「十八歳以上」に改め、「（十五歳に達した日の属する学年の末日後をいい、同日以後引き続き中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合には、その在学する間を除く。以下同じ。）」を削る。

第七十九条の四第一項中「義務教育終了前」を「十八歳未満」に改める。

第七十九条の五中「第六十四条の三第二項」を「第四十一条の二第一項」に、「同条第一項」を「第六十四条の三第一項」に改める。

第八十二条第三項中「義務教育終了前」を「十八歳未満」に改める。

第八十二条の二第二項中「こえる」を「超える」に、「こえて」を「超えて」に、「第六十四条の三第二項」を「第四十一条の二第一項」に、「第四十一条の二第二項」を「同項」に改める。

（児童扶養手当法の一部改正）

第十七条 児童扶養手当法の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「義務教育終了前（十五歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続き中学校又は盲学校、聾学校若しくは

は養護学校の中学部に在学する場合には、その在学する間を含む。）」を「十八歳未満」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条から第四条までの規定、第七条の規定（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号。以下「法律第九十二号」という。）附則第三条及び附則第五条の改正規定、附則第六条の二を削る改正規定、附則第八条、附則第十条及び附則第十二条の改正規定並びに附則第二十二條の二を削る改正規定に限る。）並びに次条から附則第二十五条まで、附則第二十四条から附則第二十七条まで及び附則第三十四條から附則第三十六条までの規定 昭和五十一年八月一日

二 第五条の規定（国民年金法第十七條、第二十七條、第三十三條、第三十八條、第三十九條、第四十三條、第四十四條、第四十九條、第五十二條の四、第七十七條第一項第一号、第八十五條及び第九十三條の改正規定に限る。）第六條の規定、第七條の規定（前号に規定する改正規定を除く。）及び附則第六條第一項の規定 昭和五十一年九月一日

三 第五条の規定（前号に規定する改正規定及び国民年金法第八十七條第三項の改正規定を除く。）並びに第八條、第九條、附則第六條第二項、附則第七條及び附則第九條から附則第十四條までの規定 昭和五十一年十月一日

四 第十條から第十二條まで、附則第十二條から附則第二十條まで及び附則第二十八條から附則第三十三條までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四月一日

六 第十三條から第十五條まで及び附則第二十一条から附則第二十三條までの規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

七 第十六條及び第十七條の規定 昭和五十三年四月一日

（第一条の規定の施行に伴う経過措置）

第二条 昭和五十一年七月以前の月分の厚生年金保険法による年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。

第三条 昭和五十一年八月一日前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（第四種被保険者の資格を有する者及び同月から標準報酬を改定されるべき者を除く。）のうち、同年七月の標準報酬月額が二万八千円以下である者又は二十万円である者（当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が二十一万円未満である者を除く。）の標準報酬額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額（その者が健康保険の被保険者であるときは、その者の同月における健康保険法（大正十一年法律第七十号）による標準報酬の基礎となつた報酬月額）を第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第二十条の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、都道府県知事が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬額は、昭和五十一年八月及び九月の標準報酬とする。

3 標準報酬月額が三万円未満である厚生年金保険の第四種被保険者の昭和五十一年八月以後の標準報酬額は、厚生年金保険法第二十六條の規定にかかわらず、三万円とする。

（第二条の規定の施行に伴う経過措置等）

第四条 昭和五十一年七月以前の月分の船員保険法による年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。

第五条 船員保険法第五十条ノ三ノ二の規定は、

船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第五十八号)附則第三項の規定により支給する従前の寡婦年金の例による保険給付を受ける権利を有する者について準用する。
(第五項の規定の施行に伴う経過措置等)
第六條 昭和五十一年八月以前の月分の国民年金法による年金たる給付(障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金を除く。)の額については、なお従前の例による。

2 昭和五十一年九月以前の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の額については、なお従前の例による。
第七條 母子福祉年金及び準母子福祉年金については、昭和五十三年三月三十一日までの間は、次の表の上欄に掲げる国民年金法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十一條第一項	子であつて	子であつて、昭和三十五年四月二日以後に生まれたか
第六十三條第三項第二号(第六十四條の四において準用する場合を含む。)	義務教育終了前	昭和三十五年四月一日以前に生まれた子が義務教育終了前
第六十三條第三項第三号(第六十四條の四において準用する場合を含む。)	状態にある子	状態にある昭和三十五年四月一日以前に生まれた子
第六十四條の三第二項(第七十九條の五及び第八十二條の二第二項において引用する場合を含む。)	弟妹は	弟妹は、昭和三十五年四月二日以後に生まれたか
第六十六條第四項	義務教育終了後	昭和三十五年四月一日以前に生まれた義務教育終了後
第七十九條の四第一項	子であつて	子であつて、昭和三十五年四月二日以後に生まれたか
第八十二條第三項	子であつて	子であつて、昭和三十五年四月二日以後に生まれたか

2 昭和五十一年九月三十日において母子福祉年金又は準母子福祉年金を受ける権利を有しない者について、同年十月一日前に前項の規定が適用されていたとするならば、その者が同日まで引き続き母子福祉年金又は準母子福祉年金を受ける権利を有することとなるときは、その者に同月から国民年金法第六十一條の母子福祉年金又は同法第六十四條の三の準母子福祉年金を支給する。

3 昭和五十一年九月三十日において母子福祉年金又は準母子福祉年金を受ける権利を有する者

について、同年十月一日前に第一項の規定が適用されていたとするならば、その母子福祉年金又は準母子福祉年金の額の加算の対象となる者が同日まで引き続きあることとなるときは、その加算の対象となる者の数に應じて、同月からその母子福祉年金又は準母子福祉年金の額を改定する。
第八條 昭和五十三年四月以後の月分の国民年金法による保険料については、第五條の規定による改正後の同法第八十七條第三項中「二千二百円」とあるのは、「二千五百円(昭和五十二年

において厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)附則第二十二條の規定により年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十年の同条第一項に規定する物価指数に対する昭和五十一年度の同項に規定する物価指数の割合を二千五百円に乘じて得た額とし、その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)

第十三條 第十條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十七條及び第五十五條の規定は、疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)につき第十條の規定の施行前に医師又は歯科医師の診療を受けたことがある者の当該傷病による廃疾については、同条の規定の施行後も、なお、その効力を有する。
第十四條 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)附則第七條第一項に規定する者は、厚生年金保険法第六十八條の三の規定の適用については、同法第四十六條の三第一項第一号イに該当するものとみなす。

2 前項の規定により児童扶養手当法第三條第一項の規定が読み替えて適用されることにより新たに同項に規定する児童とされる者を昭和五十一年十月一日において現に監護し、又は養育している者が、同月中にした同法第六條第一項又は第八條第一項の規定の請求についてその認定を受けたときは、その者に対する児童扶養手当の支給又はその額の改定は、同法第七條第一項又は第八條第一項の規定にかかわらず、同月から行う。
(第九條の規定の施行に伴う経過措置)
第十一條 昭和五十一年九月以前の月分の特別児童扶養手当及び福祉手当の額については、なお従前の例による。

2 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第八條第一項に規定する者が死亡したときは、厚生年金保険法第六十八條の三の規定に該当するものとみなして、その者の遺族に、同条の通算遺族年金を支給する。
(第十一條の規定の施行に伴う経過措置等)
第十五條 第十一條の規定による改正後の船員保険法第五十條ノ七ノ二の規定は、第十一條の規定の施行の日以前において同法による遺族年金を受ける権利を有する者の当該遺族年金については、適用しない。
第十六條 第十一條の規定による改正前の船員保険法第四十條の規定は、傷病につき第十一條の規定の施行前に医師又は歯科医師の診療を受けたことがある者の当該傷病による廃疾については、同条の規定の施行後も、なお、その効力を有する。
第十七條 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第十三條第一項に規定する者は、船員保険法第五十條ノ八ノ二の規定の適用については、同法第三十九條ノ二第一項第一号イに該当するものとみなす。

第九條 昭和五十一年九月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。
第十條 昭和五十三年三月三十一日までの間においては、児童扶養手当法第三條第一項中「義務教育終了前」とあるのは、「昭和三十五年四月二日以後に生まれた者、義務教育終了前」と読み替えるものとする。
2 前項の規定により児童扶養手当法第三條第一項の規定が読み替えて適用されることにより新たに同項に規定する児童とされる者を昭和五十一年十月一日において現に監護し、又は養育している者が、同月中にした同法第六條第一項又は第八條第一項の規定の請求についてその認定を受けたときは、その者に対する児童扶養手当の支給又はその額の改定は、同法第七條第一項又は第八條第一項の規定にかかわらず、同月から行う。
(第九條の規定の施行に伴う経過措置)
第十一條 昭和五十一年九月以前の月分の特別児童扶養手当及び福祉手当の額については、なお従前の例による。

第十三條 第十條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十七條及び第五十五條の規定は、疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)につき第十條の規定の施行前に医師又は歯科医師の診療を受けたことがある者の当該傷病による廃疾については、同条の規定の施行後も、なお、その効力を有する。
第十四條 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)附則第七條第一項に規定する者は、厚生年金保険法第六十八條の三の規定の適用については、同法第四十六條の三第一項第一号イに該当するものとみなす。

昭和五十一年五月十八日 衆議院會議録第二十号

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

六八二

2 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第十四条第一項に規定する者が死亡したときは、船員保険法第五十条ノ八ノ二の規定に該当するものとみなして、その者の遺族に、同条の通算遺族年金を支給する。

第十八条 被保険者であつた期間が一年以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しない者で、船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五号)附則第十七条第一項第一号イ又はロのいずれかに該当するものが死亡した場合において、その者の遺族が船員保険法による通算遺族年金を受ける権利を取得しないときは、その遺族に特例遺族年金を支給する。

2 特例遺族年金の額は、船員保険法による通算遺族年金の額の計算の例により計算した額とする。

3 特例遺族年金は、船員保険法(第五十条ノ八ノ二及び第五十条ノ八ノ三を除く)の規定及び通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)第四条第二項の規定の適用については、船員保険法による通算遺族年金とみなす。

(第十二条の規定の施行に伴う経過措置)

第十九条 第十二条の規定による改正後の国民年金法第三十六条第二項の規定は、第十二条の規定の施行の日以前において同法による障害年金を受ける権利を有する者の当該障害年金については、適用しない。

第二十条 第十二条の規定による改正前の国民年金法第三十条、第三十条の二、第五十六条、第五十六条の二及び第七十九条の三の規定は、傷病につき第十二条の規定の施行前に医師又は歯科医師の診療を受けたことがある者の当該傷病も、なお、その効力を有する。

(第十三条の規定の施行に伴う経過措置)

第二十一条 第十三条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十七条第一項の規定が第十三条

の規定の施行の日の一年六月前の日から適用されてきたとするならば、同条の規定の施行の日前に障害年金を受ける権利を取得することとなる者には、同日の属する月から同項の障害年金を支給する。

(第十四条の規定の施行に伴う経過措置)

第二十二條 第十四条の規定による改正後の船員保険法第四十条第一項の規定が第十四条の規定の施行の日の一年六月前の日から適用されてきたとするならば、同条の規定の施行の日前に障害年金を受ける権利を取得することとなる者には、同日の属する月から同項の障害年金を支給する。

(第十五条の規定の施行に伴う経過措置)

第二十三條 第十五条の規定による改正後の国民年金法の規定が同条の規定の施行の日の一年六月前の日から適用されてきたとするならば、同条の規定の施行の日前に同法第三十条又は第五十条の障害年金を受ける権利を取得して引き続き同日までその権利を有することとなる者には、同日の属する月から当該障害年金を支給する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正)

第二十五条 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「被保険者である間」の下に「(六十五歳以上でその者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級である間を除く。)」を加え、「第十八級」を「第二十級」に改め、「六十五歳以上であるときは」の下に「その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級以外の等級である間」を加え、「限る」を「限り支給を停止する」に改める。

第十九条の三第一項中「被保険者である間」の

下に「(六十五歳以上でその者の標準報酬の等級が第一級から第十八級までの等級である間を除く。)」を加え、「第十六級」を「第十八級」に改め、「六十五歳以上」の下に「その者の標準報酬の等級が第一級から第十八級までの等級以外の等級である間」を加え、同条第二項中「被保険者である間」の下に「(六十五歳以上でその者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級である間を除く。)」を加え、「第十八級」を「第二十級」に改め、「第六十五歳以上」の下に「その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級以外の等級である間」を加える。

第二十五条の二及び第二十六条中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十六条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第八条第三項中「第十八級」を「第二十級」に改める。

附則第十四条第三項中「第十六級」を「第十八級」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第二十七条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

附則第七項ただし書中「同法第五十条ノ三」の下に「及び第五十条ノ三ノ二」を加える。

附則第九項中「第五十条ノ六第一号」を「第五十条ノ八第一号」に改める。

(厚生年金保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十八条 厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第四号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項中「この法律による改正後の」を削り、「同条第一号」を「同条第一項第一

号」に改める。
(船員保険法の一部を改正する法律の一部改正)
第二十九条 船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条第二項中「この法律による改正後の」を削り、「同条第一号」を「同条第一項第一号」に改める。

附則第十六条第一項ただし書中「第五十条」を「第五十条第一項」に改め、同条第四項中「第五十条第一号」を「第五十条第一項第一号」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十條中「第五十条第二号」を「第五十条第一項第二号」に、「第五十条第三号」を同項第三号に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十一条 法律第九十二号の一部を次のように改正する。

附則第十條第三項中「第五十条第二号」を「第五十条第一項第二号」に改める。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正)

第三十二条 厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五十八條第一号」を「第五十八條第一項第一号」に、「但し」を「ただし」に、「左の」を「次の」に改める。

第三条第一項中「第五十条第一号」を「第五十条第一項第一号」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三条の二第一項中「第五十八條第一号」を「第五十八條第一項第一号」に改める。

第四条第一項中「第五十条第一号」を「第五十

条第一項第一号」に改める。

第二十二条中「第五十八条第一号」を「第五十八条第一項第一号」に改める。

第二十三條第一項中「第五十條第一号」を「第五十條第一項第一号」に、「基く」を「基づく」に改め、同條第二項中「第五十條第一号」を「第五十條第一項第一号」に、「第五十八條第一号」を「第五十八條第一項第一号」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二十四条中「第五十条第一号」を「第五十条第一項第一号」に改める。

第二十五条第一項中「基く」を「基づく」に、
「第五十条第一号」を「第五十条第一項第一号」に
改める。

第二十七条第一項中「第五十条第四号」を「第五十条第一項第四号」に、「第五十八条第二号」を「第五十八条第一項第二号」に、「第五十条第一号」を「第五十条第一項第一号」に、「左の」を「次の」に改め、同条第三項中「第五十条第一号」を「第五十条第一項第一号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(通算遺族年金の調整)

第二十七条の二 第二条第一項若しくは第三条の二第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされ、又は第三条第一項若しくは第四条第一項の規定により厚生年金保険

の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者であつて、厚生年金保険法第四十二条第一項第一号から第三号までのいづれかに規定する被保険者期間又は船員保険法第三十四条第一項第一号若しくは第三号に規定する期間を満たしたものが死亡したときは、その者の遺族に対しては、厚生年金保険法又は船員保険法による通算遺族年金は、支給しない。

第一項第一号」に改める。

第三十三条 通算年金通則法の一部を次のように改正する。

第四条第二項第五号中「死亡を支給事由とする給付」の下に「(通算遺族年金を除く。)」を加える。

（厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十四条 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「同日以後」を「同日から昭和五十一年七月三十一日まで」に改め、同条

第二項中「昭和三十二年十月一日以後」を「昭和
三十二年十月一日から昭和五十一年七月三十一
日まで」に、「同日前及び同日以後」を「同日ま
で」に、「被保険者であつた期間のうち最近の」
を「昭和五十一年七月三十一日までの被保険者
であつた期間のうち直近の」に改める。

附則第十九条第一項中「同日以後」を「同日から昭和五十一年七月三十一日まで」に改め、同条第二項中「昭和三十一年十月一日以後」を「昭和

和三十二年十月一日から昭和五十一年七月三十一日まで」に、「同日前及び同日以後を「同日まで」に、「被保険者であつた期間のうち最近の」を「昭和五十一年七月三十一日までの被保険者であつた期間のうち直近の」に改める。

（厚生年金保険法による平均標準報酬月額の計算の特例）

第三十五条 厚生年金保険法及び船員保険法の部を改正する法律（昭和四十四年法律第七十号。以下法律第七十八号という。）附則第四條第一項又は第二項に規定する者のうち、第二号に規定する被保険者であつた期間がある者の厚生年金保険法による平均標準報酬月額（同法第七十條第一項及び第百三十二條第二項に規定さ

条第一項第二号の規定にかかわらず、次に掲げる額を合算した額をその者の厚生年金保険の被保険者期間の月数で除して得た額とする。

一 昭和五十一年八月一日（同日前に厚生年金保険法による年金たる保険給付を受ける権利を取得した者であつて厚生省令で定めるものにあつては、同日前の厚生省令で定める日と

し、以下この条において「基準日」という。前
の厚生年金保険の被保険者であつた期間（法

律第七十八号附則第四条第一項又は第二項の規定により平均標準報酬月額額の計算の基礎とされない期間を除く。）の被保険者期間の計算

の基礎となる各月の標準報酬月額（その月が法律第九十二号附則第五条第一項の表の上欄

に掲げる期間に属するときは、その月の標準報酬月額にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。次号において同じ。）を

平均した額に基準日前の厚生年金保険の被保険者期間の月数に乗じて得た額

つた期間の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額を平均した額に基準日以後の厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗

じて得た額

(船員保険法による平均標準報酬月額)の計算の特例)

第三十六條 法律第七十八号附則第十九条第一項又は第二項に規定する者のうち、第二号に規定

する被保険者であつた期間がある者の船員保険法による平均標準報酬月額（同法第四十七条に

規定する平均標準報酬月額を除く。）は、同法第二十七条ノ三第一項の規定にかかわらず、次掲げる額を合算した額をその者の船員保険の被保険者であつた全期間の月数で除して得た額とする。

一 昭和五十一年八月一日（同日前に船員保険法による年金たる保険給付を受ける権利を要

つては、同日前の厚生省令で定める日とし、

以下この条において「基準日」という。前の被保険者であつた期間（法律第七十八号附則第十九条第一項又は第二項の規定により平均標準報酬月額計算の基礎とされない期間を除く。）の各月の標準報酬月額（その月が法律第九十二号附則第十条第一項の表の上欄に掲げ

る期間に属するときは、その月の標準報酬月額にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて

得た額とする。次号において同じを平均した額に基準日前の船員保険の被保険者であつた期間の月数を乗じて得た額

二 基準日以後の船員保険の被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額を平均した額に当

該被保険者であつた期間の月数を乗じて得た額

理由

最近における社会経済情勢と人口構造の老齢化傾向とにかんがみ、厚生年金保険、船員保険及び拠出国国民年金の各制度について、給付額を引き上げるほか、被保険者である間に支給する老齢年金の支給制限の緩和、障害年金及び遺族年金の遇算制度の創設等の措置を講ずるとともに、福祉年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当の額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

一 (内閣提出) に関する
議案の要旨及び目的

本案は、最近における社会経済情勢にかんがひ、厚生年金保険、船員保険及び国民年金の給付改善を行うとともに、児童扶養手当、特別児童扶養手当等について改善を行い、国民の老齢保障の充実強化等を図らうとするもので、そのの要旨は次のとおりである。

(一) 厚生年金保険法の一部改正に関する事項

昭和五十一年五月十八日 衆議院會議録第二十号

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

六八四

1 基本年金額の定額部分を被保険者期間一月につき千円から千六百五十円に引き上げるとともに、被保険者期間の上限を三百六十月から四百二十月に延長し、また、報酬比例部分の額の計算に当たっては、過去の標準報酬を再評価すること等により年金額の引上げを図ること。

2 加給年金の額を配偶者については、二万八千八百円(月額二千四百円)から七万二千円(月額六千円)に、子については、第一子及び第二子について九千六百円(月額八百円)から二万四千円(月額二千円)にそれぞれ引き上げること。

3 受給資格期間を満たしている六十五歳以上の被保険者に対する老齢年金及び通算老齢年金の支給について、一律二割支給停止であるのを標準報酬月額が十一万円以下の場合は支給停止は行わないこととし、受給資格期間を満たしている六十歳以上六十五歳未満の被保険者に対する老齢年金及び通算老齢年金の支給について、支給対象者の標準報酬月額の限度額を七万二千円から十一万円に引き上げるとともに、年金の支給割合を定める標準報酬月額の区分を改めること。

4 障害年金及び遺族年金の最低保障額を二十四万円(月額二万円)から三十九万六千円(月額三万三千円)に引き上げること。

5 障害年金及び遺族年金の受給資格期間について、他の公的年金制度の加入期間を通算することとするほか、通算老齢年金の受給資格期間を満たした者が死亡した場合に、その遺族に通算遺族年金を支給すること。

6 遺族年金に寡婦加算制度を創設し、有子の寡婦及び六十歳以上の高齢寡婦には一定額を遺族年金の額に加算すること。

7 障害年金の廃疾認定日を初診日以後三年

を経過した日から一年六月を経過した日に早めるとともに、廃疾認定日には軽度の障害であるため、障害年金の支給の対象とならない者が、初診日から五年以内のその廃疾の程度が増進し、障害年金を受けることのできる廃疾の程度に至つたときは、障害年金を支給すること。

8 標準報酬月額は、二万円から二十万円までの三十五等級であるのを三万円から三十二万円までの三十六等級に改めること。

9 保険料率を千分の十八引き上げ、第一種被保険者(一般男子)については、千分の七十六から千分の九十四に、第二種被保険者(女子)については、千分の五十八から千分の七十六に、第三種被保険者(坑内夫)については、千分の八十八から千分の百六に、第四種被保険者(任意継続被保険者)については、千分の七十六から千分の九十四にそれぞれ改めること。

また、厚生年金基金に加入する被保険者の保険料率を、特例第一種被保険者(基金加入の一般男子)については、千分の四十八から千分の六十四に、特例第二種被保険者(基金加入の女子)については、千分の三十四から千分の五十に、特例第三種被保険者(基金加入の坑内夫)については、千分の四十八から千分の六十四に改めること。

10 現に支給されている年金についても、改正後の規定に準じて年金額の引上げを行うこと。

11 再就職による年金額の減額等を防止するため、昭和三十三年十月前の被保険者期間を有する者の平均標準報酬月額の計算の特例を設けること。

(二) 船員保険法の一部改正に関する事項
厚生年金保険法の一部改正に準じ、船員保険の年金部門について所要の改正を行うこと。

(三) 国民年金法の一部改正に関する事項

1 拠出制年金

(1) 老齢年金の額を、保険料納付済期間一月につき八百円から千三百円に引き上げ、標準的な年金額(二十五歳拠出を二十四万円(月額二万円)から三十九万円(月額三万二千五百円)に、また、経過的な老齢年金の額の加算について一月につき三百円から五百円に引き上げ、十年年金の額を十五万円(月額一万二千五百円)から二十四万六千円(月額二万五千五百円)に引き上げるとともに、五年年金の額を十五万六千円(月額一万三千円)から十八万円(月額一万五千円)に引き上げること。

(2) 障害年金の最低保障額を二十四万円(月額二万円)から三十九万六千円(月額三万三千円)に引き上げること。

(3) 母子年金、準母子年金及び遺児年金の額を二十四万円(月額二万円)から三十九万六千円(月額三万三千円)に引き上げるとともに、額の加算の対象となる子等のうち一人については、その加算額を九千六百円(月額八百円)から二万四千円(月額二千円)に引き上げること。

(4) 厚生年金保険の改正と同様に、障害年金及び遺児年金について通算制度を創設するとともに、障害年金の廃疾認定日を改めること。

(5) 保険料の額は、現行の月額千四百円を昭和五十二年四月分から月額二千二百円、昭和五十三年四月分から月額二千五百円(昭和五十二年四月度において年金額のスライドが行われた場合は、二千五百円に当該スライド率を乗じて得た額)とし、昭和五十四年四月以後段階的に引き上げること。

(6) 保険料に対する国庫負担を、給付時負担とし、給付費の三分の一に相当する額

とすること。

(7) 現に支給されている年金についても、改正後の規定に準じて年金額の引上げを行うこと。

2 福祉年金

(1) 年金額の引上げ

ア 老齢福祉年金の額を十四万四千円(月額一万二千円)から十六万二千円(月額一万三千五百円)に引き上げること。

イ 障害福祉年金の額を二級障害について二十一万六千円(月額一万八千円)から二十四万三千六百円(月額二万三千円)に、二級障害について十四万四千円(月額一万二千円)から十六万二千円(月額一万三千五百円)に引き上げること。

ウ 母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を十八万七千二百円(月額一万五千六百円)から二十二万二千二百円(月額一万七千六百円)に引き上げること。

(2) 母子福祉年金及び準母子福祉年金の額の加算は、拠出年金と同様に引き上げるほか、支給要件となる子等の年齢を義務教育終了前の者から三年計画で段階的に十八歳未満の者とする。

四 児童扶養手当法の一部改正に関する事項

1 児童扶養手当の額を、児童一人の場合月額一万五千六百円から一万七千六百円に、児童二人の場合月額一万六千四百円から一万九千六百円に引き上げること。

2 児童扶養手当の支給対象児童を、義務教育終了前の者から三年計画で段階的に十八歳未満の者とする。

(四) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正に関する事項

1 特別児童扶養手当の額を、重度障害児一人につき月額一万八千円から二万三百円

に、中度障害児一人につき月額一萬二千円から一萬三千五百円に引き上げること。

2 福祉手当の額を重度障害者一人につき月額四千円から五千円に引き上げること。

(六) その他関係法律の規定について所要の改正を行うこと。

(七) 施行期日

この法律は、厚生年金保険法及び船員保険法の改正については昭和五十一年八月一日から、国民年金法の改正については昭和五十一年九月一日から、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の改正については昭和五十一年十月一日から、それぞれ施行すること。ただし、福祉年金の額の引上げ等は昭和五十一年十月一日から、国民年金の保険料の額の改定は、昭和五十一年四月一日から、障害年金の廃止認定日の変更、障害年金、遺族年金等の通算制度の創設並びに厚生年金保険及び船員保険の障害年金の事後重症制度及び通算遺族年金の創設は、政令で定める日からそれぞれ施行すること。

二 議案の修正議決理由

最近における社会経済情勢にかんがみ、厚生年金保険、船員保険及び拠出制国民年金の各制度について、給付額を引き上げるほか、在職老齢年金の支給制限の緩和、障害年金及び遺族年金の通算制度の創設等の措置を講ずるとともに、福祉年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当の額を引き上げる等の改善を図ることとは時宜に適合するものと認めるが、なお、保険料率の引下げ及び在職老齢年金の支給区分の改善について自由民主党竹内黎一君より修正案が提出され、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、本案に対して、日本共産党・革新共同石母田達君外二名より保険料の改正規定の全部を削除する修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに

決した。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

昭和五十一年度一般会計予算(厚生省所管)に、厚生年金保険給付費財源繰入れとして二百十五億三千七百四十円、船員保険年金給付費財源繰入れとして九億三千三百九十二万四千円、国民年金における拠出制国民年金庫負担金として二百二十一億一千八百五十二万二千円、福祉年金給付費財源繰入れとして二百二十三億五千二百八十五万七千円、児童扶養手当給付費として二十三億四千九百五十三万八千円、特別児童扶養手当給付費として五億四千二百六十四万六千円及び重度障害者福祉手当給付費として七億一千四百四十六万六千円が計上されている。

本修正の結果必要とする経費は、昭和五十一年度において、厚生年金保険特別会計及び船員保険特別会計の年金部門における保険料の収入減は、七百二十七億円(厚生年金保険七百十八億円、船員保険九億円)、厚生年金保険特別会計における年金給付費の増は、八億円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して田中厚生大臣より竹内黎一君提出に係る修正案に対しては「やむを得ない。」旨、石母田達君外二名提出に係る修正案に対しては「反対である。」旨の意見が述べられた。

昭和五十一年五月十七日

社会労働委員長 熊谷 義雄

衆議院議長 前尾繁三郎殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

(厚生年金保険法の一部改正)

第一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。
第二十条の表を次のように改める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報 酬	月 額
第一級	三〇、〇〇〇円	三一、五〇〇円未満	
第二級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円未満
第三級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円未満
第四級	三九、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円未満
第五級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円未満
第六級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上	四六、五〇〇円未満
第七級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上	五〇、〇〇〇円未満
第八級	五一、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満
第九級	五六、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第一〇級	六〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満
第一一級	六四、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
第一二級	六八、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第一三級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第一四級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第一五級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第一六級	八六、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第一七級	九二、〇〇〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第一八級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第一九級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第二〇級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第二一級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二二、〇〇〇円未満
第二二級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満
第二三級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満
第二四級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第二五級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満

昭和五十一年五月十八日 衆議院會議録第二十号 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

第二六級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第二七級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第二八級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第二九級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第三〇級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上	二〇〇、〇〇〇円未満
第三一級	二一〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第三二級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上	二二〇、〇〇〇円未満
第三三級	二四〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満
第三四級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満
第三五級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第三六級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三二〇、〇〇〇円未満
第三七級	三二〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円以上	三二〇、〇〇〇円以上

第三十四条第一項第一号中「千円を「千六百五十円」に改め、同条第三項中「三百六十を「四百二十」に、「こえるを「超える」に改め、同条第五項中「二万八千八百円を「七万二千円」に、「九千六百円を「二万四千円」に改める。

第三十五条中「裁定する場合」の下に「又は保険給付の額を改定する場合」を加え、「五十銭」を「五十円」に、「一円」を「百円」に改める。

第三十八条第二項中「加給年金額」の下に「及び第六十二条の二の規定により加算する額」を加え、「行なわない」を「行わない」に改める。

第三十九条の次に次の一条を加える。

第三十九条の二 年金たる保険給付の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる保険給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき年金たる保険給付があるときは、厚生省令で定めるところにより、当該年金たる保険給

付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

第四十二条第三項中「第十八級」を「第二十級」に改める。

第四十六条第一項中「第十一級から第十四級まで」を「第十二級から第十六級まで」に、「第十級から第十八級まで」を「第十七級から第二十級まで」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、六十五歳以上の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものに支給する老齢年金については、この限りでない。

第四十六条第三項及び第四十六条の三第二項中「第十八級」を「第二十級」に改める。

第四十六条の七第一項中「第十一級から第十四級まで」を「第十二級から第十六級まで」に、「第十五級から第十八級まで」を「第十七級から第二十級まで」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、六十五歳以上の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものに支給する通算老齢年金については、この限りでない。

第四十六条の七第二項中「第十八級」を「第二十級」に改める。

第四十九条第二項中「さらに」を「更に」に、「第五十四条」を「第五十四条第一項」に改める。

第五十条第一項第三号及び第六十条第二項中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改める。

第六十二条の次に次の一条を加える。

第六十二条の二 遺族年金の受給権者である妻が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十条の遺族年金の額に当該各号に定める額を加算する。ただし、その者が当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について恩給法による扶助料その他遺族年金に相当する給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、この限りでない。

一 当該遺族年金の加給年金額の計算の基礎となつてゐる子があるとき 三万六千円（その子が二人以上あるときは六万円）

二 六十歳以上であるとき（前号に該当するときは除く。） 二万四千円

2 前項の加算を開始すべき事由、同項の加算の額を変更すべき事由又は同項の加算を廃止すべき事由が生じた場合における年金の額の改定は、それぞれ当該事由が生じた月の翌月から行ふ。

第八十条第一項中「左の」を「次の」に、「第四十六條第一項又は第四十六條の七第一項の規定によりその額のの一部につき支給を停止されてゐる」を「被保険者である間に支給される」に改める。

第八十一条第五項第一号中「千分の七十六」を「千分の九十四」に、「千分の五十」を「千分の六

十四」に改め、同項第二号中「千分の五十八」を「千分の七十六」に、「千分の三十六」を「千分の五十七」に改め、同項第三号中「千分の八十八」を「千分の百六」に、「千分の五十」を「千分の六十四」に改め、同項第四号中「千分の七十六」を「千分の九十四」に改める。

第六百三十七条第二項中「第四十六条第一項又は第四十六条の七第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されてゐる」を「被保険者である間に支給される」に、「行なう」を「行う」に改める。

附則第十二条第三項中「第十八級」を「第二十級」に改める。

附則第十六条第二項中「第五十九条の二」を「第五十三條、第五十四條第二項、第五十九條の二及び第六十二條の二」に改め、「加給年金額」の下に「及び第六十二條の二の規定により加算する額」を加え、「二十八万八千円から当該従前の例による年金たる保険給付の額（従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く。）を控除して得た額」を「七万二千円」と、第五十三條及び第五十四條第二項中「別表第一」とあるのは「旧別表第一」に改める。

附則第二十八條の三第二項中「第十八級」を「第二十級」に改める。

（船員保険法の一部改正）

第二条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ七第二項中「掲グル額ニ相当スル額」の下に「第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々」を加え、同条第四項中「額トス」ヲ除ク」を「額」ヲ、第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依

リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々除クに、「同条第三号」を「第五十条第三号」に改める。

第二十四条ノ二中「五十銭」を「五十円」に、「一円」を「百円」に改める。

第二十四条ノ三の次に次の一条を加える。

第二十四条ノ四 年金タル保険給付ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ死亡シタルニ因リ其ノ年金タル保険給付ヲ受クル権利ガ消滅シタルニ拘ラズ其ノ死亡ノ日ノ属スル月ノ翌月以後ノ分トシテ当該年金タル保険給付ノ過誤払ガ行ハレタル場合ニ於テ当該過誤払ニ依ル返還金ニ係ル債権(以下返還金債権ト称ス)ニ係ル債務ノ弁済ヲ為スベキ者ニ支払フベキ年金タル保険給付アルトキハ命令ヲ以テ定ムル所ニ依リ当該年金タル保険給付ノ支払金ノ金額ヲ当該過誤払ニ依ル返還金債権ノ金額ニ充当スルコトヲ得

第三十四条第四項中「第十六級」を「第十八級」に改める。

第三十五条第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に、「一万六千円」を「二万六千四百円」に、「十二万円」を「二十九万七千円」に改める。

第三十六条第一項中「二万八千八百円」を「七万二千円」に、「九千六百円」を「二万四千円」に、「一万九千二百円」を「四万八千円」に改める。

第三十八条第一項中「第九級乃至第十二級」を「第十〇級乃至第十四級」に、「第十三級乃至第十六級」を「第十五級乃至第十八級」に改め、同項に次のただし書を加える。

但シ六十五歳以上ノ被保険者ニシテ其ノ標準報酬ノ等級第一級乃至第十八級ナルモノニ支給スル老齢年金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十八条第三項及び第三十九条ノ二第二項中「第十六級」を「第十八級」に改める。

第三十九級ノ五第一項中「第九級乃至第十二級」を「第十〇級乃至第十四級」に、「第十三級乃至第十六級」を「第十五級乃至第十八級」に改め、同項に次のただし書を加える。

但シ六十五歳以上ノ被保険者ニシテ其ノ標準報酬ノ等級第一級乃至第十八級ナルモノニ支給スル通算老齢年金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ第三十九条ノ五第二項中「第十六級」を「第十八級」に改める。

第四十一条第一項第一号中「十二万円」を「十九万八千円」に改め、同条第二項中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改める。

第四十一条ノ二第二項中「二万八千八百円」を「七万二千円」に、「九千六百円」を「二万四千円」に、「一万九千二百円」を「四万八千円」に改める。

第五十条ノ二第一項第二号中「三万円」を「四万九千五百円」に改め、同項第三号中「六万円」を「九万九千円」に改め、同条第三項中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改める。

第五十条ノ三ノ二 遺族年金ノ支給ヲ受クル妻ガ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ当該各号ニ定ムル金額(第五十条第三号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ニ在リテハ当該各号ニ定ムル額ノ二分ノ一ニ相当スル金額)ヲ第五十条ノ二各項ノ遺族年金ノ額ニ加給ス但シ其ノ者ガ同一ノ事由ニ因リ恩給法ニ依ル扶助料其ノ他遺族年金ニ相当スル給付ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノノ支給ヲ受クベキトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 前条ノ規定ニ依リ加給スベキ金額ノ計算

ノ基礎ト為リタル子アルトキ 三万六千円(其ノ子二人以上アルトキハ六万円)

二 六十歳以上ナルトキ(前号ニ該当スルトキヲ除ク) 二万四千円

第五十八条第一項中「第三十八条第一項ノ規定ニ依リ其ノ額ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル老齢年金、第三十九条ノ五第一項ノ規定ニ依リ其ノ額ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル通算老齢年金」を「被保険者タル間ニ支給セラルル老齢年金又ハ通算老齢年金」に改める。

第五十九条第五項第一号中「千分ノ百七十三」を「千分ノ百八十七」に改め、同項第二号中「千分ノ百六十二」を「千分ノ百七十六」に改め、同項第四号中「千分ノ九十五」を「千分ノ百九」に改める。

第六十条第一項第一号中「千分ノ八十二」を「千分ノ八十九」に改め、同項第二号中「千分ノ七十六・五」を「千分ノ八十三・五」に改める。

別表第三ノ二中「九、六〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に、「一九、二〇〇円」を「四八、〇〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「五二、八〇〇円」に改める。

【別紙】

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

一 公的年金制度全体を通じて、各制度間の関連を考慮しつつ、その基本的なあり方について検討を加え、年金制度の抜本的な改善を図ること。

二 遺族年金の引上げについて、更に検討すること。

三 在職老齢年金制度の支給制限の緩和について

て、なお一層検討すること。

四 加給年金のあり方について更に改善に努めること。

五 各福祉年金について、その年金額を更に大幅に引き上げるとともに、その実施時期及び支払時期について検討を加え、本人の所得制限及び他の公的年金との併給制限についても改善を図ること。

六 厚生年金、国民年金のスライド改訂実施時期について検討すること。

七 すべての年金は、非課税とするよう努めること。

八 年金制度の負担のあり方及び財政方式特に賦課方式への移行については、将来にわたる人口高齢化の動向を勘案しつつ、その改善について積極的に検討を進めること。

九 被用者年金加入者の妻の年金権の整備に努めること。

十 五人未満の事業所に対する厚生年金保険の適用を検討すること。

十一 積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、特に被保険者住宅資金の転貸制度の普及を図るとともに、積立金の民主的運用に努めること。

十二 児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童手当及び福祉手当の支給額を一層増額する等支給内容の改善充実を図るとともに、所得制限を更に緩和すること。

健康保険法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十一年二月十六日

内閣総理大臣 三木 武夫

昭和五十一年五月十八日 衆議院會議録第二十号 健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

健康保険法等の一部を改正する法律

(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表を次のように改める。

標 準	報 酬	報 酬	月 額
等 級	月 額	日 額	月 額
第一級	三〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円	三一、五〇〇円未満
第二級	三三、〇〇〇円	一、一〇〇円	三一、五〇〇円以上 三四、五〇〇円未満
第三級	三六、〇〇〇円	一、二〇〇円	三四、五〇〇円以上 三七、五〇〇円未満
第四級	三九、〇〇〇円	一、三〇〇円	三七、五〇〇円以上 四〇、五〇〇円未満
第五級	四二、〇〇〇円	一、四〇〇円	四〇、五〇〇円以上 四三、五〇〇円未満
第六級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四三、五〇〇円以上 四六、五〇〇円未満
第七級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円以上 五〇、〇〇〇円未満
第八級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上 五四、〇〇〇円未満
第九級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上 五八、〇〇〇円未満
第一〇級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上 六二、〇〇〇円未満
第一級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円以上 六六、〇〇〇円未満
第二級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上 七〇、〇〇〇円未満
第三級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上 七四、〇〇〇円未満
第四級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上 七八、〇〇〇円未満
第五級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上 八三、〇〇〇円未満
第六級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上 八九、〇〇〇円未満
第七級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上 九五、〇〇〇円未満
第八級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第九級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第一〇級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満

第二級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二一、〇〇〇円未満
第三級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一二一、〇〇〇円以上 一二八、〇〇〇円未満
第四級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一二八、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第五級	一四二、〇〇〇円	四、七三〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第六級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第七級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第八級	一七〇、〇〇〇円	五、六七〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第九級	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第一〇級	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第一級	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	一九五、〇〇〇円以上 二〇〇、〇〇〇円未満
第二級	二二〇、〇〇〇円	七、三三〇円	二〇〇、〇〇〇円以上 二二〇、〇〇〇円未満
第三級	二四〇、〇〇〇円	八、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満
第四級	二六〇、〇〇〇円	八、六七〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満
第五級	二八〇、〇〇〇円	九、三三〇円	二七〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満
第六級	三〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上 三一〇、〇〇〇円未満
第七級	三二〇、〇〇〇円	一〇、六七〇円	三一〇、〇〇〇円以上

第三條第十項に次のただし書を加える。

但シ其ノ者ノ従前ノ標準報酬月額ガ其ノ者ノ
保険者ノ管掌スル前年(一月一日ヨリ三月三
十一日迄)ノ其ノ者ノ標準報酬ニ付テハ前前
年)ノ十月三十一日ニ於ケル全被保険者ノ同
月ノ標準報酬月額平均シタル額(健康保険
組合ガ当該平均シタル額ノ範囲内ニ於テ其ノ
規約ヲ以テ定メタル額アルトキハ当該規約ヲ
以テ定メタル額)ヲ超ユル場合ニ於テハ当該
額ヲ標準報酬ノ基礎トナル報酬月額ト看做シ
タルトキノ標準報酬ヲ以テ其ノ者ノ標準報酬
トス

第十三条ノ第二項第一号中「第二十条第一
項」を「第十九条ノ三又ハ第二十条」に改める。

第二十条第一項中「二月以上被保険者」を「二
月以上第十三条又ハ第十五条ノ規定ニ依ル被保
険者(第十二条第一項ニ規定スル共済組合ノ組
合員タル被保険者ヲ除ク第五十五条第二項ニ於
テ之ニ同ジ)に、「十日」を「二十日」に、「第二
十条第一項」を「第二十条」に改める。

第二十一条第一号中「二年」を「二年」に改め、
同条第三号を次のように改める。

三 保険料ヲ納付期日迄ニ納付セザルトキ
第二十七条中「及其ノ事業所ニ使用セラルル
被保険者」を、其ノ事業所ニ使用セラルル被保
険者及第二十条ノ規定ニ依ル被保険者」に改め
る。

第三十五条に次の一項を加える。

前項ノ被保険者ハ其ノ事業所ニ使用セラレザルニ至リタルトキト雖モ第二十条ノ規定ニ依ル被保険者タルトキハ仍之ヲ組合員トス

第四十三条ノ八第一項第一号中「二百円」を「六百円」に改め、同項第二号中「六十円」を「二百円」に、「三十円」を「百円」に改め、同条第二項中「一月」を「六月」に改める。

第四十九条第一項中「三万円」を「五万円」に改める。

第五十条第一項中「六万円」を「十万円」に改める。

第五十五条第二項中「喪失シタル日」の下に「(第二十條ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ヲ喪失シタル者ニ在リテハ其ノ資格ヲ取得シタル日)」を加え、「一年以上被保険者」を「一年以上第十三条又ハ第十五条ノ規定ニ依ル被保険者」に改め、同条第三項を削る。

第五十五条ノ二第二項及び第五十七条第二項中「及第三項」を削る。

第五十九条ノ三「三万円」を「五万円」に改める。

第五十九条ノ四第一項中「六万円」を「十万円」に改める。

第七十一条ノ三「引続キ被保険者」の下に「(第二十條ノ規定ニ依ル被保険者ヲ除ク本条及第七十五条ノ二ニ於テ之ニ同ジ)」を加える。

第七十九条第一項に次のただし書を加える。

但シ第二十條ノ規定ニ依ル被保険者ニ関スル保険料ニ付テハ其ノ月ノ十日(初メテ納付スベキ保険料ニ付テハ被保険者ノ指定スル日)迄トス

(船員保険法の一部改正)

第二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

標 準	報 酬	報 酬
等 級	月 額	日 額
第一級	三六、〇〇〇円	一、二〇〇円
第二級	三九、〇〇〇円	一、三〇〇円
第三級	四二、〇〇〇円	一、四〇〇円
第四級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円
第五級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円
第六級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円
第七級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円
第八級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円
第九級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円
第一〇級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円
第一級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円
第二級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円
報 酬	月 額	日 額
第一級	三七、五〇〇円未満	四〇、五〇〇円未満
第二級	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円未満
第三級	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円未満
第四級	四三、五〇〇円以上	四六、五〇〇円未満
第五級	四六、五〇〇円以上	五〇、〇〇〇円未満
第六級	五〇、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満
第七級	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第八級	五八、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満
第九級	六二、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
第一〇級	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第一級	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第二級	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満

第三級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第四級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第五級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第六級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第七級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第八級	一〇一、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第九級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二一、〇〇〇円未満
第一〇級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一二一、〇〇〇円以上	一二八、〇〇〇円未満
第一級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一二八、〇〇〇円以上	一三五、〇〇〇円未満
第二級	一四二、〇〇〇円	四、七三〇円	一三五、〇〇〇円以上	一四二、〇〇〇円未満
第三級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一四二、〇〇〇円以上	一四九、〇〇〇円未満
第四級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	一四九、〇〇〇円以上	一五六、〇〇〇円未満
第五級	一七〇、〇〇〇円	五、六七〇円	一五六、〇〇〇円以上	一六三、〇〇〇円未満
第六級	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一六三、〇〇〇円以上	一七〇、〇〇〇円未満
第七級	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	一七〇、〇〇〇円以上	一七七、〇〇〇円未満
第八級	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	一七七、〇〇〇円以上	一八四、〇〇〇円未満
第九級	二二〇、〇〇〇円	七、三三〇円	一八四、〇〇〇円以上	一九一、〇〇〇円未満
第一〇級	二四〇、〇〇〇円	八、〇〇〇円	一九一、〇〇〇円以上	一九八、〇〇〇円未満
第一級	二六〇、〇〇〇円	八、六七〇円	一九八、〇〇〇円以上	二〇五、〇〇〇円未満
第二級	二八〇、〇〇〇円	九、三三〇円	二〇五、〇〇〇円以上	二一二、〇〇〇円未満
第三級	三〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	二一二、〇〇〇円以上	二一九、〇〇〇円未満
第四級	三二〇、〇〇〇円	一〇、六七〇円	二一九、〇〇〇円以上	二二六、〇〇〇円未満
第五級	三四〇、〇〇〇円	一一、三三〇円	二二六、〇〇〇円以上	二三三、〇〇〇円未満

第四條第六項中「従前ノ」を「第十九條ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ヲ喪失シタル際ノ」に改め、同条第五項の次に次の一項を加える。

第十九條ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ニ付テハ

引続キ従前ノ標準報酬ニ依ル但シ其ノ者ノ従前ノ標準報酬月額が前年(一月一日ヨリ三月三十一日迄)其ノ者ノ標準報酬ニ付テハ前年ノ十月三十一日ニ於ケル全被保険者ノ同

昭和五十一年五月十八日 衆議院會議録第二十号

健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

六九〇

月ノ標準報酬月額ヲ平均シタル額ヲ超ユル場合ニ於テハ当該平均シタル額ヲ標準報酬ノ基礎トナル報酬月額ト看做シタルトキノ標準報酬ヲ以テ其ノ者ノ標準報酬トス

第十九条ノ二に次の二条を加える。

第十九条ノ三 第十九条ノ規定ニ依リ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ喪失ノ日ノ前日迄継続シテ二月以上第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシモノハ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ二十日以内ニ被保険者タラントスル申請ヲ為ストキハ継続シテ被保険者ト為ルコトヲ得但シ健康保険ノ被保険者タル者ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ニ規定スル期限ヲ経過シタル申請ト雖モ行政庁ニ於テ正当ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ受理スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル被保険者ニ関シテハ第二十七條ノ四並ニ第三章第二節及第三節並ニ第五十條ノ九及第五十條ノ十二規定スル保険給付ニ限リ之ヲ為スモノトス

第十九条ノ四 前条ノ規定ニ依ル被保険者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルニ至リタル日ノ翌日(第四号又ハ第五号ニ該当スルニ至リタルトキハ其ノ日)ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

一 被保険者ト為リタル日ヨリ起算シ二年ヲ経過シタルトキ

二 死亡シタルトキ

三 保険料ヲ納付期日迄ニ納付セザルトキ

四 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ト為リタルトキ

五 健康保険ノ被保険者ト為リタルトキ

第二十条第一項中「七年六月以上被保険者タリシ者」を「被保険者タリシ期間七年六月以上ナル者」に、「被保険者タラザルニ至リタル」を「第十九条ノ規定ニ依リ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル」に改め、同条第五項中「老齢、廃疾、脱退又ハ死亡ニ関スル保険給付(葬祭料ヲ除ク)」を「第三章第五節乃至第七節及第九節(第五十條ノ九

及第五十條ノ十ヲ除ク)ニ規定スル保険給付」に改める。

第二十二條第一項中「被保険者ノ資格」の下に「(第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ヲ除ク次項及第三項ニ於テ之ニ同ジ)」を加える。

第二十八條第二項中「喪失シタル日以前一年間ニ於テ三月以上又ハ同日以前三年間ニ於テ一年以上第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシコト」を「喪失シタル日以前十九條ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ヲ喪失シタル者ニ在リテハ其ノ資格ヲ取得シタル日」前ニ於ケル第十七條ノ規定ニ依ル被保険者タリシ期間ガ其ノ日以前一年間ニ於テ三月以上又ハ其ノ日以前三年間ニ於テ一年以上ナルコト」に改める。

第二十八條ノ三第一項中「二百円」を「六百円」に改める。

第二十九條ノ三第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

船舶所有者ハ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関スル療養ノ給付及療養費ノ支給ニ関シテハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ對シ其ノ者ガ第二十八條ノ三若ハ第二十八條ノ六第二項ノ規定ニ依リ一部負担金トシテ支払フベキ費用ノ中厚生大臣ノ定ムル額ヲ交付シ又ハ被保険者若ハ被保険者タリシ者ガ支払ヒタル一部負担金ノ額若ハ前条ノ規定ニ依リ控除セラレタル一部負担金ニ相当スル額ノ中厚生大臣ノ定ムル額ヲ負担スベシ

第三十二條第一項及び第三十三條第一項中「六万円」を「十万円」に改める。

第三十三條ノ三第一項中「通算シテ六月以上被保険者タリシコト」を「其ノ者ノ第十七條ノ規定ニ依ル被保険者タリシ期間ガ通算シテ六月以上ナルコト」に改める。

第三十四條第一項第一号を次のように改める。

一 被保険者タリシ期間十五年以上ナル者

第三十四條第一項第二号及び第三号中「十五

年未満被保険者タリシ者」を「被保険者タリシ期間十五年未満ナル者」に改める。

第三十五條第一号中「十五年以上被保険者タリシ者」を「被保険者タリシ期間十五年以上ナル者」に改める。

第三十九條ノ二第一項中「一年以上被保険者タリシ者」を「被保険者タリシ期間一年以上ナル者」に改める。

第四十條第四項中「六月以上被保険者タリシ者タルコト」を「ニ於ケル其ノ者ノ被保険者タリシ期間ガ六月以上ナルコト」に改める。

第四十一條第一項第一号、第四十二條ノ三第二項及び第五十條ノ二第二項中「十五年以上被保険者タリシ者」を「被保険者タリシ期間十五年以上ナル者」に改める。

第五十條ノ九第一項及び第五十條ノ十中「三万円」を「五万円」に改める。

第五十九條第三項を次のように改める。

第十九條ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ニ係ル保険料ハ其ノ被保険者タリシ月ニ付前項ノ例ニ依リ之ヲ算定ス但シ前月ヨリ引続キ同条ノ規定ニ依ル被保険者タル者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ其ノ月分ノ保険料ハ之ヲ算定セズ

第五十九條第五項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第三十九條ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ニ付テハ千分ノ七十二

第五十九條第六項及び第八項中「又ハ第二号」を「乃至第三号」に改める。

第六十條第二項及び第六十一條中「第二十條」を「第十九條ノ三又ハ第二十二條」に改める。

第六十二條ノ二第一項ただし書中「第二十條」を「第十九條ノ三又ハ第二十二條」に改め、「十日」の下に「(初テ納付スベキ保険料ニ付テハ行政庁ノ指定スル日)」を加える。

三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三條第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 基金は、前二項に定める業務の遂行に支障のない範囲内で、国、都道府県又は市町村の委託を受けて、国、都道府県又は市町村が行う医療に関する給付であつて厚生大臣の定めるものについて医療機関が請求することができ費用の額の審査及び支払に関する事務を行うことができる。

第十四條第一項中「及び第二項」を「第二項及び第三項」に改め、同条第二項中「各、九人以下の」を「定款の定めるところにより、それぞれ」に改める。

第十四條の三第三項及び第十九條中「第十三條第二項」の下に「及び第三項」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。ただし、第二条中船員保険法第四條第一項の改正規定及び附則第三條第二項の規定は同年八月一日から、第三條の規定は公布の日から施行する。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和五十一年七月一日前に健康保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(健康保険法第二十條の規定による被保険者の資格を有する者及び同月から標準報酬を改定されるべき者を除く)のうち、同年六月の標準報酬月額が二万八千円以下であるもの又は二十万円であるもの(当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が二十一万円未満である者を除く)の標準報酬は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額をこの法律による改正後の同法第三條第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、保

險者が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、昭和五十一年七月一日から同年九月三十日まで標準報酬とする。

3 この法律による改正後の健康保険法第二十条第一項の規定は、昭和五十一年七月一日以後に同法第十八条の規定により被保険者の資格を喪失した者について適用し、同日前に同条の規定により被保険者の資格を喪失した者については、なお従前の例による。

4 健康保険法第二十条の規定による被保険者に関する昭和五十一年六月以前の月分の保険料の納付期日及び当該保険料を納付しないことによるその被保険者の資格の喪失については、この法律による改正後の同法第二十一条第三号及び第七十九条第一項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 昭和五十一年七月一日前に健康保険法第二十条の規定による被保険者の資格を取得して、同日まで引き続きその被保険者の資格を有する者に関する同月分の保険料の納付期日は、この法律による改正後の同法第七十九条第一項ただし書の規定にかかわらず、同年八月十日とする。

6 昭和五十一年七月一日において現に病院又は診療所に収容されている者が当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病により同日以後引き続き病院又は診療所に収容されている場合における一部負担金については、この法律による改正後の健康保険法第四十三条ノ八第一項第二号及び第二項（同法第四十三条ノ十六第二項において例による場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（船員保険法の一部改正に伴う経過措置等）

第三条 この法律による改正後の船員保険法第九条ノ三の規定は、昭和五十一年七月一日以後に同法第十九条の規定により被保険者の資格を喪失した者について適用する。

2 標準報酬月額が三万六千円未満である船員保

険法第二十条の規定による被保険者の昭和五十一年八月以後の標準報酬月額は、この法律による改正後の同法第四条第七項の規定にかかわらず、三万六千円とする。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第四条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第六十一条 第一項ただし書及び第三項ただし書中「六万円」を「十万円」に改める。

第六十三条 第一項ただし書及び第三項ただし書中「三万円」を「五万円」に改める。

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正）

第五条 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十七条 第一項ただし書及び第三項ただし書中「六万円」を「十万円」に改める。

第三十九条 第三項ただし書中「三万円」を「五万円」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第六条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第六十三条 第一項ただし書及び第三項ただし書中「六万円」を「十万円」に改める。

第六十五条 第一項中「行なう」を「行う」に、「三万円」を「五万円」に改め、同条第二項中「行なつた」を「行った」に改め、同条第三項ただし書中「三万円」を「五万円」に改める。

（厚生年金保険法の一部改正）

第七条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条 中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「左に」を「次に」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 船員保険の被保険者。ただし、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。

第十二条第三号中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に、「こえ」を「超え」に改め、同条第五号及び第六号中「但し」を「ただし」に、「こえて」を「超えて」に改める。

（国民年金法の一部改正）

第八条 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項第一号中「被保険者」の下に「（船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。）」を加える。

理 由

医療保険制度の現状にかんがみ、標準報酬の合理化、一部負担金の額の改定、分べん費等の給付の改善、任意継続被保険者制度の拡充等の措置を講ずるとともに、社会保険診療報酬支払基金の業務の範囲を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、医療保険制度について、最近の経済情勢の変動等にかんがみ、標準報酬の改定、一部負担金の額の改定、分べん費等の給付の改善、任意継続被保険者制度の拡充等の措置を講ずるとともに、社会保険診療報酬支払基金の業務範囲等について改正を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

（一）健康保険法の一部改正

1 現金給付の改善

（1）分べん費の最低保障額及び配偶者分べん費の額を現行六万円から十万円に引き上げる。

（2）埋葬料の最低保障額及び家族埋葬料の額を現行三万円から五万円に引き上げる。

2 標準報酬の改定

標準報酬の上限を現行二十万円から三十二万円に、下限を現行二万円から三万円に改定すること。

3 一部負担金の改定

（1）初診時一部負担金の額を現行二百円から六百円に改定すること。

（2）入院時一部負担金の額を現行一日当たり六十円から二百円に改定するとともに、支払うべき期間を一月から六月とすること。

ただし、継続療養給付を受ける者の入院時一部負担金の額は、現行一日当たり三十円から百円とすること。

4 任意継続被保険者制度の拡充

（1）任意継続被保険者制度に加入できる期間を現行一年から二年に延長すること。

（2）任意継続被保険者の標準報酬をその者の保険者の管掌する全被保険者の標準報酬月額の平均額又はその者の従前の標準報酬月額のいずれか低い額とすること。

（3）任意継続被保険者制度を健康保険組合でも実施すること。

（4）任意継続被保険者となることの申出期限を現行十日以内から二十日以内に延長すること。

（二）船員保険法の一部改正

1 現金給付の改善

分べん費等について、健康保険法の現金給付の改善に準じた措置を講ずること。

2 標準報酬の改定

標準報酬の上限を現行二十万円から三十四万円に、下限を現行二万四千円から三万六千円に改定すること。

3 一部負担金の改定

初診時一部負担金の額を現行二百円から六百円に改定すること。

六九三

昭和五十一年度厚生保険特別会計（厚生省）

(小字及び――は修正)

一部を次のように改正する。

標準報酬額		等級	月額	日額	報酬月額
第一級	三〇、〇〇〇円		一、〇〇〇円	三、一、五〇〇円 未滿	
第二級	三三、〇〇〇円		一、一〇〇円	三、五〇〇円 以上 未滿	

第三級	三六、〇〇〇円	一、二〇〇円	三四、五〇〇円	三七、五〇〇円	未滿
第四級	三九、〇〇〇円	一、三〇〇円	三七、五〇〇円	四〇、五〇〇円	未滿
第五級	四二、〇〇〇円	一、四〇〇円	四〇、五〇〇円	四三、五〇〇円	未滿
第六級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四三、五〇〇円	四六、五〇〇円	未滿
第七級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円	五〇、〇〇〇円	未滿
第八級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円	五四、〇〇〇円	未滿
第九級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円	五八、〇〇〇円	未滿
第一〇級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円	六二、〇〇〇円	未滿
第一級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円	六六、〇〇〇円	未滿
第二級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	未滿
第三級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円	七四、〇〇〇円	未滿
第四級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円	七八、〇〇〇円	未滿
第五級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円	八三、〇〇〇円	未滿
第六級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円	八九、〇〇〇円	未滿
第七級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円	九五、〇〇〇円	未滿
第八級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円	未滿
第九級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円	未滿
第一〇級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円	未滿
第二級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円	未滿
第三級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一二二、〇〇〇円	一二八、〇〇〇円	未滿
第四級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一二八、〇〇〇円	一三六、〇〇〇円	未滿
第五級	一四二、〇〇〇円	四、七三〇円	一三六、〇〇〇円	一四四、〇〇〇円	未滿
第六級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一四四、〇〇〇円	一五二、〇〇〇円	未滿
第七級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	一五二、〇〇〇円	一六四、〇〇〇円	未滿
第八級	一七〇、〇〇〇円	五、六七〇円	一六四、〇〇〇円	一七六、〇〇〇円	未滿
第九級	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一七六、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円	未滿

第二九級	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	以上五、〇〇〇円	未満一九五、〇〇〇円
第三〇級	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	以上九五、〇〇〇円	未満二〇〇、〇〇〇円
第三一級	二二〇、〇〇〇円	七、三三〇円	以上一〇、〇〇〇円	未満二二〇、〇〇〇円
第三二級	二四〇、〇〇〇円	八、〇〇〇円	以上一三、〇〇〇円	未満二四〇、〇〇〇円
第三三級	二六〇、〇〇〇円	八、六七〇円	以上一五、〇〇〇円	未満二六〇、〇〇〇円
第三四級	二八〇、〇〇〇円	九、三三〇円	以上一七、〇〇〇円	未満二八〇、〇〇〇円
第三五級	三〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	以上一九、〇〇〇円	未満三一〇、〇〇〇円
第三六級	三二〇、〇〇〇円	一〇、六七〇円	以上二一、〇〇〇円	未満三二〇、〇〇〇円

第三条第十項に次のたし書を加える。
但シ其ノ者ノ従前ノ標準報酬月額ガ其ノ

保險者ノ管掌スル前年（一月一日ヨリ三月三十一日迄ノ其ノ者ノ標準報酬ニ付テハ前前年）ノ十月三十一日ニ於ケル全被保險者ノ同年ノ標準報酬月額ヲ平均シタル額（健康保險組合ガ當該平均シタル額ノ範圍内ニ於テ其ノ規約ヲ以テ定メタル額アルトキハ當該規約ヲ以テ定メタル額）ヲ超ユル場合ニ於テハ當該額ヲ標準報酬ノ基礎トナル報酬月額ト看做シタルトキノ標準報酬ヲ以テ其ノ者ノ標準報酬トス

第十三条ノ二第一項第一号中「第二十条第
一項」を「第十九条ノ三又ハ第二十條」に改める。

第二十條第一項中「二月以上被保險者」を「二月以上第十三條又ハ第十五條ノ規定ニ依ル被保險者」(第十二條第一項ノ規定スル共済組合ノ組合員タル被保險者ヲ除ク第五十五條第二項ニ於テ之ニ同ジ)に、「十日」を「二十日」に、「第二十條第一項」を「第二十條」に改める。

第二十一条第一号中「一年」を「二年」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 保険料ヲ納付期日迄ニ納付セザルトキ
第二十七条中「及其ノ事業所ニ使用セラルル
被保険者」を「其ノ事業所ニ使用セラルル被保

險者及第二十条ノ規定ニ依ル被保險者」に改め
る。

第三十五條に次の一項を加える。

前項ノ被保險者ハ其ノ事業所ニ使用セラレザルニ至リタルトキト雖モ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者タルトキハ仍之ヲ組合員トス

第四十三條ノ八第一項第一号中「二百円」を「六百円」に改め、同項第二号中「六十円」を「二百円」に、「三十円」を「百円」に改め、同条第二項中「一月」を「六月」に改める。

第四十九条第一項中「三万円」を「五万円」に改める。

第五十条第一項中「六万円」を「十万円」に改める。

第五「第五条第二項中「喪失シタル日」の下に
 「第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者ニ在リテハ其ノ資格ヲ取得シタル日」
 を加へ、「一年以上被保險者を「一年以上第十
三條又ハ第十五條ノ規定ニ依ル被保險者」に改
め、同條第三項を削る」

第五十五條ノ二第二項及び第五十七條第二項中「及第三項」を削る。

第五十九条ノ三中「三万円」を「五万円」に改める。

第五十九条ノ四第一項中「六万円」を「十万円

に改める。

第七十一条ノ三中「引續キ被保険者」の下に「第二十條ノ規定ニ依ル被保険者ヲ除ク本条及第七十五條ノ二ニ於テ之ニ同ジ」を加へる。

第七十九條第一項に次のただし書を加へる。

但シ第二十條ノ規定ニ依ル被保険者ニ関スル保険料ニ付テハ其ノ月ノ十日（初メテ納付ス

トス
ベキ保険料ニ付テハ、保険者ノ指定スル日迄
(船員保険法の一部改正)

第二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

標	準	報	酬	報	酬	月	額
等級	月	額	日	額	報	酬	月
第一級	三六、〇〇〇円	一、二〇〇円	三、七	未滿	五〇〇円	三、七	未滿
第二級	三九、〇〇〇円	一、三〇〇円	四、〇	以上	五〇〇円	四、〇	未滿
第三級	四二、〇〇〇円	一、四〇〇円	四、三	以上	五〇〇円	四、三	未滿
第四級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四、六	以上	五〇〇円	四、六	未滿
第五級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	五、〇	以上	五〇〇円	五、〇	未滿
第六級	五一、〇〇〇円	一、七三〇円	五、四	以上	五〇〇円	五、四	未滿
第七級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五、八	以上	五〇〇円	五、八	未滿
第八級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	六、二	以上	五〇〇円	六、二	未滿
第九級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六、六	以上	五〇〇円	六、六	未滿
第一〇級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六、九	以上	五〇〇円	六、九	未滿
第一級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七、三	以上	五〇〇円	七、三	未滿
第二級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七、六	以上	五〇〇円	七、六	未滿
第三級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	八、〇	以上	五〇〇円	八、〇	未滿
第四級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八、三	以上	五〇〇円	八、三	未滿
第五級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八、六	以上	五〇〇円	八、六	未滿
第六級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九、〇	以上	五〇〇円	九、〇	未滿
第七級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	九、三	以上	五〇〇円	九、三	未滿
第八級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇、〇	以上	五〇〇円	一〇、〇	未滿
第九級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一〇、三	以上	五〇〇円	一〇、三	未滿

第二〇級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	以上	一二二、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円
第二級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	以上	一三〇、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円
第三級	一四二、〇〇〇円	四、七三〇円	以上	一三八、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円
第四級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	以上	一四六、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円
第五級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	以上	一五五、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円
第六級	一七〇、〇〇〇円	五、六七〇円	以上	一六五、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円
第七級	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	以上	一七五、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円
第八級	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	以上	一八五、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円
第九級	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	以上	一九五、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円
第十級	二二〇、〇〇〇円	七、三三〇円	以上	二〇〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円
第十一級	二四〇、〇〇〇円	八、〇〇〇円	以上	二二〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円
第十二級	二六〇、〇〇〇円	八、六七〇円	以上	二五〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円
第十三級	二八〇、〇〇〇円	九、三三〇円	以上	二七〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円
第十四級	三〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	以上	二九〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円
第十五級	三二〇、〇〇〇円	一〇、六七〇円	以上	三〇〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円
第十六級	三四〇、〇〇〇円	一一、三三〇円	以上	三三〇、〇〇〇円	三六〇、〇〇〇円

第四條第六項中「従前ノ」を「第十九條ノ規定ニ依リ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル際ノ」に改め、同條第五項の次に次の一項を加える。

第十九條ノ三ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ引續キ従前ノ標準報酬ニ依ル但シ其ノ者ノ従前ノ標準報酬月額額が前年(一月一日ヨリ三月三十一日迄)其ノ者ノ標準報酬ニ付テハ前年(一月一日ヨリ三月三十一日迄)於ケル全被保險者ノ同月ノ標準報酬月額ヲ平均シタル額ヲ超ユル場合ニ於テハ当該平均シタル額ヲ標準報酬ノ基礎トナル報酬月額ト看做シタルトキノ標準報酬ヲ以テ其ノ者ノ標準報酬トス

第十九條ノ二の次に次の二條を加える。

ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ喪失ノ日ノ前日迄引續シテ二月以上第十七條ノ規定ニ依ル被保險者タリシモノハ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ二十日以内ニ被保險者タラントスル申請ヲ為ストキハ引續シテ被保險者ト為ルコトヲ得但シ健康保険ノ被保險者タル者ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ニ規定スル期限ヲ經過シタル申請ト雖モ行政庁ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ受理スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル被保險者ニ関シテハ第二十七條ノ四並ニ第三章第二節及第三節並ニ第五十條ノ九及第五十條ノ十二規定スル保險給付ニ限リ之ヲ為スモノトス

第十九條ノ四 前條ノ規定ニ依ル被保險者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルニ至リタル日ノ翌日(第四号又ハ第五号ニ該当スルニ至リタルトキハ其ノ日)ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

一 被保險者ト為リタル日ヨリ起算シ二年ヲ經過シタルトキ

二 死亡シタルトキ

三 保險料ヲ納付期日迄ニ納付セザルトキ

四 第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ト為リタルトキ

五 健康保険ノ被保險者ト為リタルトキ

第二十條第一項中「七年六月以上被保險者タルシ者」を「被保險者タリシ期間七年六月以上ナル者」に、「被保險者タラザルニ至リタル」を「第十九條ノ規定ニ依リ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル」に改め、同條第五項中「老齡、廢疾、脱退又ハ死亡ニ關スル保險給付(葬祭料ヲ除ク)」を「第三章第五節乃至第七節及第九節(第五十條ノ九及第五十條ノ十ヲ除ク)ニ規定スル保險給付」に改める。

第二十二條第一項中「被保險者ノ資格」の下に「(第十九條ノ三ノ規定ニ依ル被保險者ノ資格ヲ除ク次項及第三項ニ於テ之ニ同ジ)」を加える。

第二十八條第二項中「喪失シタル日前一年間ニ於テ三月以上又ハ同日前三年間ニ於テ一年以上第十七條ノ規定ニ依ル被保險者タリシコト」を「喪失シタル日(第十九條ノ三ノ規定ニ依ル被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者ニ在リテハ其ノ資格ヲ取得シタル日)前ニ於ケル第十七條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ期間が其ノ日前一年間ニ於テ三月以上又ハ其ノ日前三年間ニ於テ一年以上ナルコト」に改める。

第二十八條ノ三第一項中「二百円」を「六百円」に改める。

第二十九條ノ三第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

船舶所有者ハ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ

因リ発シタル疾病ニ關スル療養ノ給付及療養費ノ支給ニ関シテハ被保險者又ハ被保險者タルシ者ニ對シ其ノ者ガ第二十八條ノ三若ハ第二十八條ノ六第二項ノ規定ニ依リ一部負担金トシテ支払フベキ費用ノ中厚生大臣ノ定ムル額ヲ交付シ又ハ被保險者若ハ被保險者タルシ者ガ支払ヒタル一部負担金ノ額若ハ前條ノ規定ニ依リ控除セラレタル一部負担金ニ相当スル額ノ中厚生大臣ノ定ムル額ヲ負担スベシ

第三十二條第一項及び第三十三條第一項中「六万円」を「十万円」に改める。

第三十三條ノ三第一項中「通算シテ六月以上被保險者タリシコト」を「其ノ者ノ第十七條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ期間が通算シテ六月以上ナルコト」に改める。

第三十四條第一項第一号を次のように改める。

一 被保險者タリシ期間十五年以上ナル者

第三十四條第一項第二号及び第三号中「十五年未満被保險者タリシ者」を「被保險者タリシ期間十五年未満ナル者」に改める。

第三十五條第一号中「十五年以上被保險者タルシ者」を「被保險者タリシ期間十五年以上ナル者」に改める。

第三十九條ノ二第一項中「一年以上被保險者タリシ者」を「被保險者タリシ期間一年以上ナル者」に改める。

第四十條第四項中「六月以上被保險者タリシ者タルコト」を「ニ於ケル其ノ者ノ被保險者タリシ期間が六月以上ナルコト」に改める。

第四十一條第一項第一号、第四十二條ノ三第二項及び第五十條ノ二第二項中「十五年以上被保險者タリシ者」を「被保險者タリシ期間十五年以上ナル者」に改める。

第五十條ノ九第一項及び第五十條ノ十中「三万円」を「五万円」に改める。

第五十九條第三項を次のように改める。

第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ニ係ル保険料ハ其ノ被保険者タリシ月ニ付前項ノ例ニ依リ之ヲ算定ス但シ前月ヨリ引続キ同条ノ規定ニ依ル被保険者タル者其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ其ノ月分ノ保険料ハ之ヲ算定セズ

第五十九条第五項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ニ付テハ千分ノ七十二

第五十九条第六項及び第八項中「又ハ第二号」を「乃至第三号」に改める。

第六十条第二項及び第六十一条中「第二十條」を「第十九条ノ三又ハ第二十條」に改める。

第六十二条ノ二第一項ただし書中「第二十條」を「第十九条ノ三又ハ第二十條」に改め、「十日」の下に「(初テ納付スベキ保険料ニ付テハ行政庁ノ指定スル日)」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。ただし、第二条中船員保険法第四條第一項の改正規定及び附則第三條第二項の規定は同年八月一日から、第三條〇の規定は公布の日から施行する。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和五十一年七月一日前に健康保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(健康保険法第二十條の規定による被保険者の資格を有する者及び同月から標準報酬を改定されるべき者を除く。)のうち、同年六月の標準報酬月額が二万八千円以下であるもの又は二十万円であるもの(当該標準報酬月額を基礎となつた報酬月額が二十一万円未満である者を除く。)の標準報酬額は、当該標準報酬月額を基礎となつた報酬月額をこの法律による改正後の同法第三條第一項の規定による標準報酬額の基礎となる報酬月額とみなして、保険者が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬額は、昭和五十一年七月一日から同年九月三十日までの標準報酬とする。

3 この法律による改正後の健康保険法第二十條第一項の規定は、昭和五十一年七月一日以後に同法第十八條の規定により被保険者の資格を喪失した者について適用し、同日前に同条の規定により被保険者の資格を喪失した者については、なお従前の例による。

4 健康保険法第二十條の規定による被保険者に関する昭和五十一年六月以前の月分の保険料の納付期日及び当該保険料を納付しないことによるその被保険者の資格の喪失については、この法律による改正後の同法第二十一條第三号及び第七十九條第一項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 昭和五十一年七月一日前に健康保険法第二十條の規定による被保険者の資格を取得して、同日まで引き続きその被保険者の資格を有する者に関する同月分の保険料の納付期日は、この法律による改正後の同法第七十九條第一項ただし書の規定にかかわらず、同年八月十日とする。

6 昭和五十一年七月一日において現に病院又は診療所に収容されている者が当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病により同日以後引き続き病院又は診療所に収容されている場合における一部負担金については、この法律による改正後の健康保険法第四十三條ノ八第一項第二号及び第二項(同法第四十三條ノ十六第二項において例による場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(国民年金法の一部改正)

第八条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項第一号中「被保険者」の下に「(船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。)」を加える。

(国民健康保険法の一部改正)
第九條 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

第八十八條第一項中「審査委員会」の下に「都道府県知事が定めるそれと同等の」を加え、「各九人以下の同数」を附する。

(別紙)
健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

一 国民医療の確保を図るため、医療供給体制の整備、医療従事者の確保等につき、計画的にこれを実現に努めること。

特に救急医療体制等の整備は、緊急な対処を要する問題であり、速やかに具体的改善策を講ずること。

二 政府管掌健康保険の運営について必要な人員及び予算を確保し、行政面における一層の努力を払うこと。

三 差額ベット等保険外負担については、更にその対策を強化し、国民の負担の軽減を図ること。

四 医薬分業については、その前提条件の整備を図ることにより、これを推進し、技術を中心とした合理的な診療報酬体系の確立を図ること。

五 国民健康保険組合に対する助成については、市町村の国民健康保険事業に対する定率補助との均衡を考慮し、早期改善を図ること。

六 船員保険(疾病部門)に対する国庫補助の強化を図るよう努力すること。

七 一部負担金の徴収に関する保険者の責任について検討を加えること。

予防疫種法及び結核予防疫法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
昭和五十一年五月十一日
内閣総理大臣 三木 武夫

予防疫種法及び結核予防疫法の一部を改正する法律

(予防疫種法の一部改正)

第一条 予防疫種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 痘そう

第二条第二項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同条の次に次の二号を加える。

五 麻疹

六 風しん

第二条第二項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を削り、第十号を第八号とし、同条の次に次の一号を加える。

九 日本脳炎

第二条第二項第十一号を同項第十号とし、同項に次の一号を加える。

十一 前各号に掲げる疾病のほか、その発生及びまん延を予防するため特に予防疫種法を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病

第二条の次に次の章名を付する。
第二章 予防疫種の実施
第三条及び第四条を削る。

第五条中「この法律の定めるところにより」を「当該市町村の区域内に居住する者に対し、前条第二項第一号から第六号までに掲げる疾病のうち政令で定める疾病について、政令で定める定期において」、「基く」を「基づく」に改め、「以下第八條において同じ。」を削り、「指示を受ける」の下に「期日を指定して」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該予防疫種を受けることが適当でない者として厚生省令で定める者に対しては、この限りでない。

第五条を第三條とし、同条の次に次の二条を

加える。

第四条 前条の規定による予防接種の対象者は、その指定された期日に、市町村長の行う予防接種を受けなければならない。

第五条 前条の規定により予防接種を受けるべき者が、第三条に規定する定期内に、市町村長以外の者についてこれに相当する予防接種を受けたときは、前条の規定により予防接種を受けたものとみなす。

第六条第二項を削る。

「第三章 実施方法」を削る。

第七条から第十五条までを次のように改める。

第七条 前条の規定により予防接種を受けるべき者として指定された者は、その指定された期日に、都道府県知事又は市町村長の行う予防接種を受けなければならない。

第八条 前条の規定により予防接種を受けるべき者が、その予防接種を受けるべき期日前三月以内に、都道府県知事及び市町村長以外の者についてこれに相当する予防接種を受けたときは、同条の規定により予防接種を受けたものとみなす。

第九条 都道府県知事は、痘そう、コレラその他厚生大臣が定める疾病のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、予防接種を受けるべき者の範囲及び期日を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行わせることができる。

2 厚生大臣は、前項に規定する疾病のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、同項の予防接種を

都道府県知事に行わせることができる。

第十条 前条第一項の規定により予防接種を受けるべき者として指定された者は、その指定された期日に、都道府県知事又は市町村長の行う予防接種を受けなければならない。

第十一条 前条の規定により予防接種を受けるべき者が、その予防接種を受けるべき期日前三月以内に、都道府県知事及び市町村長以外の者についてこれに相当する予防接種を受けたときは、同条の規定により予防接種を受けたものとみなす。

第十二条 この章の規定により予防接種を受けるべき者が十六歳未満の者又は禁治産者であるときは、その保護者において、その者に予防接種を受けさせるため必要な措置を講じなければならない。

第十三条 次に掲げる者は、十六歳未満の児童、生徒その他これらに準ずる者、禁治産者又は十六歳未満の寄ぐう者の保護者が、前条の義務を履行していない場合には、その保護者に対し、同条の義務を履行すべき旨を指示しなければならない。

一 乳児院、保育所その他の児童福祉施設の長

二 学校、病院その他これらに準ずる施設の長

三 雇用の目的をもつて人を寄ぐうさせる者
2 前項各号に掲げる者は、同項に規定する児童、生徒その他の者に予防接種を受けさせることができる。

第十四条 この章に規定するもののほか、予防接種の実施に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

第十五条 削除

第三章を次のように改める。

第三章 削除

第十六条から第十九条まで 削除

第二十条中「予防接種を行うため必要な経費」を「予防接種を行うために要する費用」に改め、「第六条」の下に「及び第九条第一項」を加える。

第二十三条中「市町村長は、第五条」を「第三条又は第六条」に、「行つたとき」を「行つた者」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二十六条及び第二十七条を次のように改める。

第二十六条 第十条の規定に違反した者（十六歳未満の者及び禁治産者を除く。）又は第九条第一項の規定による予防接種について第十二条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 削除

第三十二条の二「急性灰白髄炎以外の疾病の定期の予防接種」を「第三条及び第六条の規定による予防接種（政令で定めるものを除く。）」に、「第二十二條及び第二十四條第一項（国庫の負担に関する部分に限る。）」を「及び第二十二條」に改める。

第二條 予防接種法の一部を次のように改正する。

第三章を次のように改める。

第三章 雑則

第十六条 市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に第四条、第七条又は第十条の規定により予防接種を受けた者（第五条、第八条又は第十一条の規定により当該予防接種を

受けたものとみなされる者を含む。）が、疾病にかかり、廃疾となり、又は死亡した場合において、当該疾病、廃疾又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生大臣が認定したときは、次条及び十八條第一項に定めるところにより、給付を行う。

2 厚生大臣は、前項の認定を行うに当たつては、伝染病予防調査会の意見を聴かなければならない。

第十七条 前条第一項の規定による給付（以下単に「給付」という。）は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。

一 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者
二 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の廃疾の状態にある十八歳未満の者を養育する者

三 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の廃疾の状態にある十八歳以上の者

四 死亡一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族

五 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者

第十八条 前条に定めるもののほか、給付の額、支給方法その他給付に關して必要な事項は、政令で定める。

2 厚生大臣は、前条第二号から第四号まで及び前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、伝染病予防調査会の意見を聴かなければならない。

第十九条 市町村長は、給付を受けるべき者が

同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わないことができる。

2 市町村長は、給付を受けた者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その受けた給付の額に相当する金額を返還させることができる。

第十九条の二 市町村長は、偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その受けた給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第十九条の三 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができる。

第十九条の四 租税その他の公課は、給付として支給を受けた金額を標準として、課することができない。

「第四章 費用」を削る。

第二十条に次の一項を加える。

2 給付に要する費用は、市町村の支弁とする。

第二十一条中「前条」を「前条第一項」に、「負担しなければならぬ」を「負担する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県は、政令の定めるところにより、前条第二項の規定により市町村の支弁する額の四分の三を負担する。

2 国庫は、前条第二項の規定により都道府県に負担する額の三分の二を負担する。

「第五章 罰則」を「第四章 罰則」に改める。

第三十二条の二中「第二十一条及び第二十二條」を「第二十一条及び第二十二條第一項」に改める。

(結核予防法の一部改正)

第三条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十一条の二」に改める。

第二十一条の次に次の一項を加える。

2 予防疫種による健康被害の救済に関する措置

第二十一条の二 市町村長は、その管轄する区域内に居住する間に第十六条の規定により予防疫種を受けた者(第十七条第一項の規定により当該予防疫種を受けたものとみなされる者を含む)又は第十八条第一項の規定により予防疫種を受けた者が、疾病にかかり、廃疾となり、又は死亡した場合において、当該疾病、廃疾又は死亡が当該予防疫種を受けたことによるものであると厚生大臣が認定したときは、予防疫種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十六条第一項の規定による給付の例により、給付を行う。

2 予防疫種法第十六条第二項及び第十九条から第十九条の四までの規定は、前項の給付について準用する。

第五十二条中「左に」を「次に」に改め、同条に次の一号を加える。

五 第二十一条の二第一項の規定による給付に要する費用

第五十五条の次に次の一項を加える。

(都道府県の負担)

第五十五条の二 都道府県は、第五十二条第五号の費用に対して、政令で定めるところにより、その四分の三を負担する。

第五十六条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「第五十二条各号」を「第五十二条第一号から第四号まで」に改め、同条第三号中「前条各号」を「第五十五条各号」に改める。

第五十六条の二に次の一項を加える。

2 国庫は、第五十五条の二の規定により都道府県が負担する費用に対して、その三分の二を負担する。

第五十七条中「左に」を「次に」に改め、同条第二号中「前条第二号」を「前条第一項第二号」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二條、第三條及び附則第三條から附則第五條までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 第二條の規定による改正後の予防疫種法第十六条第一項の規定及び第三條の規定による改正後の結核予防法第二十一条の二第一項の規定は、前項の政令で定める日以後に行われた予防疫種を受けたことによる疾病、廃疾及び死亡について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(従前の予防疫種による健康被害の救済に関する措置)

第三条 附則第一條第一項ただし書の政令で定める日前に予防疫種法若しくは結核予防法の規定により行われた予防疫種又はこれらに準ずるものとして厚生大臣が定める予防疫種を受けた者が、同日以後に疾病にかかり、若しくは廃疾となつてゐる場合又は死亡した場合において、当該疾病、廃疾又は死亡が当該予防疫種を受けたことによるものと厚生大臣が認定したときは、当該予防疫種を受けた者の当該予防疫種を受けた当時の居住地の市町村長は、政令で定めるところにより、予防疫種法第十六条第一項の規定による給付に準ずる給付を行う。

2 予防疫種法第十六条第二項、第十九条から第十九条の四まで、第二十条第二項、第二十一条第二項及び第二十二條第二項の規定は、前項の規定による給付について準用する。

る措置)

第三条 附則第一條第一項ただし書の政令で定める日前に予防疫種法若しくは結核予防法の規定により行われた予防疫種又はこれらに準ずるものとして厚生大臣が定める予防疫種を受けた者が、同日以後に疾病にかかり、若しくは廃疾となつてゐる場合又は死亡した場合において、当該疾病、廃疾又は死亡が当該予防疫種を受けたことによるものと厚生大臣が認定したときは、当該予防疫種を受けた者の当該予防疫種を受けた当時の居住地の市町村長は、政令で定めるところにより、予防疫種法第十六条第一項の規定による給付に準ずる給付を行う。

2 予防疫種法第十六条第二項、第十九条から第十九条の四まで、第二十条第二項、第二十一条第二項及び第二十二條第二項の規定は、前項の規定による給付について準用する。

(地方財政法の一部改正)

第四条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條第五号中「予防疫種」の下に「並びに予防疫種を受けたことによる疾病、廃疾及び死亡について行う給付」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

第五條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九條の表伝染病予防調査会の項中「伝染病の予防」の下に「並びに予防疫種を受けたことによる疾病、廃疾及び死亡について行う給付」を加える。

昭和五十一年五月十八日 衆議院會議録第二十号

予防疫種法及び結核予防法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十一年五月十八日 衆議院會議録第二十号

予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案及び同報告書 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

六九八

理 由

最近における伝染病の発生状況、医学医術の進歩、生活環境の改善等にかんがみ予防接種の対象疾病、実施方法等を改めるとともに、予防接種による健康被害について救済の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における伝染病の発生状況等にかんがみ予防接種の対象疾病、実施方法等を改めるとともに、予防接種による健康被害について救済の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 予防接種法に関する事項

(1) 予防接種法の対象疾病から、腸チフス、パラチフス、発しんチフス及びペストを除く外するとともに、新たに、麻しん、風しん、日本脳炎及び政令で定める疾病を加えること。

(2) 定期の予防接種を行う疾病及びその定期を政令で定めることとし、臨時の予防接種を、緊急の必要がある場合に行うものとそれ以外のものとに区分し、緊急の必要がある場合に行う臨時の予防接種の対象疾病は、痘そう、コレラ及び厚生大臣が定める疾病とすること。

(3) 緊急の必要がある場合に行う、臨時の予防接種についての義務違反に限り、罰則を設けること。

(4) 予防接種法による予防接種を受けた者が、疾病にかかり、廃疾となり、又は死亡した場合には、当該疾病等が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生大臣が認定したときは、市町村長は、給付を行うこととし、その給付は、(イ)医療費及び治療手(ロ)障害児養育年金(ハ)障害年金(ニ)死亡一時金(ホ)葬祭料とし、その額、支払方法等については、政令で定めること。また、これらの給付に要する費用については、市町村及び都道府県がそれぞれ四分の一、国が二分の一を負担すること。

2 結核予防法に関する事項

結核予防法による予防接種を受けた者が、疾病にかかり、廃疾となり、又は死亡した場合には、予防接種法の例により給付を行うこと。

3 従前の予防接種による健康被害の救済に関する措置

健康被害の救済に関する規定の施行日前に予防接種法、結核予防法により行われた予防接種を受けたことにより、同日以後に疾病にかかり、若しくは廃疾となつている場合又は死亡した場合には、予防接種法による給付に準ずる給付を行うこと。

4 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、予防接種による健康被害の救済に関する措置の創設は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

最近における伝染病の発生状況、医学医術の進歩、生活環境の改善等にかんがみ予防接種の対象疾病、実施方法等を改めるとともに、予防接種による健康被害について救済の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十一年五月十七日

社会労働委員長 熊谷 義雄

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めること。

一 予防接種については、ワクチンの改良開発、サーベイランス体制の充実、検査・防疫体制の強化、環境衛生の向上等、他の伝染病予防対策とともに総合的に実施を図るよう特に留意すること。

二 痘そうについては、WHOの痘そうに関する見

解その他海外諸国の流行状況等を適確に把握し、適切に対応すること。

三 麻しん及び風しんの予防接種については、準備体制を一層整備し、速やかに実施に移せるよう努力すること。

四 救済のための給付の額は、他の公的な補償制度の給付水準、被害者の実情を十分考慮し、適正な額とすること。また、物価水準の変動等に應じて速やかに改定の措置を講ずること。

五 給付の額、支給方法、障害等級等を定めるに当たっては、伝染病予防調査会の意見に被害者側の意向が十分反映されるよう配慮すること。

六 すでに死亡した被害者については、今回の立法趣旨にかんがみ、適切な行政措置を講ずること。

七 予防接種による健康被害者に対する救済は、そこなわれた健康を回復することが最も重要であるので、健康被害者の実態等を十分把握し、調査研究を進め、補償具の支給、リハビリテーションの実施等実情に応じた効果のある福祉事業の推進に努めること。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十一年一月三十一日

内閣総理大臣 三木 武夫

昭和五十一年五月十八日 衆議院會議録第二十号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 六九九

別表第二及び別表第三を次のように改める。

昭和五十一年五月十八日 衆議院會議録第二十号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 七〇〇

別								
3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円 302,200	円 261,000	円 230,700	円 203,200	円 186,700	円 173,000	円 153,800	円 140,000	円 126,300
346,100	296,300	261,600	228,300	210,300	193,700	174,200	157,600	141,000
330,000	288,800	255,600	228,100	208,900	195,200	170,500	156,700	143,000
372,600	327,100	389,900	259,500	237,500	222,300	193,300	178,100	162,900
330,000	288,800	255,600	228,100	208,900	195,200	170,500	156,700	143,000
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,900
273,900	234,900	207,400	181,400	167,000	154,000	138,900	125,300	112,100
302,800	259,500	229,100	200,200	184,300	169,900	152,600	138,100	123,700
273,900	234,900	207,400	181,400	167,000	154,000	138,100	125,100	112,100
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
359,400	311,700	275,700	243,900	223,900	208,000	183,700	167,800	151,900
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
387,700	337,900	298,900	265,600	243,500	226,900	199,300	182,700	166,100
287,700	248,700	219,800	193,800	178,000	165,000	146,500	133,500	120,500
288,900	245,600	216,700	188,700	174,300	160,000	145,700	131,400	117,100
359,400	311,700	275,700	243,900	223,900	208,000	183,700	167,800	151,900
317,200	271,700	239,900	209,500	193,000	177,800	159,800	144,600	129,400
316,100	274,900	243,200	215,700	197,900	184,200	162,100	148,300	134,600
401,500	351,700	311,600	278,300	254,800	238,200	207,700	191,100	174,500
359,400	311,700	275,700	243,900	223,900	208,000	183,700	167,800	151,900
288,900	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
288,900	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
279,200	236,300	207,600	186,200	171,800	157,500	143,200	128,900	114,600
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,700
260,000	221,000	195,000	169,000	156,000	143,000	130,000	117,000	104,000
287,700	248,700	219,800	193,800	178,000	165,000	146,500	133,500	120,500
288,900	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
345,500	297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600
288,400	247,200	218,300	190,800	175,700	162,000	145,400	131,600	117,900
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
288,900	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
259,500	222,700	196,600	172,000	158,400	146,100	130,900	118,600	106,300
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
260,000	221,000	195,000	169,000	156,000	143,000	130,000	117,000	104,000
303,300	257,800	227,500	197,100	182,000	166,800	151,700	136,500	121,300
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100

別表第二 在勤基本手当の基準額 (第十条関係)

一 大使館

地 域	所 在 国	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
ア ジ ア	インド	550,000	450,000	414,600	385,800	344,600
	インドネシア	610,000	500,000	480,100	446,300	396,400
	ヴェトナム共和国	550,000	460,000	445,300	415,000	373,800
	ヴェトナム民主共和国	580,000	510,000	490,300	467,100	421,600
	カンボディア	540,000	460,000	445,300	415,000	373,800
	シンガポール	590,000	480,000	464,400	446,200	398,700
	スリ・ランカ	460,000	380,000	366,200	350,500	313,400
	タイ	560,000	460,000	419,500	390,000	346,600
	大韓民国	530,000	410,000	379,000	352,400	313,400
	中華人民共和国	600,000	470,000	434,800	404,500	361,100
	ネパール	570,000	480,000	464,900	450,500	409,100
	パキスタン	540,000	450,000	434,800	404,500	361,100
	バングラデシュ	620,000	520,000	502,100	484,800	440,100
	ビルマ	490,000	410,000	394,300	366,900	327,900
	フィリピン	520,000	440,000	404,500	375,600	332,200
	ブータン	550,000	480,000	465,400	449,100	409,100
	マレーシア	560,000	470,000	439,600	408,700	363,200
	モルディヴ	480,000	440,000	423,700	396,400	359,300
	モンゴル	610,000	540,000	519,800	503,300	454,800
	ラオス	580,000	480,000	464,900	450,500	409,100
北 米	アメリカ合衆国	610,000	450,000	419,500	389,800	332,200
	カナダ	520,000	440,000	404,500	375,600	332,200
中 南 米	アルゼンティン	470,000	380,000	367,300	351,600	320,500
	ヴェネズエラ	550,000	440,000	426,200	415,700	394,500
	ウルグアイ	410,000	390,000	364,000	338,000	299,000
	エクアドル	440,000	410,000	386,800	361,600	327,900
	エル・サルヴァドル	460,000	420,000	398,300	372,300	332,200
	ガイアナ	490,000	460,000	424,000	396,800	361,100
	キューバ	530,000	480,000	461,300	431,900	394,400
	グアテマラ	450,000	400,000	387,800	362,600	330,100
	グレナダ	490,000	460,000	424,000	396,800	361,100
	コスタ・リカ	460,000	420,000	398,300	372,300	332,200
	コロンビア	400,000	370,000	350,500	327,400	296,800
	ジャマイカ	490,000	460,000	424,000	396,800	361,100
	スリナム	490,000	460,000	424,000	396,800	361,100
	チリ	440,000	400,000	364,000	338,000	299,000
	ドミニカ共和国	490,000	420,000	407,600	381,200	348,800
	トリニダード・トバゴ	490,000	440,000	424,000	396,800	361,100
	ニカラグア	490,000	450,000	433,600	404,500	361,100

330,500	287,200	254,000	225,100	206,500	192,100	169,300	154,800	140,400
288,400	247,200	218,300	190,800	175,700	162,000	145,400	131,600	117,900
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
302,800	259,500	229,100	200,200	184,300	169,900	152,600	138,100	123,700
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
288,400	247,200	218,300	190,800	175,700	162,000	145,400	131,600	117,900
288,900	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
330,000	288,800	255,600	228,100	208,900	195,200	170,500	156,700	143,000
273,900	234,900	207,400	181,400	167,000	154,000	138,100	125,100	112,100
288,900	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
303,300	257,800	227,500	197,100	182,000	166,800	151,700	136,500	121,300
303,300	257,800	227,500	197,100	182,000	166,800	151,700	136,500	121,300
332,200	282,400	249,200	215,900	199,300	182,700	166,100	149,500	132,900
332,200	282,400	249,200	215,900	199,300	182,700	166,100	149,500	132,900
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,900
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,900
303,300	257,800	227,500	197,500	182,500	167,500	152,500	137,500	122,500
303,300	257,800	227,500	197,500	182,500	167,500	152,500	137,500	122,500
390,000	331,500	292,500	253,500	234,000	214,500	195,000	175,500	156,000
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,700
317,800	270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
345,500	297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600
331,700	284,000	250,800	219,000	201,700	185,800	167,000	151,100	135,200
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,700
360,600	308,600	272,400	237,800	219,000	201,700	181,500	164,100	146,800
361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,700
331,700	284,000	250,800	219,000	201,700	185,800	167,000	151,100	135,200
332,200	282,400	249,200	215,900	199,300	182,700	166,100	149,500	132,900
361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
331,700	284,000	250,800	219,000	201,700	185,800	167,000	151,100	135,200
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,700
331,700	284,000	250,800	219,000	201,700	185,800	167,000	151,100	135,200
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,700
303,300	257,800	227,500	197,100	182,000	166,800	151,700	136,500	121,300
332,200	282,400	249,200	215,900	199,300	182,700	166,100	149,500	132,900
331,700	284,000	250,800	219,000	201,700	185,800	167,000	151,100	135,200
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,700
317,800	270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
317,800	270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
359,900	310,100	274,000	240,700	221,300	204,700	182,600	166,000	149,400
359,900	310,100	274,000	240,700	221,300	204,700	182,600	166,000	149,400
359,900	310,100	274,000	240,700	221,300	204,700	182,600	166,000	149,400
359,900	310,100	274,000	240,700	221,300	204,700	182,600	166,000	149,400
303,300	257,800	227,500	197,500	182,500	167,500	152,500	137,500	122,500

	ハイティ	500,000	470,000	450,100	419,200	375,800
	パナマ	450,000	400,000	387,800	362,600	330,100
	バハマ	490,000	460,000	424,000	396,800	361,100
	パラグアイ	490,000	440,000	415,700	388,700	346,600
	バルバドス	490,000	440,000	424,000	396,800	361,100
	ブラジル	500,000	410,000	399,300	371,300	330,100
	ペルー	490,000	420,000	404,500	375,600	332,200
	ボリヴィア	500,000	420,000	409,600	399,900	373,800
	ホンデュラス	430,000	380,000	369,100	345,000	313,400
	メキシコ	510,000	410,000	395,600	375,600	332,200
欧 州	アイスランド	480,000	440,000	407,600	381,200	348,800
	アイルランド	480,000	440,000	407,600	381,200	348,800
	イタリア	590,000	490,000	465,100	431,900	382,000
	ヴァチカン	530,000	490,000	465,100	431,900	382,000
	オーストリア	620,000	510,000	485,400	450,700	398,700
	オランダ	580,000	500,000	480,800	450,700	398,700
	ギリシャ	480,000	430,000	398,700	373,100	347,400
	サイプラス	480,000	430,000	398,700	373,100	347,400
	スイス	660,000	600,000	546,000	507,000	448,500
	スウェーデン	580,000	500,000	485,400	450,700	398,700
	スペイン	540,000	450,000	433,600	413,100	365,500
	ソヴィエト連邦	660,000	520,000	475,200	442,000	394,400
	チェコスロヴァキア	550,000	500,000	459,900	427,500	379,900
	デンマーク	580,000	510,000	485,400	450,700	398,700
	ドイツ民主共和国	610,000	530,000	500,400	465,100	413,100
	ドイツ連邦共和国	680,000	550,000	505,500	469,400	415,300
	ノールウェー	560,000	480,000	463,800	434,200	398,700
	ハンガリー	550,000	480,000	459,900	427,500	379,900
	フィンランド	530,000	480,000	445,100	416,600	382,000
	フランス	720,000	550,000	505,500	469,400	415,300
	ブルガリア	550,000	480,000	459,900	427,500	379,900
	ベルギー	640,000	530,000	485,400	450,700	398,700
	ポーランド	550,000	500,000	459,900	427,500	379,900
	ポルトガル	550,000	510,000	473,000	442,800	398,700
	マルタ	480,000	440,000	416,700	389,600	348,800
	ユーゴスラヴィア	560,000	480,000	462,500	431,900	382,000
	ルーマニア	550,000	480,000	459,900	427,500	379,900
	ルクセンブルグ	550,000	500,000	463,800	434,200	398,700
	連合王国	630,000	490,000	444,900	413,100	365,500
大 洋 州	オーストラリア	570,000	460,000	435,800	413,100	365,500
	トンガ	560,000	450,000	435,400	425,600	406,200
	ナウル	560,000	450,000	435,400	425,600	406,200
	西サモア	560,000	450,000	435,400	425,600	406,200
	ニュー・ジーランド	510,000	410,000	396,800	380,300	346,900

昭和五十一年五月十八日 衆議院會議録第二十号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 七〇四

387,700	337,900	298,900	265,600	243,500	226,900	199,300	182,700	166,100
359,900	310,100	274,000	240,700	221,300	204,700	182,600	166,000	149,400
388,300	336,300	297,800	262,700	241,200	223,900	198,200	180,800	163,500
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
331,700	284,000	250,800	219,000	201,700	185,800	167,000	151,100	135,200
388,300	336,300	297,800	262,700	241,200	223,900	198,200	180,800	163,500
331,700	284,000	250,800	219,000	201,700	185,800	167,000	151,100	135,200
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
345,500	297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600
331,700	284,000	250,800	219,000	201,700	185,800	167,000	151,100	135,200
288,400	247,200	218,300	190,800	175,700	162,000	145,400	131,600	117,900
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
360,600	308,600	272,400	237,800	219,000	201,700	181,500	164,100	146,800
331,000	285,500	252,300	221,900	204,000	188,800	168,200	153,000	137,800
331,000	285,500	252,300	221,900	204,000	188,800	168,200	153,000	137,800
373,300	325,600	288,100	256,300	234,900	219,000	192,100	176,200	160,300
401,500	351,700	311,600	278,300	254,800	238,200	207,700	191,100	174,500
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
430,400	376,300	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
302,800	259,500	229,100	200,200	184,300	169,900	152,600	138,100	123,700
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
416,000	364,000	322,400	287,800	263,500	246,200	215,000	197,600	180,300
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
344,900	299,400	264,800	234,400	215,200	200,000	176,500	161,300	146,100
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
345,500	297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
388,800	334,600	295,600	259,500	238,700	220,600	197,100	179,000	160,900
402,200	350,200	309,700	275,100	252,200	234,900	206,600	189,200	171,900
402,200	350,200	309,700	275,100	252,200	234,900	206,600	189,200	171,900
344,400	301,100	266,400	237,500	217,500	203,100	177,700	163,200	148,800
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600

	パプア・ニューギニア	590,000	570,000	522,800	478,900	440,100
	フィジー	560,000	450,000	435,400	425,600	406,200
中 近 東	アフガニスタン	620,000	510,000	495,900	480,200	442,300
	アラブ首長国連邦	610,000	520,000	508,600	502,200	481,700
	イエメン	600,000	520,000	500,300	495,600	478,700
	イスラエル	550,000	480,000	459,900	427,500	379,900
	イラク	590,000	480,000	465,700	456,100	437,100
	イラン	580,000	470,000	459,900	427,500	379,900
	オマーン	580,000	480,000	468,100	467,000	464,800
	カタール	600,000	510,000	495,800	490,600	478,700
	クウェイト	640,000	530,000	510,600	498,100	473,100
	サウディ・アラビア	660,000	540,000	528,100	514,900	488,100
	ジョルダン	530,000	470,000	454,100	431,900	394,400
	シリア	520,000	480,000	443,900	415,500	379,900
	トルコ	480,000	440,000	399,300	371,300	330,100
	バハレーン	610,000	510,000	493,000	485,400	468,700
	南イエメン	600,000	520,000	500,300	505,600	478,700
	レバノン	630,000	550,000	505,500	469,400	415,300
ア フ リ カ	アルジェリア	600,000	510,000	492,500	465,100	413,100
	ウガンダ	510,000	470,000	452,400	423,200	377,700
	エジプト	570,000	500,000	454,900	423,200	377,700
	エチオピア	590,000	520,000	499,100	471,200	422,600
	ガーナ	600,000	510,000	496,100	484,300	454,800
	カーボ・ヴェルデ	620,000	580,000	560,000	523,500	473,400
	ガボン	620,000	520,000	503,600	496,800	483,300
	上ヴォルタ	620,000	540,000	522,700	508,400	473,400
	カメルーン	620,000	520,000	500,900	491,700	471,700
	ガンビア	590,000	500,000	485,100	479,000	465,700
	ギニア	620,000	520,000	503,700	496,800	481,700
	ギニア・ビサオ	590,000	500,000	485,100	479,000	465,700
	ケニア	530,000	450,000	419,500	390,000	346,600
	コンゴ	620,000	530,000	519,800	503,300	473,400
	ザイール	610,000	520,000	500,400	491,200	471,300
	サントメ・プリンシペ	620,000	580,000	560,000	523,500	473,400
	ザンビア	530,000	480,000	460,900	431,500	392,400
	シエラ・レオーネ	620,000	560,000	546,100	518,400	473,400
	スーダン	610,000	510,000	490,600	485,000	473,900
	スワジランド	530,000	490,000	470,700	440,600	394,400
	赤道ギニア	580,000	480,000	465,500	462,000	455,100
	セネガル	610,000	490,000	474,100	462,900	440,800
	象牙海岸共和国	600,000	490,000	476,700	467,800	450,400
	ソマリア	600,000	490,000	476,700	467,800	450,400
	タンザニア	540,000	480,000	459,700	430,400	390,300
	チャード	580,000	480,000	465,500	462,000	455,100

430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
317,200	271,700	239,900	209,500	193,000	177,800	159,800	144,600	129,400
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
345,500	297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600
345,500	297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600
359,400	311,700	275,700	243,900	223,900	208,000	183,700	167,800	151,900
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
288,900	245,600	216,700	187,800	173,300	153,900	144,500	130,000	115,600
345,500	297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
373,800	324,000	286,500	253,200	232,500	215,900	190,900	174,300	157,700
317,200	271,700	239,900	209,500	193,000	177,800	159,800	144,600	129,400
373,800	324,000	286,500	253,200	232,500	215,900	190,900	174,300	157,700
401,500	351,700	311,600	278,300	254,800	238,200	207,700	191,100	174,500
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
345,500	297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600

昭和五十一年五月十八日 衆議院會議録第二十号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 七〇六

別							
4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円 261,000	円 230,700	円 203,200	円 186,700	円 173,000	円 153,800	円 140,000	円 126,300
261,000	230,700	203,200	186,700	173,000	153,800	140,000	126,300
261,000	230,700	203,200	186,700	173,000	153,800	140,000	126,300
296,300	261,600	228,300	210,300	193,700	174,200	157,600	141,000
296,300	261,600	228,300	210,300	193,700	174,200	157,600	141,000
259,500	229,100	200,200	184,300	169,900	152,600	138,100	123,700
234,900	207,400	181,400	167,000	154,000	138,100	125,100	112,100
273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
261,000	230,700	203,200	186,700	173,000	153,800	140,000	126,300
245,600	216,700	188,700	174,300	160,000	145,700	131,400	117,100
282,400	249,200	215,900	199,300	182,700	166,200	149,800	133,500
282,400	249,200	215,900	199,300	182,700	166,100	149,500	132,900
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600

昭和五十一年五月十八日 衆議院會議録第二十号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 七〇七

中央アフリカ共和国	620,000	520,000	503,600	496,800	483,300
テュニジア	500,000	450,000	425,200	397,800	363,200
トーゴ	620,000	540,000	522,700	508,400	473,400
ナイジェリア	620,000	510,000	495,600	486,000	467,200
ニジェール	620,000	540,000	522,700	508,400	473,400
ブルンディ	600,000	510,000	497,800	490,400	468,700
ベナン	600,000	510,000	497,800	490,400	468,700
ボツワナ	530,000	490,000	470,700	440,600	394,400
マダガスカル	560,000	480,000	470,700	440,600	394,400
マラウイ	550,000	470,000	457,600	443,300	409,100
マリ	620,000	560,000	546,100	513,400	473,400
南アフリカ共和国	490,000	410,000	395,600	375,600	332,200
モーリシャス	530,000	480,000	463,500	440,600	394,400
モーリタニア	620,000	560,000	544,500	513,400	473,400
モザンビーク	570,000	520,000	499,100	474,400	425,600
モロッコ	500,000	450,000	425,200	397,800	363,200
リビア	570,000	480,000	467,800	455,900	425,600
リベリア	590,000	490,000	475,400	466,600	449,100
ルワンダ	620,000	580,000	560,000	523,500	473,400
レソト	530,000	490,000	470,700	440,600	394,400

二 総領事館

地 域	所 在 地	号			
		総 領 事	1 号	2 号	3 号
ア ジ ア	カルカタ	440,000	385,800	344,600	302,200
	ボンベイ	440,000	385,800	344,600	302,200
	マドラス	420,000	385,800	344,600	302,200
	ウジュン・パンダン	480,000	446,300	396,400	346,100
	ジャカルタ	480,000	446,300	396,400	346,100
	バンコック	430,000	390,000	346,600	302,800
	釜山	400,000	352,400	313,400	273,900
	上海	440,000	404,500	361,100	316,600
	カラチ	440,000	385,800	344,600	302,200
	マニラ	410,000	375,600	332,200	288,900
	香港	510,000	431,900	382,000	332,200
北 米	アガナ	460,000	431,900	382,000	332,200
	アトランタ	410,000	379,800	332,200	288,900
	サン・フランシスコ	430,000	379,800	332,200	288,900
	シアトル	430,000	379,800	332,200	288,900
	シカゴ	430,000	379,800	332,200	288,900
	ニュー・オルリンズ	410,000	379,800	332,200	288,900
	ニュー・ヨーク	500,000	413,100	365,500	317,800
	ヒューストン	430,000	379,800	332,200	288,900
	ポートランド	410,000	379,800	332,200	288,900

昭和五十一年五月十八日 衆議院會議録第二十号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 七〇八

270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
233,800	205,900	178,400	164,700	151,000	137,300	123,500	109,800
236,500	209,000	184,400	169,400	157,100	139,300	127,000	114,700
208,800	184,200	159,600	147,400	135,100	122,800	110,500	98,200
221,000	195,000	169,000	156,000	143,000	130,000	117,000	104,000
236,500	209,000	184,400	169,400	157,100	139,300	127,000	114,700
282,400	249,200	215,900	199,300	182,700	166,100	149,500	132,900
331,500	292,500	253,500	234,000	214,500	195,000	175,500	156,000
257,800	227,500	197,100	182,000	166,800	151,700	136,500	121,300
311,700	275,700	243,900	223,900	208,000	183,700	167,800	151,900
311,700	275,700	243,900	223,900	208,000	183,700	167,800	151,900
297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600
306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
257,800	227,500	197,500	182,500	167,500	152,500	137,500	122,500
337,900	298,900	265,600	243,500	226,900	199,300	182,700	166,100
325,600	288,100	256,300	234,900	219,000	192,100	176,200	160,300
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600

号							
4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円 296,300	円 261,600	円 228,300	円 210,300	円 193,700	円 174,200	円 157,600	円 141,000
296,300	261,600	228,300	210,300	193,700	174,200	157,600	141,000

昭和五十一年五月十八日 衆議院會議録第二十号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 七〇九

	ホノルル	470,000	413,100	365,500	317,800
	ロス・アンジェルス	430,000	379,800	332,200	288,900
	ヴァンクーヴァー	430,000	375,600	332,200	288,900
	ウィニペグ	410,000	375,600	332,200	288,900
	エドモントン	410,000	375,600	332,200	288,900
	トロント	430,000	375,600	332,200	288,900
	モントリオール	430,000	375,600	332,200	288,900
中 南 米	サン・パウロ	410,000	356,900	315,700	274,500
	ベレーン	380,000	348,200	311,300	273,300
	ポルト・アレグレ	360,000	319,300	282,400	245,600
	リオ・デ・ジャネイロ	390,000	338,000	299,000	260,000
	レシフェ	380,000	348,200	311,300	273,300
欧 州	ミラノ	480,000	431,900	382,000	332,200
	ジュネーヴ	560,000	507,000	448,500	390,000
	ラス・パルマス	430,000	394,300	348,800	303,300
	ナホトカ	520,000	456,700	409,100	359,400
	ハバロフスク	500,000	456,700	409,100	359,400
	レニングラード	490,000	442,000	394,400	345,500
	デュッセルドルフ	520,000	469,400	415,300	361,100
	ハンブルグ	520,000	469,400	415,300	361,100
	ベルリン	540,000	469,400	415,300	361,100
	ボン	520,000	469,400	415,300	361,100
	ミュンヘン	520,000	469,400	415,300	361,100
	パリ	520,000	469,400	415,300	361,100
	マルセイユ	520,000	469,400	415,300	361,100
	ロンドン	460,000	413,100	365,500	317,800
大 洋 州	シドニー	470,000	413,100	365,500	317,800
	パース	460,000	413,100	365,500	317,800
	ブリスベン	440,000	413,100	365,500	317,800
	メルボルン	470,000	413,100	365,500	317,800
	オークランド	400,000	380,300	346,900	303,300
	ポート・モレスビー	530,000	478,900	440,100	387,700
中 近 東	ホラムシャハル	520,000	471,200	423,600	373,300
	イスタンブル	410,000	375,600	332,200	288,900
ア フ リ カ	プレトリア	400,000	375,600	332,200	288,900
	ソールズベリー	410,000	375,600	332,200	288,900

三 領事館

地 域	所 在 地	号			
		領事館の長	1 号	2 号	3 号
ア ジ ア	スラバヤ	470,000	446,300	396,400	346,100
	メダン	470,000	446,300	396,400	346,100

昭和五十一年五月十八日

衆議院會議録第二十号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

七一〇

271,700	239,900	209,500	193,000	177,800	159,800	144,600	129,400
282,400	249,200	215,900	199,300	182,700	166,100	149,500	132,900
250,400	221,500	196,900	180,600	168,300	147,600	135,300	123,000
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600

別									
3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
317,800	270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100	
390,000	331,500	292,500	253,500	234,000	214,500	195,000	175,500	156,000	
390,000	331,500	292,500	253,500	234,000	214,500	195,000	175,500	156,000	
361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400	
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,700	

10 号	11 号	12 号	13 号	14 号	15 号	16 号	17 号	18 号	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
197,300	185,300	173,300	161,300	149,300	137,300	125,300	113,300	101,300	

附 則

この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在スリナム、在カーボ・ヴェルデ、在サントメ・プリンシペ及び在モザンビークの各日本国大使館並びに在ウジエン・パンダン及び在ホラムシャハルの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

理 由

在外公館を新設し、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当の額を定め、及び既設の在外公館について在勤手当の額を改定するとともに、戦争等による特別事態が発生している地に所在する特定の在外公館についての在勤基本手当の額を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 議案の要旨及び目的
 議案の要旨は、次のとおりである。
 1 戦争等による特別事態が発生している地に所在する特定の在外公館に勤務する在外職員に支給する在勤基本手当の額を定めること。
 2 スリナム、カーボ・ヴェルデ、サントメ・プリンシペ及びモザンビークに日本国大使館を、ウジエン・パンダン及びホラムシャハルに日本国総領事館をそれぞれ設置するとともに、在勤手当の額を定めること。
 3 ダホメの国名変更に伴い、同国に所在する日本国大使館の名称を在ベナン日本国大使館に改めること。
 4 既設の在外公館について、在勤基本手当の基準額並びに研修員手当の号別及び手当額を改めること。

二 議案の修正議決理由
 本案は、外交活動の円滑かつ効率的な遂行を期するため、必要な措置と認めるが、施行期日については、修正することを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
 本案施行に要する経費として、約六億千六百万円が、昭和五十一年度一般会計予算に計上されている。
 右報告する。
 昭和五十一年五月十七日
 内閣委員長代理 理事 木野 晴夫
 衆議院議長 前尾繁三郎殿

（別紙）
 附 則
 公布の日
 1 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在スリナム、在カーボ・ヴェルデ、在サントメ・プリンシペ及び在モザンビークの各日本国大使館並びに在ウジエン・パンダン及び在ホラムシャハルの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。
 2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二及び別表第三の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

民法等の一部を改正する法律案
 右
 国会に提出する。
 昭和五十一年二月十八日
 内閣総理大臣 三木 武夫

		コタ・キナバル	430,000	408,700	363,200	317,200
北	米	アンカレッジ	450,000	431,900	382,000	332,200
中	南	米				
		マナオス	380,000	362,900	326,000	287,200
		リマ	400,000	375,600	332,200	288,900

四 政府代表部

地 域	所 在 地	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
北 米	ニュー・ヨーク (国際連合)	円	円	円	円	円
		610,000	480,000	444,900	413,100	365,500
欧 州	ジュネーヴ (在ジュネーヴ国際機関)	710,000	600,000	546,000	507,000	448,500
	(軍縮委員会)	620,000	600,000	546,000	507,000	448,500
	パリ (経済協力開発機構)	720,000	550,000	505,500	469,400	415,300
	ブラッセル (欧州共同体)	550,000	530,000	485,400	450,700	398,700

別表第三 研修員手当 (第二十条の二関係)

号 別	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号
手 当 額	円 305,300	円 293,300	円 281,300	円 269,300	円 257,300	円 245,300	円 233,300	円 221,300	円 209,300

民法等の一部を改正する法律

(民法の一部改正)

第一条 民法(明治三十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第七百六十七條に次の一項を加える。

前項の規定によつて婚姻前の氏に復した夫又は妻は、離婚の日から三箇月以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、離婚の際に称していた氏を称することができる。

(人事訴訟手続法の一部改正)

第二条 人事訴訟手続法(明治三十一年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「夫婦が夫ノ氏ヲ称スルトキハ夫、妻ノ氏ヲ称スルトキハ妻が普通裁判籍ヲ有スル地」を「夫婦が共通ノ住所ヲ有スルトキハ其住所、夫婦が最後ノ共通ノ住所ヲ有スル地ノ地方裁判所ノ管轄区域内ニ夫又ハ妻が住所ヲ有スルトキハ其住所、其管轄区域内ニ夫婦が住所ヲ有セザルトキハ夫婦が共通ノ住所ヲ有スル地」に改め、同条第三項を次のように改める。

前二項ノ規定ニ依リ管轄裁判所ガ定マラザルトキハ第一項ノ訴ハ最高裁判所ノ指定シタル地ノ地方裁判所ノ管轄ニ專屬ス。

第一条の次に次の一條を加える。

第一条ノ二 裁判所ハ其管轄ニ屬スル婚姻事件ニ付キ著シキ損害又ハ遅滞ヲ避クル為メ必要アリト認ムルトキハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其事件ヲ他ノ管轄裁判所ニ移送スルコトヲ得。

第二十六條中「第三項」の下に、「第一条ノ二」を加える。

(戸籍法の一部改正)

第三条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

第十条 何人でも、手数料を納めて、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の請求をすることができる。

前項の請求は、法務省令で定める場合を除き、その事由を明らかにしてしなければならない。

市町村長は、第一項の請求が不当な目的によることが明らかとなるときは、これを拒むことができる。

第一項の請求をする場合においては、手数料のほかは郵送料を納めて、同項の謄本、抄本又は証明書の送付を求めることができる。

第十二條第二項中「乃至」を「及び」に改める。

第二章中第十二條の次に次の一條を加える。

第十二條の二 除かれた戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊屬若しくは直系卑屬は、手数料を納めて、その除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の請求をすることができる。国又は地方公共団体の職員、弁護士その他法務省令で定める者も、同様である。

前項に規定する者以外の者は、相続関係を証明する必要がある場合その他法務省令で定める場合に限り、同項の請求をすることができる。

第十条第四項の規定は、第一項の請求をする場合に準用する。

第十九條に次の一項を加える。

民法第七百六十七條第二項(同法第七百四十九條及び第七百七十一條において準用する場合を含む。)の規定によつて離婚又は婚姻の取消しの際に称していた氏を称する旨の届出があつた場合において、その届出をした者を筆頭に記載した戸籍が編製されていないときは、その者について新戸籍を編製する。

第四十五條中「届出義務者」を「届出人」に改める。

る。

第四十八条第三項中「第十条第二項」を「第十条第四項」に改める。

第五十二条第一項中「父がこれをし、父が届出をすることができない場合又は」を「父又は母がこれをし、」に改める。

第六十三条に次の一項を加える。

訴えを提起した者が前項の規定による届出をしないときは、その相手方は、裁判の謄本を添付して、認知の裁判が確定した旨を届け出ることができる。この場合には、同項後段の規定を準用する。

第四章第六節中第七十五条の次に次の一項を加える。

第七十五条の二 第七十七条の二の規定は、民法第七百四十九条において準用する同法第七百六十七条第二項の規定によつて婚姻の取消しの際に称していた氏を称しようとする場合に準用する。

第四章第七節中第七十七条の次に次の一項を加える。

第七十七条の二 民法第七百六十七条第二項（同法第七百七十一条において準用する場合を含む。）の規定によつて離婚の際に称していた氏を称しようとする者は、離婚の年月日を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

第七十九条中「第六十三条」を「第六十三条第

一項」に改める。

第八十六条第一項中「、診断書又は検案書を添附して」を削り、同条第二項中「左の事項を記載し」を「次の事項を記載し、診断書又は検案書を添付し」に改める。

第八十七条に次の一項を加える。

死亡の届出は、同居の親族以外の親族も、これを行うことができる。

第九十二条第三項中「第八十七条第一号又は第二号」を「第八十七条第一号又は第二号」に改める。

第九十四条及び第九十七条中「第六十三条」を「第六十三条第一項」に改める。

第九十七条を次のように改める。

第一百十七条 第二十五条第一項、第二十七条から第三十二条まで、第三十四条から第三十九条まで、第四十三条から第四十八条まで、及び第六十三条第二項前段の規定は、戸籍訂正の申請に準用する。

第一百二十条中「五百円」を「三万円」に改める。

第一百二十一条中「千円」を「五万円」に改める。

第一百二十一条の次に次の一項を加える。

第一百二十一条の二 偽りその他不正の手段により、第十条第一項若しくは第十二条の二第一項の謄本、抄本若しくは証明書の交付を受け、又は第四十八条第二項（第一百十七条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧をし、若しくは証明書の交付を受けた者は、

五万円以下の過料に処する。

第一百二十二条中「左の場合」を「次の場合」に、「千円」を「五万円」に改め、同条第三号中「戸籍簿、除籍簿又は」を削り、同条第四号中「第十条第一項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定する」を「第十条第一項若しくは第十二条の二第一項の」に改める。

第一百二十四条中「千円」を「十万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条中戸籍法第十条、第十二条第二項、第四十八条第三項、第五十二条第一項、第一百二十条、第一百二十一条、第一百二十二条及び第一百二十四条の各改正規定並びに同法第十二条及び第一百二十一条の次にそれぞれ一条を加える各改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（民法の一部改正に伴う経過措置）

2 この法律の施行前三月以内に離婚し、又は婚姻が取り消された場合における第一条の規定による改正後の民法第七百六十七条第二項（同法第七百四十九条及び第七百七十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「離婚の日から三箇月以内」とあるのは、「民法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第 号）の施行の日から三箇月以内」とする。

（人事訴訟手続法の一部改正に伴う経過措置）

3 この法律の施行前に訴えの提起があつた事件については、第二条の規定による改正後の人事訴訟手続法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（戸籍法の一部改正に伴う経過措置）

4 第三条中戸籍法第五十二条第一項の改正規定の施行の日前十三日以内に出生した子について、同項の規定の改正により新たに届出義務者となつた母の届出に関する戸籍法第四十三条第一項の規定の適用については、同項中「届出事件発生の日」とあるのは、「民法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第 号）第三条中戸籍法第五十二条第一項の改正規定の施行の日」とする。

5 附則第一項ただし書に掲げる各改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

妻の地位の實質的向上を図るため、離婚復氏の制度、婚姻事件に関する訴えの裁判管轄及び嫡出子出生の届出をする者について改善を加えるとともに、国民のプライバシー保護の観点から戸籍公開の制度を改善する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

民法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、妻の地位の實質的向上を図るため、離婚復氏の制度及び婚姻事件に関する裁判管轄等の改善並びに国民のプライバシー保護の観点から戸籍公開の制度等を改善するため、民法、人事訴訟手続法及び戸籍法を改正しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 離婚によつて婚姻前の氏に復した夫又は妻は、離婚の日から三箇月以内に届出をするこ
とによつて離婚の際に称していた氏を称する
ことができることとする。

2 婚姻事件の訴えは、(1)夫婦共通の住所があ
るときはその住所地、(2)夫婦最後の共通の住
所地の地方裁判所の管轄区域内に夫又は妻が
住所を有するときはその住所地、(3)これらの
住所がないときは夫又は妻の普通裁判籍所
在地又は死亡時の住所地の地方裁判所の管轄
に専属することとする。

3 戸籍の謄抄本等の交付請求は、一定の場合
を除き、その理由を明らかにしなければなら
ないこととし、請求が不当な目的によること
が明らかなきときは、市町村長はその交付を拒
むことができることとする。

4 除籍の謄抄本等の交付請求は、一定の場合
を除き、相続関係を証明する等の必要がある
ときに限りすることができることとする。

5 戸籍簿及び除籍簿の閲覧制度は廃止するこ
ととする。

6 嫡出子の出生届、裁判に基づく戸籍の届出
及び死亡届について、届出人の範囲を拡大す
ることとする。

7 不正に戸籍等の謄抄本等の交付を受け、又
は戸籍届書類の閲覧等をした者に対し、過料
を課することとする。

二 議案の可決理由

本案は、離婚復氏の制度及び婚姻事件に関す
る裁判管轄並びに戸籍公開の制度等を改善しよ
うとするもので、その措置は妥当なものと認
め、これを可決すべきものと議決した次第であ
る。

右報告する。

昭和五十一年五月十八日

法務委員長 大竹 太郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

昭和五十一年五月十八日 衆議院會議録第二十号

七一四

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区赤坂英町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大代)